

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【事業年度】 第18期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 青山 教行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 青山 教行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自2015年4月1日 至2016年3月31日)	(自2016年4月1日 至2017年3月31日)	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)
連結経常収益	百万円	4,772,100	5,133,245	5,764,172	5,735,312	5,314,313
連結経常利益	百万円	985,284	1,005,855	1,164,113	1,135,300	932,064
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	646,687	706,519	734,368	726,681	703,883
連結包括利益	百万円	178,328	966,057	984,133	795,191	372,971
連結純資産額	百万円	10,447,669	11,234,286	11,612,892	11,451,611	10,784,903
連結総資産額	百万円	186,585,842	197,791,611	199,049,128	203,659,146	219,863,518
1株当たり純資産額	円	6,519.60	6,901.67	7,366.21	7,715.91	7,827.50
1株当たり当期純利益	円	472.99	516.00	520.67	519.95	511.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	472.67	515.58	520.27	519.59	511.57
連結自己資本比率	%	4.78	4.92	5.22	5.29	4.88
連結自己資本利益率	%	7.21	7.58	7.30	6.87	6.55
連結株価収益率	倍	7.21	7.84	8.56	7.45	5.12
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,127,308	4,514,377	9,342,794	4,596,242	7,087,460
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,240,950	581,347	3,395,299	1,006,260	3,011,660
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	55,995	166,524	350,468	632,819	1,024,554
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	37,556,806	42,478,393	47,983,114	53,120,963	56,097,807
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	73,652 〔16,329〕	77,205 〔15,965〕	72,978 〔15,131〕	86,659 〔13,137〕	86,443 〔11,923〕

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 連結自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

3 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

(2) 提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	577,845	502,484	366,321	522,543	833,835
経常利益	百万円	527,292	414,410	221,008	341,203	629,263
当期純利益	百万円	527,288	450,775	229,300	474,196	636,128
資本金	百万円	2,337,895	2,337,895	2,338,743	2,339,443	2,339,964
発行済株式総数	株	普通株式 1,414,055,625	普通株式 1,414,055,625	普通株式 1,414,443,390	普通株式 1,399,401,420	普通株式 1,373,171,556
純資産額	百万円	5,272,925	5,512,680	5,525,075	5,685,011	5,966,267
総資産額	百万円	8,187,559	10,457,139	12,104,930	12,991,386	14,225,470
1株当たり純資産額	円	3,737.67	3,907.35	3,914.94	4,071.70	4,354.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円	普通株式 150 (75)	普通株式 150 (75)	普通株式 170 (80)	普通株式 180 (85)	普通株式 190 (90)
1株当たり当期純利益	円	373.95	319.69	162.57	339.29	462.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	373.70	319.44	162.45	339.07	462.33
自己資本比率	%	64.37	52.69	45.62	43.74	41.93
自己資本利益率	%	10.31	8.36	4.16	8.46	10.92
株価収益率	倍	9.12	12.65	27.42	11.42	5.67
配当性向	%	40.11	46.92	104.57	52.98	40.90
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	%	77.41 (89.18)	94.43 (102.28)	107.10 (118.51)	98.36 (112.54)	75.26 (101.85)
最高株価	円	5,770.0	4,768.0	5,333.0	4,807.0	4,167.0
最低株価	円	2,819.5	2,766.5	3,760.0	3,483.0	2,507.5
従業員数	人	346	421	841	909	994

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2 第18期中間配当についての取締役会決議は2019年11月12日に行いました。
3 自己資本比率は、(期末純資産合計 - 期末新株予約権)を期末資産合計で除して算出しております。
4 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。
5 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益で除して算出しております。
6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第17期から、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。また、第16期以前についても、当該表示の変更を反映しております。

2 【沿革】

2002年7月	株式会社三井住友銀行は、持株会社を設立し、これを核としてグループ経営改革を行うことを決定
2002年9月	株式会社三井住友銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、同行が株式移転により完全親会社である当社を設立し、その完全子会社となることについて承認決議
2002年11月	株式会社三井住友銀行は、内閣総理大臣より、銀行を子会社とする銀行持株会社の設立に係る認可を取得
2002年12月	当社の普通株式を東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)及び名古屋証券取引所(市場第一部)に上場 (その後、2013年7月大阪証券取引所(市場第一部)は東京証券取引所(市場第一部)に統合) 株式会社三井住友銀行が株式移転により当社を設立
2003年2月	三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を完全子会社化(2005年7月に当社保有の三井住友カード株式会社株式の一部を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)に譲渡するとともに、三井住友カード株式会社は同社を割当先とする第三者割当増資を実施)
2003年3月	株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が、株式会社わかしお銀行を存続会社として合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更
2006年9月	S M B C フレンド証券株式会社を株式交換により完全子会社化
2007年10月	三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足
2009年10月	株式会社三井住友銀行が日興コーディアル証券株式会社(現S M B C 日興証券株式会社)を完全子会社化(2016年10月に同社を直接出資子会社化)
2010年11月	当社の米国預託証券(A D R)をニューヨーク証券取引所に上場
2011年5月	株式会社S M F Gカード&クレジットが株式会社セディナを株式交換により完全子会社化
2012年4月	プロミス株式会社(現S M B C コンシューマーファイナンス株式会社)を株式交換により完全子会社化
2016年7月	株式会社三井住友銀行が三井住友アセットマネジメント株式会社(現三井住友DSアセットマネジメント株式会社)を株式の追加取得により子会社化(2016年10月に同社を直接出資子会社化)
2017年6月	指名委員会等設置会社へ移行
2018年1月	S M B C 日興証券株式会社とS M B C フレンド証券株式会社が、S M B C 日興証券株式会社を存続会社として合併
2019年4月	三井住友カード株式会社を完全子会社化 三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が発足

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社(うち連結子会社174社、持分法適用会社101社))は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

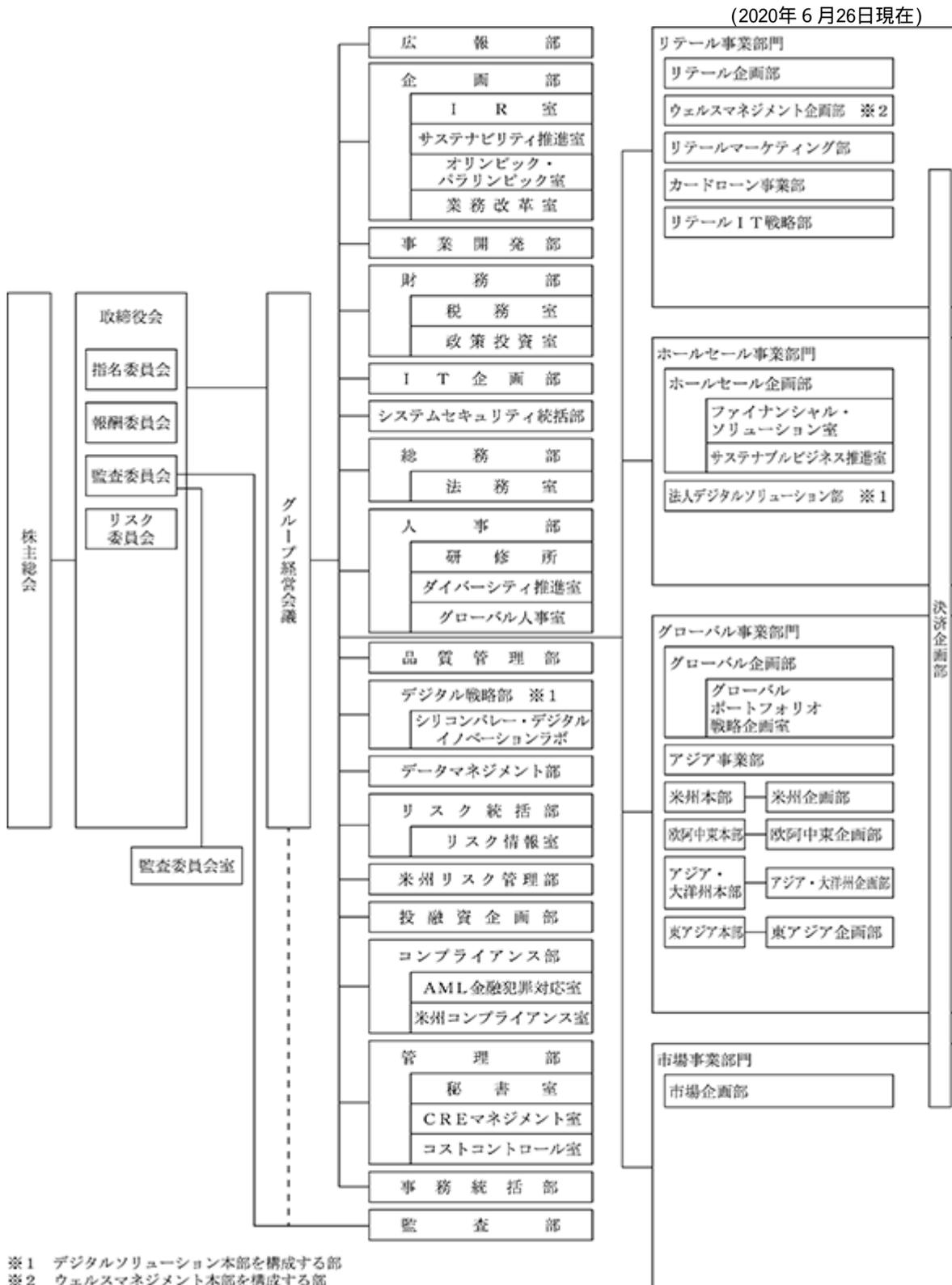
各事業部門(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一)における当社及び当社の関係会社の位置付け等を事業の系統図によって示すと次のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しております。これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

		報告セグメント(注)				
		ホールセール事業部門	リテール事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理
(○は連結子会社、○は持分法適用会社)						
銀行業	主な関係会社					
	<国内>					
	☐株式会社三井住友銀行	◎	◎	◎	◎	◎
	☐株式会社SMBC信託銀行	◎	◎	◎		
	☐SMBC信用保証株式会社(信用保証業務)		◎			
	○株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(東京証券取引所市場第一部上場)(銀行持株会社)					◎
	○株式会社ジャパンネット銀行(インターネット専業銀行)		◎			
	<海外>					
	☐Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited			◎		
	☐三井住友銀行(中国)有限公司	◎		◎	◎	
	☐PT Bank BIPN Tbk			◎		
	☐SMBC Americas Holdings, Inc.(銀行持株会社)			◎		
	☐Manufacturers Bank			◎		
	☐Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.			◎		
	☐JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank			◎		
	☐SMBC Bank EU AG			◎		
	☐Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad			◎		
	○東亜銀行有限公司			◎		
○ACLEDA Bank Plc.			◎			
○Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank			◎			
リース業	主な関係会社					
	<国内>					
	○三井住友ファイナンス&リース株式会社	◎		◎		
	○住友三井オートサービス株式会社	◎		◎		
	<海外>					
☐SMBC Leasing and Finance, Inc.			◎			
☐SMBC Aviation Capital Limited			◎			
証券業	主な関係会社					
	<国内>					
	☐SMBC日興証券株式会社	◎	◎	◎	◎	◎
<海外>						
☐SMBC Nikko Securities America, Inc.			◎			
☐SMBC Nikko Capital Markets Limited			◎			
コンシューマーファイナンス業	主な関係会社					
	<国内>					
	☐三井住友カード株式会社(クレジットカード業務)		◎			
	☐株式会社セディナ(クレジットカード業務、信販業務)		◎			
	☐SMBCコンシューマーファイナンス株式会社(消費者金融業務)		◎			
	☐株式会社SMBCモビット(消費者金融業務)		◎			
	☐SMBCファイナンスサービス株式会社(集金代行業務、ファクタリング業務)		◎			
○ポケットカード株式会社(クレジットカード業務)		◎				
その他事業	主な関係会社					
	<国内>					
	☐株式会社日本総合研究所(システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務)					◎
	☐三井住友DSアセットマネジメント株式会社(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎
	☐NCore株式会社(情報処理サービス業務、コンサルティング業務)					◎
	☐SMBCベンチャーキャピタル株式会社(ベンチャーキャピタル業務)	◎				
	☐SMBCコンサルティング株式会社(経営相談業務、会員事業)	◎				
	☐ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社(確定拠出年金運営管理業務)		◎			
	☐株式会社さくらケーシーエス(東京証券取引所市場第二部上場)(システム開発・情報処理業務)					◎
	○株式会社JSOL(システム開発・情報処理業務)					◎
	○さくら情報システム株式会社(システム開発・情報処理業務)					◎
	<海外>					
☐SMBC Capital Markets, Inc.(スワップ関連業務)			◎			
☐TT International Asset Management Ltd(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎	

(注) 各社の該当する報告セグメントに◎を記載しております。

(参考) 当社の組織図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社三井住友 銀行 (注)3,4,5	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	100	8 (8)		経営管理 金銭貸借関係 預金取引関係	当社に建 物の一部 を賃貸	
株式会社SMBC信託 銀行	東京都 港区	87,550	銀行業	100 (100)	1 (1)				
SMBC信用保証株式 会社	東京都 港区	187,720	銀行業 (信用保証業 務)	100 (100)					
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited (注)3	英国 ロンドン市	百万米ドル 3,200	銀行業	100 (100)					
三井住友銀行 (中国)有限公司	中華人民共和 国 上海市	百万人民元 10,000	銀行業	100 (100)					
PT Bank BTPN Tbk	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 162,978	銀行業	93.52 (93.52)					
SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミントン 市	米ドル 2,100	銀行業 (銀行持株会 社)	100 (100)					
Manufacturers Bank	アメリカ合衆 国 カリフォルニア 州 ロスアンゼルス 市	千米ドル 80,786	銀行業	100 (100)					
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	ブラジル連邦 共和国 サンパウロ市	千ブラジル レアル 1,559,699	銀行業	100 (100)					
JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank	ロシア連邦 モスクワ市	百万ロシア ルーブル 6,400	銀行業	100 (100)					
SMBC Bank EU AG	ドイツ連邦共 和国 フランクフルト 市	千ユーロ 450,000	銀行業	100 (100)					
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	マレーシア国 クアラルン プールの市	百万マレーシア リンギット 2,452	銀行業	100 (100)					
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミントン 市	米ドル 4,350	リース業	100 (100)					
SMBC日興証券株式 会社	東京都 千代田区	10,000	証券業	100	2 (2)		経営管理		
SMBC Nikko Securities America, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミントン 市	米ドル 388	証券業	100 (100)					
SMBC Nikko Capital Markets Limited	英国 ロンドン市	百万米ドル 1,138	証券業	100 (100)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三井住友カード株式会社	大阪市 中央区	34,000	コンシューマーマーファイナンス業(クレジットカード業務)	100	1 (1)		経営管理		
株式会社セディナ (注)5	名古屋市 中区	82,843	コンシューマーマーファイナンス業(クレジットカード業務、信販業務)	100 (100)	1 (1)				
SMBC コンシューマーマーファイナンス株式会社	東京都 中央区	140,737	コンシューマーマーファイナンス業(消費者金融業務)	100	1 (1)		経営管理		
株式会社 SMBC モビット	東京都 新宿区	20,000	コンシューマーマーファイナンス業(消費者金融業務)	100 (100)					
SMBCファイナンスサービス株式会社	東京都 港区	71,705	コンシューマーマーファイナンス業(集金代行業務、ファクタリング業務)	100 (100)					
株式会社日本総合研究所	東京都 品川区	10,000	その他事業(システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務)	100	2 (2)		経営管理		
三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (注)4	東京都 港区	2,000	その他事業(投資運用業務、投資助言・代理業務)	50.12			経営管理		
NCore株式会社	東京都 千代田区	10	その他事業(情報処理サービス業務、コンサルティング業務)	50.99 (50.99)					
SMBCバリュークリエーション株式会社	東京都 千代田区	495	その他事業(コンサルティング業務)	100 (100)					
SMBCベンチャーキャピタル株式会社	東京都 中央区	500	その他事業(ベンチャーキャピタル業務)	40 (40)					
株式会社SMBCリートマネジメント	東京都 中央区	200	その他事業(投資運用業務)	100 (100)					
株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ	東京都 千代田区	100	その他事業(投資業務)	100 (100)					
SMBCコンサルティング株式会社	東京都 中央区	1,100	その他事業(経営相談業務、会員事業)	98.36 (98.36)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
ジャパン・ペン ション・ナビゲ ーター株式会社	東京都 中央区	1,600	その他事業 (確定拠出年金 運営管理業務)	69.71 (69.71)					
SMBCローンビジネ ス・プランニング 株式会社	東京都 千代田区	100,010	その他事業 (経営管理業 務)	100 (100)					
SMBC債権回収株式 会社	東京都 中央区	1,000	その他事業 (債権管理 回収業務)	100 (100)					
SMBC電子債権記録 株式会社	東京都 港区	500	その他事業 (電子債権記 録業務)	100 (100)					
SMBC GMO PAYMENT 株式会社	東京都 渋谷区	490	その他事業 (決済代行業 務)	51 (51)					
株式会社ポラリ ファイ	東京都 港区	100	その他事業 (生体認証サー ビス業務)	77.03					
SMBCクラウドサイ ン株式会社	東京都 港区	50	その他事業 (電子契約 サービス業 務)	51					
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 100	その他事業 (スワップ 関連業務)	100 (100)					
SMBC Asset Management Services (UK) Limited	英国 ロンドン市	百万英ポンド 134	その他事業 (経営管理業 務)	100					
TT International Asset Management Ltd	英国 ロンドン市	百万英ポンド 11	その他事業 (投資運用業 務、投資助 言・代理業 務)	100 (100)					
SMBC Cayman LC Limited	英領ケイマン 諸島	米ドル 500	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
SMBC MVI SPC	英領ケイマン 諸島	百万米ドル 195	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
SMBC DIP Limited	英領ケイマン 諸島	百万米ドル 8	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
SFVI Limited(注)3	英領バージン アイランド ロードタウン 市	米ドル 9,600	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
SMBC International Finance N.V.	オランダ領 キュラソー	千米ドル 200	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited	英領ケイマン 諸島	4,900	その他事業 (金融業務)	100					
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド 共和国 ダブリン市	千米ドル 18,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和 国 香港特別行政 区	百万米ドル 65.5	その他事業 (金融業務)	100 (100)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
SMBC Advisory Services Saudi Arabia LLC	サウジアラビア王国 リヤド市	千サウジアラビア リヤル 18,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)					
その他126社									
(持分法適用 子会社) 5社									
(持分法適用 関連会社) 株式会社関西みらい フィナンシャル グループ (注)4,6	大阪市 中央区	29,589	銀行業 (銀行持株会 社)	23.51 (23.51)					
株式会社みなと銀行	神戸市 中央区	39,984	銀行業	[100]					
株式会社関西みらい銀行	大阪市 中央区	38,971	銀行業	[100]					
株式会社ジャパン ネット銀行	東京都 新宿区	37,250	銀行業	46.57 (46.57)					
東亜銀行有限公司	中華人民共和 国 香港特別行政 区	百万香港ドル 41,379	銀行業	19.57 (19.57)					
ACLEDA Bank Plc.	カンボジア王 国 プノンペン特 別市	百万米ドル 428	銀行業	18.25 (18.25)					
Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナム ドン 12,526,947	銀行業	15.07 (15.07)					
三井住友ファイ ナンス&リース株 式会社 (注)4	東京都 千代田区	15,000	リース業	50	1 (1)		経営管理		
住友三井オート サービス株式会 社 (注)4	東京都 新宿区	13,636	リース業	21.99					
SMBC Aviation Capital Limited	アイルランド 共和国 ダブリン市	百万米ドル 887	リース業	32 (32)	1 (1)				
ポケットカード株 式会社 (注)4	東京都 港区	14,374	コンシュー マーファイ ナンス業(クレ ジットカード 業務)	20 (20)					
PT Oto Multiartha	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 928,707	コンシュー マーファイ ナンス業(自動 車販売金融業 務)	35.10 (35.10)					
PT Summit Oto Finance	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 2,442,060	コンシュー マーファイ ナンス業(自動 二輪車販売金 融業務)	35.10 (35.10)					
株式会社さくらケ ーシーエス (注)4	神戸市 中央区	2,054	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	29.77 (29.77)					

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
株式会社JSOL	東京都中央区	5,000	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	50 (50)					
さくら情報システム株式会社	東京都港区	600	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	49 (49)					
株式会社ブリースコーポレーション	東京都渋谷区	100	その他事業 (情報処理 サービス業 務)	49 (49)					
中郵創業基金管理 株式有限公司	中華人民共和 国北京市	百万人民元 304	その他事業 (投資運用業 務、投資助 言・代理業 務)	23.67 (23.67)					
大和証券エスエム ピーシープリンシ パル・インベスト メンツ株式会社	東京都千代田区	100	その他事業 (投資業務)	40 (40)					
スプリング・イン フラストラク チャー・キャピタ ル株式会社	東京都千代田区	250	その他事業 (投資業務)	24.50 (24.50)					
ブレインセル株式 会社	東京都千代田区	300	その他事業 (マーケティ ング業務)	49					
その他75社									

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。
- 2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社三井住友銀行、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、SFVI Limitedであります。
- 4 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は、株式会社三井住友銀行、三井住友DSアセットマネジメント株式会社、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ、三井住友ファイナンス&リース株式会社、住友三井オートサービス株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社さくらケーシーエスであります。
- 5 上記関係会社のうち、株式会社三井住友銀行及び株式会社セディナの経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。
株式会社セディナの2020年3月期の経常収益は871,977百万円、経常損失は279百万円、当期純利益は5,930百万円、純資産額は231,309百万円、総資産額は2,052,203百万円であります。
なお、株式会社三井住友銀行は有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 6 株式会社関西みらいフィナンシャルグループの議決権の所有割合には、株式会社三井住友銀行が退職給付信託に拠出した株式の議決権の所有割合7.90%が含まれており、当該株式の議決権については株式会社三井住友銀行の指図により行使されることとなっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	7,463人 [2]	32,926人 [10,221]	29,333人 [31]	1,299人 [1]	15,422人 [1,668]	86,443人 [11,923]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,134人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(2020年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
994人	39歳 10月	15年 8月	11,576千円

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であり、平均勤続年数は同行等での勤続年数を通算しております。
- 2 当社の従業員は主に本社管理のセグメントに属しております。
- 3 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して株式会社三井住友銀行等で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。
- 4 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営方針、経営戦略等

経営方針

当社グループは、従来、グループ経営における普遍的な考え方として「お客さま」「株主」「従業員」を重視した経営理念を定め、これに基づき持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。一方、当社グループを取り巻く経営環境は、環境・社会問題の深刻化や持続可能な社会の実現に向けた気運の高まり、金融業界の構造変化や異業種を交えた競争の激化、当社グループにおける組織風土の変化や従業員の多様化等、大きく変化してきました。

そこで、この普遍的な考え方は継承しつつも、こうした変化に真摯に向き合い、あるべき姿を追求すべく、2020年4月に、当社グループが発足してから初めて経営理念を改定し、「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」旨を追加しました。また、経営理念に基づき、中長期的に目指す姿であるビジョンを「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」とし、併せて、全ての役職員が共有すべき価値観である「Five Values」も見直しました。当社グループは、本経営理念のもと、ビジョンの実現を目指してまいります。



経営環境

2019年12月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済活動が大きく制限され、その結果、企業業績の急速な悪化や金融市場における混乱など、日本経済・世界経済に深刻な影響が生じております。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、新規感染者の発生は今年半ばまでにはピークを過ぎ、世界経済は今年後半に徐々に持ち直しつつも2020年度内には一定の影響が残るとみておりますが、今後数年に亘り第二波・第三波の流行が発生する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う経済の停滞が想定以上に長期化する虞れもあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から想定していた、当社グループを取り巻く中長期的な環境認識といたしましては、グローバルベースで「低成長・低金利・低インフレ」が常態化し、景気も減速傾向にあることに加え、わが国では、人口減少などにより経済成長の停滞が続く見込みであるなど、金融機関にとっては厳しい経済環境が続く見通しであり、従来からのビジネスモデルや業務運営を踏襲しては苛烈な競争に勝ち抜いていくことはできず、先行きに対して強い危機感を抱いております。

また、テクノロジーの進展と相俟って、デジタルネイティブ世代の台頭やシェアリングエコノミーの普及など、社会・経済の様々な面で構造的な変化が進んでおります。金融業界においても、金融と非金融の垣根を超えたサービスの再構築に伴い、異業種を交えた競争が一層激化すると同時に、様々な規制の見直しが行われております。

加えて、気候変動をはじめ環境・社会問題が深刻化する中、持続可能な社会の実現に向けた気運が高まっており、その中で金融機関が果たすべき役割も増大しております。

このような中長期的な環境認識は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によっても、不変であると考えております。

経営戦略

このような中長期的な環境認識を踏まえ、当社グループは、2020年度から3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しました。「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンの実現に向けて、次の3つの基本方針に基づいた諸施策の推進により、着実な第一歩を踏み出してまいります。

3つの基本方針

事業戦略	Transformation	既存ビジネスのモデル改革
	Growth	新たなビジネス領域への挑戦
経営基盤	Quality	あらゆる面での質の向上

経営指標

本中期経営計画では、次の3項目を最終年度の2022年度の財務目標として掲げております。

<連結財務目標(2022年度)>

収益性	ROCE T1 ¹	8.5%以上	普通株式等Tier1を重点的に管理しつつ資本効率の向上を追及
効率性	ベース経費 ²	2019年度実績比削減	成長投資と経費コントロールを両立すべくベース経費削減に注力
健全性	普通株式等Tier1比率 ¹	10%程度	規制最終化に対応した十分な資本水準を確保

¹ パーゼル 最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

² 営業経費から「収益連動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、2020年度は、財務目標の各項目について、当初計画より切り下げた水準にするなど、柔軟な業務運営を行ってまいります。

(2) 対処すべき課題

目下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりお客さまや社会へ甚大な影響が生じています。当社グループは、新たな経営理念と本中期経営計画のもとで事業を行うにあたり、まずもって、社会機能の維持に不可欠な金融

インフラとして、グループ各社が提供している金融サービスをお客さまに円滑にお届けすることに加え、地域・社会への様々な貢献活動を通じて、社会的使命を果たしてまいります。

具体的には、個人のお客さまに対しましては、緊急の資金需要への対応として、利息負担を抑えたローンの提供や審査プロセスの柔軟化等に取り組むとともに、お客さまが来店せずとも様々なサービスをご利用いただけるよう、グループ各社においてオンラインサービスの充実に取り組んでまいります。法人のお客さまに対しましては、特別な融資ファンドの設定等を通じた円滑な資金供給、各種決済や手続きにかかるオンラインサービスの提供等を通じて、事業継続の支援に努めてまいります。また、地域・社会への貢献活動として、医学研究・医療活動等に対する支援や文化・芸術活動の維持に向けた支援を行ってまいります。加えて、お客さまや従業員の安全を確保しながら、必要な業務を継続すべく、業務拠点における感染拡大防止や従業員の在宅勤務促進等に取り組んでまいります。

その上で、当社グループは、本中期経営計画で掲げた3つの基本方針のもと、次の取組みを進めてまいります。

<事業戦略>

Transformation：既存ビジネスのモデル改革

優先的に資源投入するビジネスの選別を徹底しつつ、ビジネスモデルとコスト構造の抜本的な改革に取り組むことで、主要事業の収益性・効率性向上を目指してまいります。具体的には、国内事業を中心に、市場の将来性等に応じて営業体制の再編や資源配分の見直しを行ってまいります。また、デジタル化の推進や業務効率化等を通じて、サービスの品質向上と業務の生産性向上との両立を追求してまいります。更に、成長が見込まれる国内外の市場では、当社グループの総合力を最大限活用するために、ビジネスモデルや組織体制を見直し、お客さまのニーズへの対応力向上、商品・サービスの競争力強化を目指します。

Growth：新たなビジネス領域への挑戦

将来に向けた投資を着実にを行うとともに、金融サービス以外の事業も含めた新たな成長機会の捕捉や付加価値の創出に努め、収益基盤の拡大を目指します。具体的には、金融業界の構造的な変化を踏まえ、アセットマネジメントビジネスや決済ビジネスをはじめとする資産効率の高い事業を強化するほか、中長期的に市場の拡大が見込めるアジアでの事業拡大、デジタル技術やデータの利活用を通じた新たなソリューションビジネスの展開等、当社グループの中長期的な成長に向けた事業基盤の拡充に取り組んでまいります。

これらの「Transformation」「Growth」という方針のもとで事業戦略を進めていくにあたり、本中期経営計画では、7つの重点戦略を定めました。

7つの重点戦略



- ① 資産運用ビジネスの持続的な成長
- ② 国内法人ビジネスの生産性向上とソリューション強化
- ③ 海外における「CIBビジネス^(注)」の高度化による資産効率・資本効率の追求
- ④ 決済・コンシューマーファイナンスビジネスにおけるNo.1の地位確立
- ⑤ グローバルベースでの資産効率の高いビジネスの推進
- ⑥ アジアにおける事業基盤拡大とデジタル金融強化
- ⑦ 法人向けデジタルソリューションの展開

(注) CIBは「Corporate and Investment Banking」の略。法人のお客さまに対し、預金・貸出等の商業銀行業務と、資本市場での資金調達・M&Aアドバイザー等の投資銀行業務を一体的に展開していくビジネスモデルのこと。

<経営基盤>

Quality：あらゆる面での質の向上

グローバル金融グループとして、持続的な成長を実現すべく、経営基盤の不断の強化に取り組んでまいります。

具体的には、グループ経営における基本姿勢として、お客さま本位の業務運営を徹底していくことに加え、持続可能な社会の実現に貢献すべく、環境関連分野における投融資や金融経済教育の充実等に向けた取組みをより一層推進してまいります。また、各従業員がその能力を最大限発揮できるよう、人事・人材育成の高度化を進めるほか、お客さまの利便性向上と強固なサイバーセキュリティを両立させたITインフラの構築を進めてまいります。更に、グローバルベースのガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて、より一層の体制強化に取り組んでまいります。

当社グループは、これらの取組みにおいて、着実な成果をお示ししたいと考えております。

2 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項や、その他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当社は、これらリスクの発生可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境等に関するリスク

当社グループを取り巻く経営環境が大きく変動した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には以下の通りであります。

近時の国内外の経済金融環境

当社グループは、国際金融市場の変動や国内外の景気の下振れ、資源価格の急激な下落等の国内外の金融経済環境の変動に対して、リスク管理体制の整備・高度化も含めた様々な対応策を講じております。しかしながら、当社グループの想定を上回る変動が生じた場合には、後記「(2)当社グループの業務に内包されるリスク」に記載の信用リスク、市場リスク及び流動性リスク等が顕在化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生に関するリスク

当社グループは、国内外の店舗、事務所、電算センター等の施設において業務を行っておりますが、これらの施設は、地震等の自然災害、停電、テロ等による被害を受ける可能性があります。また、各種感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務が停止し、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

2019年12月以降、世界各国で新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、これに対し、日本を含む世界各国で、外出や渡航の禁止・制限、商業施設や生産工場の営業自粛・休業など、様々な感染拡大の防止措置がとられたことで、市民生活や経済活動に広く甚大な影響が生じております。その結果、企業業績の急速な悪化や金融市場における混乱など、日本経済、世界経済に深刻な影響が生じております。

今後、日本を含む多くの国・地域で、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少したとしても、再流行への警戒や生活様式の変化などにより、経済活動が元の水準に短期間に回復するとは限りません。そのため、国内外の経済の不安定な状態や金融市場の混乱が長引く、あるいは更に悪化する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、国内外の経済の不安定な状態が継続、もしくは更に悪化した場合、取引先の業況悪化等により与信関係費用及び不良債権残高が増加する可能性があるほか、お客さまの資金繰り支援として新規・追加融資の要請に応えることで、リスクアセットが増加し自己資本比率が低下する可能性があります。また、金融市場の混乱の継続、もしくは更なる悪化により、当社グループの資金繰り状況が悪化するほか、株式等、当社グループが保有する金融商品に減損又は評価損が発生する可能性があります。加えて、経済活動の抑制によるビジネス機会の喪失等により、当社グループの戦略遂行に支障が生じる可能性があります。

当社グループは、融資・決済サービスなど社会インフラとして金融機関に求められるサービスを継続的に提供するという責任を果たすべく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも業務を継続しており、そのために在宅勤務や2チーム以上に分けての業務運営の推進といった感染防止策を講じております。しかしながら、多数の従業員が同時に罹患した場合には、一時的に業務継続が困難となる可能性があります。また、国内外の流行地域において物流等の経済活動が停滞した場合、円滑な現金輸送等に支障が生じ、当社グループが十分な金融サービスを提供できなくなる可能性があります。

気候変動に関するリスク

グローバルに取り組むべき課題の一つである気候変動については、2016年にパリ協定が発効し、日本を含む加盟国において、温室効果ガス排出量削減のための対策が進められております。当社グループは、気候変動シナリオ分析を強化し、気候変動リスクへの対応策を経営レベルで検討する等、気候変動に係るリスク管理の強化に取り組んでおります。これらの取組みは、経営会議やリスク委員会へ報告され、取締役会において社外取締役等からレビューを受けております。しかしながら、こうした取組みが奏功しない、もしくは不十分である場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、異常気象に伴う大規模災害の発生時には、当社の従業員や店舗への直接的な被害により当社の業務継続に支障が生じる可能性があります。また、お客さまの財務状態や担保資産の価値に悪影響を及ぼし、結果として当社グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

また、低炭素社会への移行に伴い、気候変動政策や規制強化、技術革新等によって気候変動に重大な影響を与える業種の資産価値が下落する、所謂「座礁資産化」や、気候変動への対応コストの増加等に伴う貸出先の業績悪化により、当社グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

この他、TCFD(1)やSDGs(2)に係る取組みへの関心が高まるなかで、企業の社会的責任に関する取組みやその開示が不十分とみなされた場合には、当社への社会的な批判の高まりにより、当社グループの株価や資金調達に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1)「Task Force on Climate related Financial Disclosures」の略。2015年4月の金融安定理事会(FSB)によって設立された、気候関連財務情報開示タスクフォース。気候変動の影響を個々の企業が財務報告において公表することを求めるもの。

(2)「Sustainable Development Goals」の略で「持続可能な開発目標」を表すもの。

他の金融機関等との競争

当社グループは、国内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。また、今後も国内外の金融業界において金融機関同士の統合や再編、業務提携が行われる可能性や、フィンテック等の新技術の台頭により競争環境に変化が生じる可能性、他業種から金融業への進出が加速する可能性があることに加え、金融機関に対する規制や監督の枠組みがグローバルに変更されること等により競争環境に変化が生じる可能性があります。当社では、こうした競争環境の変化も踏まえ、2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定の上、様々な戦略や施策を実行してまいります。当社グループが競争優位を確立できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。当社グループではこれらの規制・法制度の動向を随時モニタリングし、適切な対応を行っておりますが、これらに変更された場合や新たな規制等が導入された場合に、当社グループの業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 自己資本比率規制

パーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、銀行の自己資本に関する国際的な基準の詳細を示す「パーゼル：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」を公表しました。

パーゼルは、従来の自己資本規制(パーゼル)に比べ、優先株が普通株式等Tier 1に算入されないことやTier 2に算入可能な劣後債の要件が厳格化されるなど、資本の質的側面が強化されたことに加え、自己資本比率の最低水準の引き上げや各種バッファ(資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ、G-SIBバッファ)の導入により、資本の量的側面の強化を図るものであり、2013年3月期より段階的に適用されております。また、パーゼル銀行監督委員会は、2017年12月に、パーゼルの見直しに係る最終規則文書を公表しました。当該見直し後の規制は、当初、2022年から段階的に適用される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、適用時期を2023年に延期する旨が、2020年3月にパーゼル銀行監督委員会より公表されております。

当社グループは海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を平成18年金融庁告示第20号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行も海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。

加えて、当社の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社SMB C信託銀行は、平成18年金融庁告示第19号に定められる国内基準以上に自己資本比率を維持する必要があります。また、証券業を営むSMB C日興証券株式会社は、単体ベース及びその子法人等も含めた連結ベースの自己資本比率を、金融商品取引法等に定められている基準以上に維持する必要があります。

当社グループでは、2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画の中で、パーゼルの見直しに係る最終規則文書に則った普通株式等Tier 1比率()で10%程度を確保することを財務目標の一つとして掲げております。また当社の国内銀行子会社(株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行)及びSMB C日興証券株式会社においても、十分な資本水準の維持に努めております。

しかしながら、当社グループ、当社の国内銀行子会社(株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行)又はSMB C日興証券株式会社の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁から、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を自己資本比率に応じて受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、海外銀行子会社については、現地において自己資本比率規制が適用されており、現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されること等により、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

() その他有価証券評価差額金を除く

ロ. T L A C 規制他

2015年11月、金融安定理事会(F S B)はG - S I B s に対して適用される新たな規制である総損失吸収力(T L A C)規制の枠組みを公表しました。2019年3月より、本邦における当該規制の適用が開始され、当社グループは、一定比率以上の総損失吸収力(T L A C)を維持することが求められております。

また、バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、銀行の流動性に関する国際的な基準の詳細を示す「バーゼル : 流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表しており、新たな規制である流動性力バレッジ比率(L C R)が適用されているほか、安定調達比率(N S F R)についても、2014年10月に最終規則文書が公表され、本邦でも導入される見通しです。2017年12月には、バーゼル の見直しに係る最終規則文書の中で、G - S I B s に対する追加的要件を含むレバレッジ比率規制の枠組みが最終化されており、2019年3月から当社を含む国際統一基準行に対してレバレッジ比率の最低比率基準が導入されております。

こうした金融規制強化の動向を踏まえ、当社グループでは、強靱な資本基盤の構築等の施策に取り組んでおりますが、これらの施策が、企図するとおりの十分な成果を發揮しない可能性があります。

ハ. L I B O R 等の金利指標に関するリスク

当社グループは、お客さまの多様なニーズに的確にお応えするために各種金融サービスを提供しておりますが、これらの中にはロンドン銀行間取引金利(L I B O R)等の金利指標を参照する金融商品が含まれております。また、当社グループは、金利リスク・為替リスクのコントロールの観点から、このような金利指標を参照する金融商品を保有しております。

2011年以降に顕在化した、一連のL I B O R不正操作問題などを踏まえ、金融安定理事会(F S B)は、2014年7月に公表した報告書の中で、金融指標の信頼性・透明性向上を図るべく、既存の金利指標である銀行間金利の信頼性・頑健性の向上と、銀行のクレジット・リスク等を反映しない「リスク・フリー・レート」の特定を提言しました。また、2017年7月には英国の金融行動監視機構長官が、2021年末以降はL I B O R維持のためにパネル行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨を表明し、同時期以降のL I B O R公表停止の蓋然性が高まりました。

L I B O Rが公表停止となることへの対応として、代替金利指標の開発や、既存の金融商品の代替金利指標への移行方法が国際的に議論されていますが、後継指標の選定、導入時期、会計上の取扱い等の不確実な要因に加え、お客さまとの契約更改やシステム開発等の対応が予定通り進まず、お客さまとの取引等に悪影響を及ぼす可能性や追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、参照金利の変更、金融商品の評価方法の変更等により、当社グループの保有する金利指標を参照する金融商品に損失が発生する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループでは、プロジェクトチームを設置し、お客さまへの対応や内部管理の高度化、システム開発等の対応をグループ横断的に行っております。

(2) 当社グループの業務に内包されるリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらの会社で相互に協働して営業活動を行っておりますが、業務遂行にあたり以下のようなリスクを認識しております。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少又は滅失し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (金融商品関係) 1 金融商品の状況に関する事項 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、取引先の業況の悪化等に伴い、幅広い業種で貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 取引先の業況の悪化

当社グループの取引先の中には、当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けている企業がありますが、国内外の経済金融環境及び特定業種の抱える固有の事情の変化等により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する可能性があります。また、当社グループは、債権の回収を極大化するために、当社グループの貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。これら貸出先の信用状態が悪化する、又は企業再建が奏功しない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

ロ. 他の金融機関における状況の変化

世界的な市場の混乱等により、国内外の金融機関の経営状態が悪化し、資金調達及び支払能力等に問題が生じた場合には、当社グループが問題の生じた金融機関への支援を要請される可能性があります。当該金融機関の信用状態に改善が見られない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。また、他の金融機関による貸出先への融資の打ち切りや回収があった場合にも、当該貸出先の経営状態の悪化により、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があり、それらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、急激な相場の変動等により、保有する金融資産で多額の評価損・減損等が発生し、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 金利変動リスク

当社グループは、国債等の市場性のある債券やデリバティブ等の金融商品を保有しております。これらは金利変動によりその価格が変動するため、主要国の金融政策の変更や、債券等の格付の低下、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等により金利が変動した場合、多額の売却損や評価損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 為替変動リスク

当社グループは、保有する外貨建資産及び負債について、必要に応じて、為替リスクを回避する目的からヘッジ取引を行っておりますが、為替レートが急激に大きく変動した場合等には、多額の為替差損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 株価変動リスク

当社グループは、市場性のある株式等、大量の株式を保有しております。国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が低下する場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、政策保有株式の削減計画を策定し、本計画に取り組んでおります。この株式削減に伴い、売却損失が発生する可能性があるほか、取引先が保有する当社株式が売却されることで、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクです。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、当社グループ各社の格付が低下した場合には、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。また、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等の外部要因によっても、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じたりする等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクであり、具体的には、以下のとおりであります。

イ. 事務リスク

当社グループは、事務に関する社内規程等の整備、事務処理のシステム化、本部による事務指導及び事務処理状況の点検等により適正な事務の遂行に努めておりますが、役職員等が事務に関する社内規程等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 情報システム・サイバー攻撃に関するリスク

当社グループが業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保等の障害発生の防止策を講じ、また、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が万一発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、サイバー攻撃等外部からの不正アクセス、コンピューターウイルス、災害や停電、テロ等の要因によって、情報システムに、システムダウン、誤作動、不備、不正利用を含む障害が発生する可能性があります。

特に、近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も進んでおり、金融機関をとりまくサイバーリスクは高まっております。加えて、取引先や業務委託先等の第三者のシステムを経由したサイバーリスクにも直面しております。

以上の認識の下、当社グループは、経営主導でサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の強化をより一層推進することを定めた「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定しており、経営会議・取締役会での議論・検証の下、適切なリソースを配分するほか、専担部署を設けた上で有事の際のマニュアルの整備や、インターネットバンキング等のサービスでのセキュリティ対策の充実等を行うことを定めておりますが、これらの方策も最新の攻撃に対しては万全でない可能性があります。

これらの要因により、当社の情報システムに障害が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

八．お客さまに関する情報の漏洩

当社グループは、情報管理に関する規程及び体制の整備や役職員に対する教育の徹底等により、お客さまに関する情報の管理には万全を期しております。また、業務委託先である外部業者が、お客さまに関する情報を取り扱う場合には、外部業者の情報管理体制やシステムセキュリティ管理体制を検証し、情報管理が適切になされていることを確認しております。しかしながら、内部又はサイバー攻撃等外部からのコンピューターへの不正アクセスや、役職員や外部業者等の人為的ミス、事故、不正等が原因で、お客さまに関する情報が外部に漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

二．重要な訴訟等

当社グループは、国内外において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しております。こうした業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償が必要となる可能性があります。当社グループでは、訴訟が提起された場合等においては、弁護士の助言等に基づき、事態の調査を行い、適切な対応方針を策定の上、代理人を選任し、適切に訴訟手続を遂行しております。また、経営に重大な影響を与えると認められる訴訟等については、監査委員会、取締役会及びグループ経営会議に報告しております。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、訴訟等の結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ホ．金融業界及び当社グループに対する否定的な報道

金融業界または当社グループを対象として、様々な問題に関する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれております。当社グループは、こうした報道の早期発見に努めるとともに、その影響度の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当社グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道がお客さまや投資者等の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社グループの信用や当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

コンダクトリスク

コンダクトリスクとは、法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当社グループのステークホルダーに悪影響を及ぼすリスクを指します。当社グループは、経営上の重大なリスクを特定・評価し、コントロール策によるリスクの低減・制御を図っています。また、役職員に対する研修等を通じ、健全なリスクカルチャーの浸透・醸成に努めています。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、役職員等の不適切な行為が原因で、市場及び公共の利益等に悪影響を与えた場合、お客さま及び市場等からの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 法令等に違反するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外為法、犯罪収益移転防止法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種法規制の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制・法制度の適用、及び金融当局の監督を受けております。加えて、各国当局は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関連し、F A T F等の国際機関の要請に基づいた各種施策を強化しており、当社グループは、国内外で業務を行うにあたり、これらの各国規制当局による各種法規制の適用を受けております。さらに、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法や米国証券法、米国海外腐敗行為防止法等の各種法制の適用を受けております。

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかしながら、当社グループにおいて、法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 経済制裁対象国との取引に係るリスク

本邦を含む各国当局は、経済制裁対象国や特定の団体・個人等との取引を制限しております。例えば、米国関連法規制の下では、米国国務省が経済制裁対象国と指定している国等と米国人(米国内の企業を含む)が事業を行うことを、一般的に禁止又は制限しております。また、米国政府は、イラン制裁関連法制等により、米国以外の法人、個人に対しても、イランの指定団体や指定金融機関との取引等を規制しております。当社グループは、本邦・米国を含む各国の法規制を遵守する体制を整備しておりますが、既に米国財務省外国資産管理室(O F A C)に自主開示している取引を含めて、当社グループが行った事業が法規制に抵触した場合には、関連当局より過料等の処分を受ける可能性や厳しい行政処分等を受ける可能性があります。なお、取引規模は限定的ではありますが、当社の銀行子会社の米国以外の拠点において、米国外令等を含む各国関連法規の遵守を前提として、経済制裁対象国と銀行間取引を行う場合があり、経済制裁対象国との取引が存在すること等により当社グループの風評が悪化し、お客さまや投資者の獲得あるいは維持に支障を来す可能性があります。それらにより、当社グループの株価、業務、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

決済リスク

当社グループは、国内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。大規模なシステム障害や災害が発生した場合、又は金融システム不安が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、非金融機関の取引先との一定の決済業務においても取引先の財政状態の悪化等により決済が困難になるリスクがあります。

当社グループでは、バックアップサーバー等を東日本・西日本に分散して設置するとともに、定期的な訓練を実施することで、システム障害や災害発生時に迅速に対応できる体制を構築しております。また、日中の流動性について、定期的なモニタリングやストレステストの実施等、当社グループの決済が滞らないよう管理する体制を構築しております。

しかしながら、想定を上回る事態が発生した場合には、決済が困難になることで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

戦略リスク

イ. 当社グループのビジネス戦略に関するリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、中長期ビジョンとして、「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」を掲げ、2020年5月に公表した、2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画において、このビジョンの実現に向けた様々なビジネス戦略を実施してまいります。これらのビジネス戦略は、後記「(3)トップリスク」に記載の、経営上特に重要なリスク事象も踏まえ策定しておりますが、想定外の金融経済環境、事業環境の変化等により、必ずしも奏功するとは限らず、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

ロ. 当社の出資、戦略的提携等に係るリスク

当社グループはこれまで、銀行業務、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等における様々な戦略的提携、提携を視野に入れた出資、買収等を国内外で行ってきており、今後も同様の戦略的提携等を行っていく可能性があります。当社グループでは、これらの戦略的提携等を行うにあたっては、そのリスクや妥当性を十分に検討しておりますが、法制度の変更、金融経済環境の変化や競争の激化、提携先や出資・買収先の業務遂行に支障をきたす事態が生じた場合等には、期待されるサービス提供や十分な収益を確保できない可能性があります。また、当社グループの提携先又は当社グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される場合には、当社グループの収益力が低下したり、提携に際して取得した株式や提携により生じたのれん等の無形固定資産、提携先に対する貸出金の価値が毀損したりする可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 戦略遂行に必要な有能な人材の確保

当社グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各分野において有能で熟練した人材が必要とされます。当社グループでは、役職員の積極的な採用及び役職員の継続的な研修等により、多様な人材の確保・育成を行っておりますが、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができなかった場合には、戦略・主要分野での人材確保が困難となり、策定したビジネス戦略が想定通りに実施できない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出を義務付けられております。また、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法に基づいて、財務報告に係る内部統制等の評価も義務付けられております。

当社は、会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当社の財務報告に対するお客さま及び投資者等からの信頼を損ない、その結果、当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理方針及び手続を整備し運用しておりますが、新しい分野への急速な業務の進出や拡大に伴い、リスク管理方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当社グループのリスク管理方針及び手続の一部は、過去の経験に基づいた部分があることから、将来発生する多様なリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) トップリスク

当社グループでは、「(1)経営環境に関するリスク」及び「(2)当社グループの業務に内包されるリスク」で記載されている各リスクに関して、当社グループにとって、経営上特に重要なリスク事象を「トップリスク」として選定しております。「トップリスク」は、リスク委員会やグループ経営会議等での活発な議論を踏まえて選定しており、リスクアペタイト・フレームワークの設定や業務戦略の策定などの際に活用しております。

有価証券報告書提出日時点で、当社グループが、特に重要なリスク事象として認識している「トップリスク」は次の通りであります。

トップリスク	
不安定な金融・経済環境	・深刻な世界経済の減速やそれに伴う金融市場の混乱
各国の政治対立の激化	・米中対立の激化に伴う世界経済の減速
日本社会の活力低下	・人口減少等による日本経済の潜在成長力の低下
イデオロギー・宗教の衝突	・朝鮮半島、中東等における地政学リスクの高まり
深刻な感染症の流行	・従業員への感染拡大による当社の業務継続影響
大規模地震の発生	・従業員や店舗への被害拡大による当社の業務継続影響
サイバー攻撃による金融システムダウン	・大規模なシステム障害等による当社の業務継続影響
気候変動	・産業構造変化による当社および取引先の競争環境変化
技術革新による産業構造の変化	・新技術の登場等による当社および取引先の競争環境変化
法務・コンプライアンスにかかる不芳事態の発生	・マネロン/テロ資金供与対策不備による行政処分
戦略遂行を阻害するリスクの顕在化(人材不足等)	・戦略分野での人材確保困難化

(注)上記は認識しているリスクの一部であり、上記以外のリスクによっても経営上、特に重大な悪影響が生ずる可能性があることにご留意ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度対比2,032億円減益の9,321億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同228億円減益の7,039億円となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結粗利益	28,462	27,686	776
資金運用収支	13,314	12,766	548
信託報酬	47	47	0
役務取引等収支	10,599	10,834	235
特定取引収支	1,914	2,628	715
その他業務収支	2,588	1,411	1,177
営業経費	17,151	17,396	246
持分法による投資損益	611	561	51
連結業務純益	11,923	10,850	1,072
与信関係費用	1,103	1,706	604
不良債権処理額	1,270	1,831	560
貸出金償却	1,054	1,053	1
貸倒引当金繰入額		706	706
その他	216	72	144
貸倒引当金戻入益	57		57
償却債権取立益	110	124	14
株式等損益	1,163	805	359
その他	631	628	2
経常利益	11,353	9,321	2,032
特別損益	117	434	317
うち固定資産処分損益	39	1	39
うち減損損失	96	651	555
うち段階取得に係る差益	23	220	198
税金等調整前当期純利益	11,236	8,886	2,349
法人税、住民税及び事業税	2,763	2,135	628
法人税等調整額	551	458	1,009
当期純利益	7,922	7,210	712
非支配株主に帰属する当期純利益	655	171	484
親会社株主に帰属する当期純利益	7,267	7,039	228

(注) 1 減算項目には金額頭部に を付しております。

2 連結粗利益 = 資金運用収支 + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当連結会計年度の経営成績への影響(概数)は下表のとおりであります。

(単位：億円)

	当連結会計年度
連結業務純益	500
与信関係費用	400
株式等損益	230
特別損益	400
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100

(注) 減算項目には金額頭部に「」を付しております。

また、本中期経営計画において最終年度の2019年度の財務目標として掲げている項目について、当連結会計年度の実績は下表の通りとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた連結粗利益の減益等により、経費率は未達となったものの、ROE及び普通株式等Tier1比率については達成しております。

		当連結会計年度	2019年度 連結財務目標
資本効率	ROE ¹	7.6%	7～8%程度
経費効率	経費率	62.8%	2016年度(62.1%)比 1%程度低下
健全性	普通株式等Tier1比率 ²	9.8%	10%程度

1 株主資本ベース

2 バーゼル 最終化時ベース。普通株式等Tier1から「その他有価証券評価差額金」、リスクアセットから株式評価益見合い分を控除。

1 経営成績の分析

(1) 連結業務純益

資金運用収支は、株式会社三井住友銀行において貸出金利息や有価証券利息配当金が減少したこと等により、前連結会計年度比548億円減益の1兆2,766億円となりました。

信託報酬は、前連結会計年度比0億円増益の47億円となりました。

役務取引等収支は、クレジットカードビジネスが堅調であったこと等により、前連結会計年度比235億円増益の1兆834億円となりました。

特定取引収支は、前連結会計年度比715億円増益の2,628億円となり、その他業務収支は、前連結会計年度比1,177億円減益の1,411億円となりました。なお、外貨建特定取引(通貨スワップ等)とそのリスクヘッジのために行う外国為替取引等の損益は、財務会計上、特定取引収支とその他業務収支中の外国為替売買損益に区分して計上されるため、ヘッジ効果を踏まえた経済実態としては、特定取引収支及びその他業務収支の合算でみる必要があります。両者合算では、海外における金利低下を捉えたオペレーションの実施等により市場事業部門が増益となった一方、前年度11月に三井住友ファイナンス&リース株式会社を連結子会社から持分法適用の関連会社としたこと等により、前連結会計年度比463億円減益の4,039億円となりました。

以上により、連結粗利益は、前連結会計年度比776億円減益の2兆7,686億円となりました。

営業経費は、海外ビジネスにおける継続的な資源投入等により、前連結会計年度比246億円増加の1兆7,396億円となりました。

持分法による投資損益は、東亜銀行有限公司における貸倒引当金の計上等により、前連結会計年度比51億円減益の561億円の利益となりました。

以上の結果、連結業務純益は、前連結会計年度比1,072億円減益の1兆850億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支	13,314	12,766	548
資金運用収益	24,889	24,564	325
資金調達費用	11,575	11,798	223
信託報酬	47	47	0
役務取引等収支	10,599	10,834	235
役務取引等収益	12,409	12,875	466
役務取引等費用	1,810	2,042	232
特定取引収支	1,914	2,628	715
特定取引収益	1,947	2,628	682
特定取引費用	33		33
その他業務収支	2,588	1,411	1,177
その他業務収益	15,782	10,501	5,281
その他業務費用	13,193	9,090	4,104
連結粗利益 (= + + + +)	28,462	27,686	776
営業経費	17,151	17,396	246
持分法による投資損益	611	561	51
連結業務純益 (= + +)	11,923	10,850	1,072

(注) 減算項目には金額頭部に を付しております。

(2) 与信関係費用

与信関係費用は、前年度に計上した株式会社三井住友銀行における大口先の引当金戻り益の剥落に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う貸倒引当金の計上等により、前連結会計年度比604億円増加の1,706億円の費用となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸倒引当金繰入額	57	706	763
一般貸倒引当金繰入額	575	334	909
個別貸倒引当金繰入額	525	372	152
特定海外債権引当勘定繰入額	7	0	6
貸出金償却	1,054	1,053	1
貸出債権売却損等	216	72	144
償却債権取立益	110	124	14
与信関係費用 (= + + +)	1,103	1,706	604

(注) 減算項目には金額頭部に を付しております。

(3) 株式等損益

株式等損益は、株価下落に伴い保有株式を減損処理したこと等により、前連結会計年度比359億円減益の805億円の利益となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等損益	1,163	805	359
株式等売却益	1,347	1,547	200
株式等売却損	65	289	224
株式等償却	119	454	334

(注) 減算項目には金額頭部に を付しております。

(4) セグメントの業績

各事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益
ホールセール事業部門	7,849	4,849	6,415	4,092	67	9
リテール事業部門	12,816	2,746	12,577	2,345	96	139
国際事業部門	6,896	3,951	6,671	3,712	262	33
市場事業部門	3,336	2,985	4,216	3,988	606	599
本社管理等	2,435	2,608	2,193	3,287	1,481	1,556
合計	28,462	11,923	27,686	10,850	776	1,072

- (注) 1 セグメントは内部管理上採用している区分によっております。
 2 本社管理等には、内部取引として消去すべきものを含めております。
 3 前連結会計年度比は、金利・為替影響等を調整しております。

ホールセール事業部門

マイナス金利政策や厳しい競争環境が継続する中、非金利収益の減益等はあったものの、株式会社三井住友銀行においては、買収ファイナンス等の高付加価値貸金の投入を通じ10年振りに貸出金収益が増益となり、連結業務純益は4,092億円と昨年とほぼ同水準を確保いたしました。

また、M & A アドバイザリー件数において3年連続で第一位、IPO主幹事件数もこの3年間で着実に増加する等、グループ全体でお客さまの企業価値向上に向けたソリューションを提供できる体制を構築してきております。

リテール事業部門

業界平均を上回る買物取扱高の伸張、個人の健全な資金ニーズの捕捉等、決済ビジネス、コンシューマーファイナンスビジネスが順調に推移した一方、市場環境低迷を背景とした投資マインドの冷え込みにより、資産運用ビジネスが減益となり、連結業務純益は前連結会計年度比139億円減益の2,345億円となりました。

一方で、お客さま本位の資産管理型ビジネスの定着やキャッシュレス決済戦略、店舗改革を着実に実行したことで、収益を持続的に支える実力は着実に向上してきております。

国際事業部門

米中貿易摩擦や世界的な金利低下、Brexit等の厳しい事業環境下、貸出金の積み上げによる金利収益増加や、為替・デリバティブ等の非金利収益の拡大、銀証連携の着実な推進を通じた証券業務の増益により、連結業務純益は前連結会計年度比33億円増益の3,712億円となりました。

また、持続的成長を支える基盤である外貨預金については、その質の向上を図りつつ、2,000億米ドル前後の高水準の調達額を維持しております。

市場事業部門

市場環境の変化が激しい中、海外金利の低下局面を捉えた債券売却益の計上等、機動的なポートフォリオ運営により収益を計上し、連結業務純益は前連結会計年度比599億円増益の3,988億円となりました。

セールス&トレーディングは、お客さまの様々なニーズにお応えするべく、質の高いソリューション提案を追求し、多くのお客さまにお取引をいただいたことで、過去最高益を達成いたしました。

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、国内法人向け貸出及び米州、アジアを中心とした海外貸出が増加したこと等により、前連結会計年度末比4兆5,384億円増加して82兆5,176億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
貸出金残高(未残)	779,792	825,176	45,384
うちリスク管理債権	6,765	6,278	486
うち住宅ローン(注)	122,328	117,207	5,121

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

当社グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比486億円減少して6,278億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が12億円、3カ月以上延滞債権額が10億円、貸出条件緩和債権額が279億円それぞれ増加した一方で、延滞債権額が786億円減少しております。その結果、貸出金残高比率は、前連結会計年度末比0.1%低下して0.8%となりました。

リスク管理債権の状況

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破綻先債権	128	140	12
延滞債権	4,568	3,782	786
3カ月以上延滞債権	134	144	10
貸出条件緩和債権	1,934	2,213	279
合計	6,765	6,278	486

直接減額実施額	1,190	1,133	57
---------	-------	-------	----

貸出金残高(未残)	779,792	825,176	45,384
-----------	---------	---------	--------

貸出金残高比率

(単位：%)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破綻先債権 (= /)	0.0	0.0	0.0
延滞債権 (= /)	0.6	0.5	0.1
3カ月以上延滞債権 (= /)	0.0	0.0	0.0
貸出条件緩和債権 (= /)	0.2	0.3	0.0
合計	0.9	0.8	0.1

リスク管理債権の地域別構成と業種別構成

リスク管理債権の地域別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(単位:億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
国内	3,608	3,012	596
海外	1,010	1,122	112
アジア	3	287	283
北米	392	444	52
中南米	167	126	41
欧州	338	149	189
オセアニア		9	9
その他	110	108	2
合計	4,618	4,134	484

(注) 1 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計であります。

「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計であります。

2 債務者所在国を基準に集計しております。

リスク管理債権の業種別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(単位:億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
国内	3,608	3,012	596
製造業	956	457	499
農業、林業、漁業及び鉱業	0	16	16
建設業	150	100	51
運輸、情報通信、公益事業	378	393	15
卸売・小売業	642	652	10
金融・保険業	57	53	5
不動産業	340	333	7
物品賃貸業	3	3	0
各種サービス業	565	549	16
地方公共団体			
その他	516	456	59
海外	1,010	1,122	112
政府等			
金融機関			
商工業	490	579	90
その他	520	542	22
合計	4,618	4,134	484

(注) 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計であります。

「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計であります。

また、金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比449億円減少して6,503億円となりました。その結果、不良債権比率は前連結会計年度末比0.08%低下して0.68%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が18億円減少して879億円、危険債権が714億円減少して3,269億円、要管理債権が283億円増加して2,355億円となりました。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権6,503億円に対して、貸倒引当金による保全が1,530億円、担保保証等による保全が3,135億円となり、保全率は71.74%となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	897	879	18
危険債権	3,983	3,269	714
要管理債権	2,072	2,355	283
合計	6,952	6,503	449
正常債権	906,946	952,732	45,785
総計	913,898	959,235	45,337
不良債権比率 (= /)	0.76%	0.68%	0.08%

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
保全額	5,195	4,665	530
貸倒引当金	1,525	1,530	5
担保保証等	3,670	3,135	535

保全率 (= /)	74.73%	71.74%	2.99%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の保全率	120.23%	121.90%	1.67%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (= / (-))	46.48%	45.43%	1.05%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の引当率	142.86%	142.28%	0.58%

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比2兆7,907億円増加して27兆1,288億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
有価証券	243,380	271,288	27,907
国債	65,146	73,480	8,334
地方債	992	2,627	1,635
社債	26,502	27,391	888
株式	39,945	32,250	7,694
うち時価のあるもの	34,242	26,696	7,546
その他の証券	110,796	135,539	24,744

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式が含まれております。

また、有価証券等の評価損益は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
満期保有目的の債券	9	1	7
その他有価証券	23,213	18,923	4,290
うち株式	19,029	12,696	6,334
うち債券	604	215	388
その他の金銭の信託			
合計	23,222	18,925	4,298

(3) 繰延税金資産(負債)

繰延税金資産は、前連結会計年度末比139億円減少して263億円となりました。また、繰延税金負債は、前連結会計年度末比1,208億円減少して2,574億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	402	263	139
繰延税金負債	3,782	2,574	1,208

なお、株式会社三井住友銀行単体の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

〔株式会社三井住友銀行単体〕

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
繰延税金資産	4,271	4,596	325
貸倒引当金及び貸出金償却	1,139	1,174	35
有価証券有税償却	2,154	2,249	95
その他	979	1,173	194
評価性引当額	2,253	2,798	545
評価性引当額控除後繰延税金資産合計 (= +)	2,018	1,799	220
繰延税金負債	5,764	5,106	658
その他有価証券評価差額金	5,274	4,087	1,187
その他	490	1,018	529
繰延税金資産の純額(は繰延税金負債) (= +)	3,745	3,307	438

(4) 預金

預金は、株式会社三井住友銀行において、国内預金が個人預金、法人預金ともに増加したこと等から、前連結会計年度末比4兆7,172億円増加して127兆422億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比9,851億円減少して10兆1,804億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
預金	1,223,250	1,270,422	47,172
うち国内個人預金(注)	495,616	515,591	19,975
うち国内法人預金(注)	504,303	535,169	30,866
譲渡性預金	111,655	101,804	9,851

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、10兆7,849億円となりました。このうち株主資本合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上や剰余金の配当等の結果、前連結会計年度末比2,999億円増加して9兆3,543億円となりました。また、その他の包括利益累計額合計は、前連結会計年度末比3,482億円減少して1兆3,657億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
純資産の部合計	114,516	107,849	6,667
うち株主資本合計	90,544	93,543	2,999
うちその他の包括利益累計額合計	17,139	13,657	3,482

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結株主資本等変動計算書」に記載しております。

3 国内・海外別業績

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比548億円減益の1兆2,766億円、信託報酬は同0億円増益の47億円、役務取引等収支は同235億円増益の1兆834億円、特定取引収支は同715億円増益の2,628億円、その他業務収支は同1,177億円減益の1,411億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比452億円減益の7,776億円、信託報酬は同0億円増益の47億円、役務取引等収支は同271億円増益の9,000億円、特定取引収支は同614億円増益の2,206億円、その他業務収支は同676億円減益の520億円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比287億円増益の6,887億円、役務取引等収支は同88億円減益の1,940億円、特定取引収支は同101億円増益の423億円、その他業務収支は同477億円減益の898億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	822,812	659,921	151,312	1,331,421
	当連結会計年度	777,647	688,654	189,708	1,276,593
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,178,337	1,409,909	99,342	2,488,904
	当連結会計年度	1,122,203	1,413,309	79,149	2,456,364
うち資金調達費用	前連結会計年度	355,524	749,988	51,970	1,157,482
	当連結会計年度	344,555	724,655	110,558	1,179,770
信託報酬	前連結会計年度	4,656			4,656
	当連結会計年度	4,701			4,701
役務取引等収支	前連結会計年度	872,876	202,798	15,776	1,059,898
	当連結会計年度	900,003	194,025	10,678	1,083,350
うち役務取引等収益	前連結会計年度	1,033,005	230,997	23,084	1,240,917
	当連結会計年度	1,075,452	229,143	17,057	1,287,538
うち役務取引等費用	前連結会計年度	160,129	28,199	7,308	181,019
	当連結会計年度	175,449	35,117	6,379	204,188
特定取引収支	前連結会計年度	159,169	32,202		191,371
	当連結会計年度	220,569	42,257		262,826
うち特定取引収益	前連結会計年度	163,227	37,423	5,974	194,676
	当連結会計年度	220,851	51,822	9,846	262,826
うち特定取引費用	前連結会計年度	4,058	5,220	5,974	3,305
	当連結会計年度	282	9,564	9,846	
その他業務収支	前連結会計年度	119,566	137,522	1,740	258,830
	当連結会計年度	52,003	89,795	684	141,114
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,291,973	286,957	771	1,578,159
	当連結会計年度	912,316	139,144	1,395	1,050,065
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,172,406	149,435	2,512	1,319,328
	当連結会計年度	860,312	49,349	710	908,951

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比 2兆8,549億円増加して12兆8,099億円、利回りは同0.07%低下して1.91%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 5兆7,422億円増加して17兆4,717億円、利回りは同0.01%低下して0.68%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比 1兆8,327億円増加して8兆5,645億円、利回りは同0.09%低下して1.31%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 5兆1,567億円増加して13兆2,429億円、利回りは同0.02%低下して0.26%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比 1兆233億円増加して4兆5,696億円、利回りは同0.07%低下して3.10%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同1,602億円減少して3兆7,403億円、利回りは同0.05%低下して1.92%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	84,031,845	1,178,337	1.40
	当連結会計年度	85,864,531	1,122,203	1.31
うち貸出金	前連結会計年度	49,778,260	765,630	1.54
	当連結会計年度	51,570,227	748,287	1.45
うち有価証券	前連結会計年度	17,019,375	261,921	1.54
	当連結会計年度	18,201,943	251,441	1.38
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	108,697	358	0.33
	当連結会計年度	198,734	144	0.07
うち買現先勘定	前連結会計年度	3,940,030	3,090	0.08
	当連結会計年度	5,191,204	2,473	0.05
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	5,324,298	17,746	0.33
	当連結会計年度	3,965,107	21,175	0.53
うち預け金	前連結会計年度	1,961,674	20,898	1.07
	当連結会計年度	2,142,807	19,985	0.93
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	1,374,202	29,773	2.17
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	128,086,199	355,524	0.28
	当連結会計年度	133,242,885	344,555	0.26
うち預金	前連結会計年度	97,629,923	58,851	0.06
	当連結会計年度	101,322,743	51,772	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,526,249	429	0.01
	当連結会計年度	5,259,479	407	0.01
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	580,180	189	0.03
	当連結会計年度	1,221,029	288	0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	5,795,961	53,877	0.93
	当連結会計年度	8,586,289	54,711	0.64
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,658,313	1,272	0.05
	当連結会計年度	1,835,513	1,111	0.06
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	101,122	11	0.01
	当連結会計年度	100,091	11	0.01
うち借入金	前連結会計年度	9,637,102	65,994	0.68
	当連結会計年度	10,272,204	35,797	0.35
うち短期社債	前連結会計年度	966,046	60	0.01
	当連結会計年度	233,005	29	0.01
うち社債	前連結会計年度	4,151,350	87,123	2.10
	当連結会計年度	3,140,917	65,860	2.10

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度44,359,932百万円、当連結会計年度49,066,481百万円)を含めずに表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	44,546,369	1,409,909	3.17
	当連結会計年度	45,569,621	1,413,309	3.10
うち貸出金	前連結会計年度	26,222,907	929,632	3.55
	当連結会計年度	27,230,587	948,980	3.48
うち有価証券	前連結会計年度	5,236,149	115,493	2.21
	当連結会計年度	5,737,546	126,658	2.21
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	2,026,876	16,192	0.80
	当連結会計年度	1,575,530	15,746	1.00
うち買現先勘定	前連結会計年度	1,857,211	39,967	2.15
	当連結会計年度	2,580,540	57,573	2.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	12,108	37	0.31
	当連結会計年度	24,706	72	0.29
うち預け金	前連結会計年度	4,830,531	99,636	2.06
	当連結会計年度	4,149,235	78,027	1.88
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	420,967	17,800	4.23
	当連結会計年度	224,582	7,307	3.25
資金調達勘定	前連結会計年度	38,000,522	749,988	1.97
	当連結会計年度	37,840,304	724,655	1.92
うち預金	前連結会計年度	23,044,643	422,464	1.83
	当連結会計年度	22,611,324	407,081	1.80
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,017,305	135,749	2.26
	当連結会計年度	6,424,927	131,442	2.05
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	807,510	14,080	1.74
	当連結会計年度	727,834	10,573	1.45
うち売現先勘定	前連結会計年度	4,186,351	82,275	1.97
	当連結会計年度	5,240,834	100,259	1.91
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	2,433,961	45,344	1.86
	当連結会計年度	1,811,251	31,513	1.74
うち借入金	前連結会計年度	1,033,629	32,478	3.14
	当連結会計年度	496,301	19,014	3.83
うち短期社債	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち社債	前連結会計年度	193,460	7,258	3.75
	当連結会計年度	83,025	3,367	4.06

(注) 1 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期末の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度3,210,358百万円、当連結会計年度3,486,210百万円)を含めずに表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	消去又は 全社()	合計	小計	消去又は 全社()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	128,578,214	2,923,267	125,654,947	2,588,247	99,342	2,488,904	1.98
	当連結会計年度	131,434,153	2,924,268	128,509,884	2,535,513	79,149	2,456,364	1.91
うち貸出金	前連結会計年度	76,001,168	591,049	75,410,118	1,695,262	28,979	1,666,283	2.21
	当連結会計年度	78,800,815	151,600	78,649,214	1,697,268	4,251	1,693,016	2.15
うち有価証券	前連結会計年度	22,255,524	220,136	22,035,388	377,414	12,729	364,685	1.65
	当連結会計年度	23,939,490	51,710	23,887,779	378,099	31,277	346,822	1.45
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	2,135,574		2,135,574	16,551		16,551	0.78
	当連結会計年度	1,774,265		1,774,265	15,890		15,890	0.90
うち買現先勘定	前連結会計年度	5,797,241	906,078	4,891,163	36,877	16,419	20,457	0.42
	当連結会計年度	7,771,744	1,270,360	6,501,384	55,100	23,650	31,449	0.48
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	5,336,406		5,336,406	17,784		17,784	0.33
	当連結会計年度	3,989,813		3,989,813	21,247		21,247	0.53
うち預け金	前連結会計年度	6,792,206	1,172,614	5,619,591	120,535	17,399	103,135	1.84
	当連結会計年度	6,292,043	1,287,333	5,004,709	98,012	17,088	80,924	1.62
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	1,795,169	2	1,795,167	47,573	0	47,573	2.65
	当連結会計年度	224,582		224,582	7,307		7,307	3.25
資金調達勘定	前連結会計年度	166,086,722	2,742,740	168,829,462	1,105,512	51,970	1,157,482	0.69
	当連結会計年度	171,083,189	3,488,473	174,571,663	1,069,211	110,558	1,179,770	0.68
うち預金	前連結会計年度	120,674,567	1,182,716	119,491,850	481,315	17,326	463,989	0.39
	当連結会計年度	123,934,068	1,316,454	122,617,614	458,853	17,376	441,477	0.36
うち譲渡性預金	前連結会計年度	11,543,554		11,543,554	136,178		136,178	1.18
	当連結会計年度	11,684,407		11,684,407	131,849		131,849	1.13
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	1,387,690		1,387,690	14,270		14,270	1.03
	当連結会計年度	1,948,864		1,948,864	10,284		10,284	0.53
うち売現先勘定	前連結会計年度	9,982,312	906,078	9,076,234	136,153	16,419	119,733	1.32
	当連結会計年度	13,827,124	1,270,376	12,556,748	154,971	23,650	131,320	1.05
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,658,313		2,658,313	1,272		1,272	0.05
	当連結会計年度	1,835,513		1,835,513	1,111		1,111	0.06
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	2,535,084		2,535,084	45,356		45,356	1.79
	当連結会計年度	1,911,343		1,911,343	31,525		31,525	1.65
うち借入金	前連結会計年度	10,670,732	374,036	10,296,695	98,472	22,589	75,883	0.74
	当連結会計年度	10,768,506	50,737	10,819,244	54,812	2,820	57,632	0.53
うち短期社債	前連結会計年度	966,046		966,046	60		60	0.01
	当連結会計年度	233,005		233,005	29		29	0.01
うち社債	前連結会計年度	4,344,811	5,239,525	9,584,336	94,381	132,154	226,536	2.36
	当連結会計年度	3,223,943	6,171,312	9,395,255	69,227	151,646	220,874	2.35

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度47,559,830百万円、当連結会計年度52,536,286百万円)を含めずに表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比466億円増加の1兆2,875億円、一方役務取引等費用は同232億円増加の2,042億円となったことから、役務取引等収支は同235億円増益の1兆834億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比424億円増加の1兆755億円、一方役務取引等費用は同153億円増加の1,754億円となったことから、役務取引等収支は同271億円増益の9,000億円となりました。

海外の役務取引等収益は前連結会計年度比19億円減少の2,291億円、一方役務取引等費用は同69億円増加の351億円となったことから、役務取引等収支は同88億円減益の1,940億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,033,005	230,997	23,084	1,240,917
	当連結会計年度	1,075,452	229,143	17,057	1,287,538
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	15,736	131,375	6,541	140,570
	当連結会計年度	16,975	131,138	5,568	142,545
うち為替業務	前連結会計年度	116,871	22,740	36	139,574
	当連結会計年度	119,894	21,612	30	141,475
うち証券関連業務	前連結会計年度	122,233	36,278	6,980	151,532
	当連結会計年度	119,023	41,135	5,921	154,238
うち代理業務	前連結会計年度	11,423			11,423
	当連結会計年度	9,551			9,551
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	4,544	2		4,547
	当連結会計年度	4,347	2		4,350
うち保証業務	前連結会計年度	79,110	11,461	4,971	85,599
	当連結会計年度	76,386	9,549	350	85,585
うちクレジット カード関連業務	前連結会計年度	316,877	0		316,878
	当連結会計年度	335,678	0		335,678
うち投資信託 関連業務	前連結会計年度	122,475	5,286		127,761
	当連結会計年度	146,849	3,500		150,349
役務取引等費用	前連結会計年度	160,129	28,199	7,308	181,019
	当連結会計年度	175,449	35,117	6,379	204,188
うち為替業務	前連結会計年度	31,501	10,630	4	42,127
	当連結会計年度	32,905	7,817	124	40,598

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比682億円増加の2,628億円、一方特定取引費用は同33億円減少したことから、特定取引収支は同715億円増益の2,628億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前連結会計年度比576億円増加の2,209億円、一方特定取引費用は同38億円減少の3億円となったことから、特定取引収支は同614億円増益の2,206億円となりました。

海外の特定取引収益は前連結会計年度比144億円増加の518億円、一方特定取引費用は同43億円増加の96億円となったことから、特定取引収支は同101億円増益の423億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	163,227	37,423	5,974	194,676
	当連結会計年度	220,851	51,822	9,846	262,826
うち商品有価証券 収益	前連結会計年度	83,367		718	82,648
	当連結会計年度	64,082	8,418		72,501
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度				
	当連結会計年度	9,088	176		9,265
うち特定金融 派生商品収益	前連結会計年度	79,515	37,423	5,245	111,693
	当連結会計年度	147,599	43,223	9,846	180,976
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	345		10	334
	当連結会計年度	80	2		83
特定取引費用	前連結会計年度	4,058	5,220	5,974	3,305
	当連結会計年度	282	9,564	9,846	
うち商品有価証券 費用	前連結会計年度		718	718	
	当連結会計年度				
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	2,956	348		3,305
	当連結会計年度				
うち特定金融 派生商品費用	前連結会計年度	1,102	4,143	5,245	
	当連結会計年度	282	9,564	9,846	
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度		10	10	
	当連結会計年度				

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比 2兆325億円増加の 7兆3,613億円、特定取引負債残高は同 1兆8,652億円増加の 6兆845億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前連結会計年度末比 1兆6,389億円増加の 5兆9,733億円、特定取引負債残高は同 1兆4,522億円増加の 5兆1,375億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前連結会計年度末比5,054億円増加の 1兆5,199億円、特定取引負債残高は同5,249億円増加の 1兆790億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度末	4,334,415	1,014,471	20,108	5,328,778
	当連結会計年度末	5,973,291	1,519,904	131,942	7,361,253
うち商品有価証券	前連結会計年度末	2,346,123	365,398		2,711,521
	当連結会計年度末	2,473,626	215,669		2,689,295
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	74,204			74,204
	当連結会計年度末	128,871			128,871
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度末				
	当連結会計年度末				
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	28,120	0		28,121
	当連結会計年度末	28,604	19		28,624
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	1,841,968	649,072	20,108	2,470,932
	当連結会計年度末	3,284,185	1,298,633	131,942	4,450,876
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度末	43,997			43,997
	当連結会計年度末	58,005	5,581		63,586
特定取引負債	前連結会計年度末	3,685,269	554,132	20,108	4,219,293
	当連結会計年度末	5,137,487	1,078,983	131,942	6,084,528
うち売付商品債券	前連結会計年度末	1,872,773	119,540		1,992,314
	当連結会計年度末	1,942,959	69,515		2,012,475
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	92,370			92,370
	当連結会計年度末	129,596			129,596
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度末				
	当連結会計年度末				
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	29,030	2		29,032
	当連結会計年度末	28,931	9		28,941
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	1,691,095	434,588	20,108	2,105,576
	当連結会計年度末	3,035,999	1,009,457	131,942	3,913,513
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度末				
	当連結会計年度末				

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度末	100,022,180	22,302,858	122,325,038
	当連結会計年度末	105,004,129	22,038,088	127,042,217
うち流動性預金	前連結会計年度末	74,819,074	14,237,044	89,056,118
	当連結会計年度末	80,041,189	14,594,963	94,636,153
うち定期性預金	前連結会計年度末	17,885,194	7,875,029	25,760,223
	当連結会計年度末	17,764,493	7,264,054	25,028,548
うちその他	前連結会計年度末	7,317,911	190,785	7,508,696
	当連結会計年度末	7,198,446	179,069	7,377,515
譲渡性預金	前連結会計年度末	4,962,651	6,202,835	11,165,486
	当連結会計年度末	4,081,740	6,098,695	10,180,435
総合計	前連結会計年度末	104,984,831	28,505,693	133,490,525
	当連結会計年度末	109,085,870	28,136,783	137,222,653

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 「定期性預金」とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	51,471,087	100.00	52,653,427	100.00
製造業	6,715,306	13.05	7,264,656	13.80
農業、林業、漁業及び鉱業	272,306	0.53	271,216	0.52
建設業	730,187	1.42	753,216	1.43
運輸、情報通信、公益事業	5,341,650	10.38	5,228,310	9.93
卸売・小売業	4,299,232	8.35	4,393,894	8.34
金融・保険業	2,282,725	4.43	2,738,583	5.20
不動産業、物品賃貸業	8,727,788	16.96	9,302,244	17.67
各種サービス業	4,247,592	8.25	4,355,912	8.27
地方公共団体	754,500	1.47	784,273	1.49
その他	18,099,796	35.16	17,561,120	33.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	26,508,102	100.00	29,864,181	100.00
政府等	286,310	1.08	276,493	0.93
金融機関	1,821,717	6.87	2,087,889	6.99
商工業	21,381,483	80.66	23,939,816	80.16
その他	3,018,591	11.39	3,559,982	11.92
合計	77,979,190		82,517,609	

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	金額(百万円)
前連結会計年度末	アゼルバイジャン	677
	アルゼンチン	15
	合計	692
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
当連結会計年度末	アルゼンチン	8
	合計	8
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を記載しております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度末	6,514,573			6,514,573
	当連結会計年度末	7,348,013			7,348,013
地方債	前連結会計年度末	99,164			99,164
	当連結会計年度末	262,681			262,681
社債	前連結会計年度末	2,582,014	68,226		2,650,240
	当連結会計年度末	2,666,212	72,866		2,739,079
株式	前連結会計年度末	3,618,083		376,373	3,994,456
	当連結会計年度末	2,867,103		357,931	3,225,034
その他の証券	前連結会計年度末	5,711,745	5,365,181	2,643	11,079,570
	当連結会計年度末	7,284,775	6,265,416	3,749	13,553,941
合計	前連結会計年度末	18,525,580	5,433,407	379,016	24,338,005
	当連結会計年度末	20,428,786	6,338,283	361,681	27,128,751

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 キャッシュ・フローの状況の分析

(1) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度対比2兆4,912億円増加の+7兆875億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同4兆179億円減少の-3兆117億円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同3,917億円減少の-1兆246億円となりました。

その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末対比2兆9,768億円増加の56兆978億円となりました。

(2) 資本政策の方針

当社は、健全性確保、株主還元強化、成長投資をバランスよく実現していくことを資本政策の基本方針としております。2020年度からの3年間を計画期間とする本中期経営計画においても、引き続き当該基本方針のもと、持続的な株主価値の向上を目指してまいります。

健全性確保

前中期経営計画で資本蓄積を進めた結果、普通株式等Tier 1比率()が目標の10%程度に到達し、十分な資本余力を保持しております。

この資本の厚みを活かして、まずは、新型コロナウイルス感染症に苦しむ国内外のお客さまに対する資金繰り支援に確りと対応してまいります。このために、2020年度末では当初中期経営計画の1年目の計画としていた残高と比べてリスクアセットが5兆円程度増加する見通しで、これは普通株式等Tier 1比率で約0.5%の低下影響となります。従って、当面の資本運営として、普通株式等Tier 1比率を本中期経営計画の財務目標10%程度から、新型コロナウイルス感染症関連の貸出金の増加分に相当する0.5%を切り下げて、9.5%程度で運営していく方針としております。

()当社連結ベース、パーゼル 最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

株主還元強化

前中期経営計画では、3期連続で合計40円の増配を実現するとともに、合計1,700億円の自己株式取得を実施いたしました。本中期経営計画においても、配当を基本に機動的な自己株式取得も実施するという株主還元の方針は不変であります。また、累進的配当、すなわち減配せず、配当維持もしくは増配を原則とし、本中期経営計画期間中に配当性向を40%まで引き上げるという点についても、継続して取り組んでまいります。

2019年度の配当については、親会社株主に帰属する当期純利益が目標の7,000億円を超えたことに加え、配当性向の目標40%に向けて、期初予想比、前年比ともに10円の増配となる190円といたしました。

また、2020年度の配当予想は、新型コロナウイルス感染症の影響により、親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減益を見込んでおりますが、累進的に配当を行うという当社の方針に基づき、2019年度と同じ190円で据置きとしております。

成長投資

資本蓄積の途上にあった前中期経営計画とは異なり、上述の通り普通株式等Tier 1比率が目標水準に到達したことで、本中期経営計画は将来の成長に向けた資本活用ができるステージとなりました。

本中期経営計画では、引き続き資産効率を重視しつつ、7つの重点事業領域を中心に3年間で5,000億円の資本を投入し、5兆円のリスクアセットの増加を図る計画としております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、2022年度末までには関連する貸出金が全て返済され、ニュートラルとみております。

また、M & Aを通じたインオーガニック成長についても、「海外における資本・資産効率の高い投資」や「中長期的な成長に向けたビジネスプラットフォームを創るための投資」をターゲットに、当社の投資規準を満たす案件を追求してまいります。

政策保有株式

2015年10月より、5ヵ年で簿価5,000億円の削減を目指してまいりましたが、期限まで半年を残した2020年3月末の段階で約4,800億円を削減し、売却についてお客様の承諾を取得済のものを含めれば、約5,500億円の削減に目処をつけ、同計画の達成を見込んでおります。

これを受けて、本中期経営計画に合わせて、政策保有株式も新たな削減計画に移行し、2020年4月以降の今後5ヵ年で合計3,000億円の削減を目指しております。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日	2020年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	20.76	18.75
2. 連結Tier 1比率(5/7)	18.19	16.63
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	16.37	15.55
4. 連結における総自己資本の額	122,405	115,520
5. 連結におけるTier 1資本の額	107,272	102,499
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	96,545	95,813
7. リスク・アセットの額	589,428	615,991
8. 連結総所要自己資本額	47,154	49,279

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2019年3月31日	2020年3月31日
持株レバレッジ比率	4.88	4.31

5 重要な会計上の見積り

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりであります。

(貸倒引当金)

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる要管理先及び破綻懸念先に係る債権のうち、大口債務者に対してはキャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し計上
- ・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上

これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・DCF法における個別の将来キャッシュ・フローの合理的な見積り
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る貸倒引当金の見積りについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (追加情報)をご参照ください。

(固定資産の減損)

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれかを使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見積りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(金融商品の時価評価)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外の有価証券や、デリバティブ取引については時価をもって連結貸借対照表計上額としております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。合理的に算定された価額の具体例といたしましては、市場価格のない債券等や、店頭デリバティブ取引等があります。

市場価格のない債券等につきましては、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

店頭デリバティブ取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブにつきましては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した価額をもって時価としております。

当該価額の算定においては、これらの算出方法を採用しているため、金融経済環境等の前提が変動したことにより、内部格付や将来キャッシュ・フロー等条件が変化した場合には、翌連結会計年度以降の金融商品の時価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(利息返還損失引当金)

利息返還損失引当金は、利息制限法の定める上限を超える利率で貸し出していた顧客からの利息返還請求に備えて、将来の返還請求額の見込みをもとに計上しております。

将来の返還請求額の見込みは、顧客からの返還請求件数、返還金額等の過去の実績を用い、一定の仮定のもと算出しております。今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度以降の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(退職給付費用及び退職給付債務)

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産)

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しております。

なお、そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、業務システムに関する研究開発を行い、研究開発費として77百万円を計上しております。なお、本研究開発費は、すべて本社管理（第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一）に計上されております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

株式会社三井住友銀行において、お客さまの利便性向上と業務の効率化推進のために事務機械等のシステム関連投資や拠点の新設・統合等を行いましたこと等から、当連結会計年度中の設備投資の総額は2,321億円となりました。

なお、当連結会計年度中における設備の除却・売却等については、重要なものではありません。

会社名	報告セグメント	金額（百万円）
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	本社管理	15,844
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 国際事業部門 市場事業部門 本社管理	105,833
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 国際事業部門	5,279
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 国際事業部門 市場事業部門 本社管理	29,405
三井住友カード株式会社	リテール事業部門	23,015
株式会社セディナ	リテール事業部門	8,204
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	8,334
株式会社日本総合研究所	本社管理	7,728
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	2,304
その他		26,106
合計		232,055

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 国際事業部門 市場事業部門 本社管理	本店	東京都 千代田区	店舗・ 事務所			9,924	2,247		12,171	2,541
		東館	東京都 千代田区	事務所	5,956	121,939	43,092	3,380	4	168,417	1,863
		大阪本店 営業部	大阪市 中央区	店舗・ 事務所	8,334	11,978	9,142	517		21,638	768
		神戸営業部	神戸市 中央区	店舗・ 事務所	6,433	6,159	5,758	188		12,105	384
		大和センター	神奈川県 大和市	事務 センター	15,537	1,924	3,489	404	8,931	14,748	
		鰻谷センター	大阪市 中央区	事務 センター	4,707	2,156	3,878	240	3,984	10,260	
		札幌支店 ほか 3店	北海道・ 東北地区	店舗	632	1,071	612	103		1,788	136
		横浜支店 ほか 137店	関東地区 (除く東京都)	店舗	29,510 (755)	15,834	18,025	3,021	447	37,328	2,365
		人形町支店 ほか 295店	東京都	店舗	55,901 (5,863)	62,119	44,706	5,888	155	112,869	7,369
		名古屋支店 ほか 54店	中部地区	店舗	11,816	8,235	5,120	631		13,986	901
		京都支店 ほか 124店	近畿地区 (除く大阪府)	店舗	43,057 (1,828)	15,329	19,056	2,720		37,106	2,038
		大阪中央支店 ほか 206店	大阪府	店舗	67,344 (1,548)	29,774	24,498	2,829		57,102	3,809
		岡山支店 ほか 14店	中国・ 四国地区	店舗	3,580	1,630	1,477	167		3,276	230
		福岡支店 ほか 20店	九州地区	店舗	5,022	4,325	2,150	284		6,759	315
		ニューヨーク 支店 ほか 13店	米州地域	店舗・ 事務所			6,838	3,587		10,425	1,670
		デュッセル ドルフ支店 ほか 8店	欧阿中東地域	店舗・ 事務所			849	47		897	225
		香港支店 ほか 17店	アジア・オセ アニア地域	店舗・ 事務所			4,034	1,843		5,877	3,298
		社宅・寮	東京都他	社宅・寮	175,094 (820)	52,157	30,379	192		82,729	
		その他の施設	東京都他	事務所・ 研修所他	233,243 (3,666)	105,740	58,235	6,395	1,659	172,031	45
(国内連結子会社) 株式会社 SMBC信託銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 国際事業部門	本店 ほか 1拠点	東京都 港区及び 東京都 新宿区	店舗・ 事務所			1,813	1,064		2,877	1,172
(国内連結子会社) SMBC日興証券 株式会社	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 国際事業部門 市場事業部門 本社管理	本店及び 本店分室	東京都 千代田区他	店舗・ 事務所	566	1,010	3,987	1,099	1,880	7,976	4,104

(2020年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)					
(国内連結子会社) 三井住友カード株式会社	リテール事業部門	東京本社及び大阪本社	東京都港区及び大阪市中央区他	店舗・事務所			1,704		1,704	2,607
(国内連結子会社) 株式会社セディナ	リテール事業部門	本店及び東京本社	名古屋市中区及び東京都港区	店舗・事務所			139	90	229	1,073
(国内連結子会社) SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社	東京都中央区	店舗・事務所			0	168	93	1,118
(国内連結子会社) 株式会社日本総合研究所	本社管理	東京本社及び大阪本社	東京都品川区及び大阪市西区	店舗・事務所			1,436	3,539	138	1,551
(国内連結子会社) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	本社管理	本社	東京都港区	店舗・事務所			52	161	213	523

(注) 1 「土地」の「面積」欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、72,943百万円であります。

2 動産は、事務機械15,137百万円、その他27,378百万円であります。

3 株式会社三井住友銀行の店舗外現金自動設備50,141か所、海外駐在員事務所4か所、代理店1店は上記に含めて記載しております。なお、株式会社SMBC信託銀行の両替業務を主体とした外貨両替コーナー20か所は上記に含めておりません。

4 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その主な内容は次のとおりであります。

東館		建物	5,444百万円
関東地区(除く東京都)	土地	3,062百万円(6,769m ²)、建物	23百万円
東京都	土地	7,164百万円(6,786m ²)、建物	815百万円
中部地区	土地	607百万円(1,395m ²)、	
近畿地区(除く大阪府)	土地	1,934百万円(5,707m ²)、建物	28百万円
大阪府	土地	5,291百万円(14,890m ²)、建物	25百万円
中国・四国地区		建物	10百万円
九州地区	土地	742百万円(1,398m ²)	

5 上記のほか、株式会社三井住友銀行は、ソフトウェア資産226,631百万円を所有しております。

6 上記のほか、主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	年間賃借料(百万円)
(国内連結子会社) 株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 国際事業部門 市場事業部門 本社管理	大和センター及び鰻谷センター	神奈川県大和市及び大阪市中央区	電算機等	2,218

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	本社管理		東京都 江東区	新設	店舗・ 事務所等	65,600	29,464	自己資金	2018年 1月	2020年 10月
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門			新設・ 改修等	店舗・ 事務所等	46,000		自己資金		(注) 2
	リテール事業部門			新設・ 改修等	事務機械	10,500		自己資金		(注) 3
	国際事業部門 市場事業部門 本社管理			新設・ 改修等	ソフト ウエア	94,000		自己資金		(注) 4

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 店舗・事務所等の主なものは2021年3月までに完了予定であります。

3 事務機械の主なものは2021年3月までに設置予定であります。

4 ソフトウエアの主なものは2021年3月までに投資完了予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
第五種優先株式	167,000
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	3,000,564,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,373,171,556	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券 取引所(注)1	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない当社における 標準となる株式(注) 2, 3
計	1,373,171,556	同左		

(注) 1 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2 提出日現在の発行数には、2020年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	499個	465個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	49,900株	46,500株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2010年8月13日から2040年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,216円 資本組入額 1株当たり1,108円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2039年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2039年8月13日から2040年8月12日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p>	同左

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,394個	1,352個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	139,400株	135,200株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2011年8月16日から2041年8月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,873円 資本組入額 1株当たり 937円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2040年8月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2040年8月16日から2041年8月15日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,879個	1,839個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	187,900株	183,900株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月15日から2042年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,043円 資本組入額 1株当たり1,022円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2041年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2041年8月15日から2042年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	661個	540個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	66,100株	54,000株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月14日から2043年8月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,160円 資本組入額 1株当たり2,080円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2042年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2042年8月14日から2043年8月13日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	699個	614個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	69,900株	61,400株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月15日から2044年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり3,662円 資本組入額 1株当たり1,831円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2043年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2043年8月15日から2044年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 83人	同左
新株予約権の数	908個	757個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	90,800株	75,700株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,905円 資本組入額 1株当たり2,453円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2044年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2044年8月18日から2045年8月17日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 89人	同左
新株予約権の数	1,185個	1,114個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	118,500株	111,400株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月15日から2046年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,812円 資本組入額 1株当たり1,406円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>上記に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2045年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2045年8月15日から2046年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当ありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月26日(注)1	387,765	1,414,443,390	847,654	2,338,743,367	847,654	1,560,221,737
2018年8月3日(注)2	326,330	1,414,769,720	699,651	2,339,443,018	699,325	1,560,921,062
2018年8月20日(注)3	15,368,300	1,399,401,420		2,339,443,018		1,560,921,062
2019年7月29日(注)4	272,536	1,399,673,956	521,633	2,339,964,652	521,633	1,561,442,696
2019年9月20日(注)5	26,502,400	1,373,171,556		2,339,964,652		1,561,442,696

- (注) 1 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,372円 資本組入額 2,186円
 2 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,287円 資本組入額 2,144円
 3 自己株式の消却による減少であります。
 4 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,828円 資本組入額 1,914円
 5 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

(2020年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	8	337	72	6,724	1,145	443	276,567	285,296	
所有株式数 (単元)	4,918	4,260,606	861,523	1,194,761	5,521,779	8,861	1,860,624	13,713,072	1,864,356
所有株式数 の割合(%)	0.04	31.07	6.28	8.71	40.27	0.06	13.57	100.00	

- (注) 1 自己株式3,645,043株は「個人その他」に36,450単元、「単元未満株式の状況」に43株含まれております。
 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ29単元及び48株含まれております。

- 4 野村證券株式会社から2020年4月7日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、野村證券株式会社他2名が2020年3月31日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	野村證券株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	70,759,192株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.15%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,645,000 (相互保有株式) 普通株式 200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,367,662,000	13,676,620	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 1,864,356		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2
発行済株式総数	1,373,171,556		
総株主の議決権		13,676,620	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2,900株(議決権29個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式43株及び株式会社証券保管振替機構名義の株式48株が含まれております。

【自己株式等】

(2020年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	3,645,000		3,645,000	0.26
S M B C 日興証券株式会社	東京都江東区木場一丁目 5番55号	200		200	0.00
計		3,645,200		3,645,200	0.26

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号等の規定に基づく取締役会決議による普通株式の取得
会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号等の規定に基づく普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月15日)での決議状況 (取得期間 2019年5月16日~2019年8月30日)	普通株式	上限32,000,000	上限100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式			
当事業年度における取得自己株式	普通株式	26,502,400	99,999,877,600
残存決議株式の総数及び価額の総額			
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)			
当期間における取得自己株式			
提出日現在の未行使割合(%)			

(注) 当期間における取得自己株式及び提出日現在の未行使割合には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	23,307	89,095,754
当期間における取得自己株式	普通株式	1,364	3,684,365

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式	普通株式	26,502,400	101,673,749,055		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式					
その他 (単元未満株式の買増請求による 売渡し及びストック・オプション の権利行使)	普通株式	179,182	733,710,650	55,569	213,171,808
保有自己株式数	普通株式	3,645,043		3,590,838	

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買増請求によって売り渡した自己株式及びストック・オプションの権利行使によって交付した自己株式、並びに単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、年2回、中間配当と期末配当として剰余金の配当を行うことを基本としておりますが、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

また、当社は、健全性確保、株主還元強化、成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針とし、配当は持続的な利益成長を勘案し累進的に行うものとし、配当性向は本中期経営計画期間中に40%を目指す方針としております。なお、累進的配当とは、減配せず、配当維持もしくは増配を実施することです。

上記方針の下、当事業年度の普通株式1株当たりの配当金につきましては、前事業年度比10円増配の190円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月12日 取締役会	普通株式	123,252	90
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	136,952	100

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。そして、経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効性の向上に取り組んでおります。

併せて、中長期的に目指す姿として「ビジョン」、すべての役職員が共有すべき価値観として「Five Values」を定め、当社グループの理念体系として当社グループの全役職員に対し、周知・浸透を図っております。

<経営理念>

お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。

事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

<ビジョン>

最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー

<Five Values>

Integrity

プロフェッショナルとして高い倫理観を持ち誠実に行動する。

Customer First

お客さま起点で考え、一人ひとりのニーズに合った価値を提供する。

Proactive & Innovative

先進性と独創性を尊び、失敗を恐れず挑戦する。

Speed & Quality

迅速かつ質の高い意思決定と業務遂行により、競合との差別化を図る。

Team "SMBC Group"

多様性に富んだ組織の下で互いを尊重し、グループの知恵と能力を結集する。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する当社グループ役職員の行動指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。同ガイドラインに基づき、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することで、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンス体制

(現行の体制を採用する理由)

当社は、国際的に広く認知されたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、2017年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。当社はこれまでも、監査役会設置会社として、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な社外取締役の選任や、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数の維持等を通じ、適切なコーポレート・ガバナンス機能及び意思決定の迅速化のいずれも確保してまいりましたが、国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高い機関形態であり、経営の監督機能と執行機能が制度上分離している指名委員会等設置会社の特長を活かすことで、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目指してまいります。

(取締役会)

取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定、並びに、執行役及び取締役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、取締役会の監督機能の一段の強化及び業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しております。

取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しているほか、15名の取締役のうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役(うち7名が社外取締役)で構成されており(2020年6月26日現在)、執行役及び取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。

なお、社外取締役は、法定及び任意で設置している各委員会の委員長又は委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受けるなど、適切な連携・監督を実施しております。

また、当社は、上記の社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

(委員会)

会社法が定める法定の「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」に、任意で設置している「リスク委員会」を加えた4つの委員会を設けております。各委員会の概要は、以下の通りです(2020年6月26日現在)。

指名委員会(必要に応じて随時開催)

株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、当社及び主な子会社の役員人事や、当社社長及び株式会社三井住友銀行頭取、SMB C日興証券株式会社社長の後継者選定に関する事項等について審議します。

指名委員会は、社内取締役1名、社外取締役5名で構成されています。

役員人事に関する審議の透明性を確保する観点から、指名委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

報酬委員会(必要に応じて随時開催)

当社執行役、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針、並びに、同方針に基づく当社執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。また、主な子会社の役員報酬等の決定方針、当社執行役員の個人別の報酬等の内容等について審議します。

報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されています。

役員報酬に関する審議の透明性を確保する観点から、報酬委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

監査委員会(定期及び必要に応じて随時開催)

当社執行役及び取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会が選定する委員が、当社及び子会社の業務及び財産の調査等を行います。

監査委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成されています。

監査の客観性及び業務執行からの独立性を確保する観点から、監査委員会の委員長には社外取締役が就任しております。また、委員のうち原則として1名以上は、財務専門家が就任することとしております。

リスク委員会(必要に応じて随時開催)

環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項、リスク管理に係る運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。

リスク委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名、外部有識者2名で構成されています。

各内部委員会の構成員はそれぞれ以下の通りです(2020年6月26日現在)。

：委員長 ：委員

		指名委員会 (社内1、社外5)	報酬委員会 (社内2、社外4)	監査委員会 (社内2、社外3)	リスク委員会 (社内1、社外4)
松本 正之	社外取締役				
アーサー M. ミッチェル	社外取締役				
山崎 彰三 (注)	社外取締役				
河野 雅治	社外取締役				
筒井 義信	社外取締役				
新保 克芳	社外取締役				
桜井 恵理子	社外取締役				
國部 毅	取締役会長				
太田 純	取締役 執行役社長				
中島 達	取締役 執行役専務				
井上 篤彦	取締役				
三上 徹	取締役				
山口 廣秀	外部有識者				
山崎 達雄	外部有識者				

(注) 社外取締役 山崎彰三氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(業務執行)

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定及び当社の業務執行を担っており、当社は、13名の執行役を選任しております(2020年6月26日現在)。

当社は、2017年4月に、グループ経営管理の高度化に向けて、事業部門制及びC×O制を導入しております。事業部門制は、お客さまの様々なニーズへの対応力をグループベースで一層強化するため、お客さまセグメント毎に事業戦略を立案・実行する枠組みとして導入したもので、リテール事業部門、ホールセール事業部門、グローバル事業部門及び市場事業部門の4つの事業部門から構成されています。また、C×O制は、持株会社である当社を中心としたグループ経営管理を一段と強化することを企図した制度であり、グループCEO(Chief Executive Officer)である当社社長に加え、グループCFO(Chief Financial Officer)、グループCSO(Chief Strategy Officer)、グループCRO(Chief Risk Officer)、グループCCO(Chief Compliance Officer)、グループCHRO(Chief Human Resources Officer)、グループCIO(Chief Information Officer)、グループCDO(Chief Digital Innovation Officer)及びグループCAE(Chief Audit Executive)の9種類のグループC×Oを設置しています。事業部門長及びグループC×Oには原則として当社の執行役が就任し、各事業部門または本社部門の統括責任者として業務執行にあたるとともに、業務執行の状況を取締役会等に報告しております。

また、取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は執行役社長が主宰し、当社執行役をはじめとして、執行役社長が指名する役員等によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行しております。

さらに、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ経営戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、当社の取締役15名(うち社外取締役7名)のうち、4名(うち監査委員1名)が同行の取締役(うち監査等委員1名)を兼務することを通じて、業務執行状況の監督等を行っております。また、主要なグループ会社のうち、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社及びSMB C日興証券株式会社の3社については、当社の取締役が各社の取締役に就任し、業務執行状況の監督を行っております。加えて、当社の監査委員会の職務の遂行を補佐するために配置した監査委員補佐が、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMB C日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、株式会社セディナ、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社日本総合研究所及び三井住友DSアセットマネジメント株式会社の8

社の監査等委員である取締役または監査役に就任し、取締役の職務の執行の監査を行っております。

内部統制システム

当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、当社及び当社のグループ会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を内部統制規程として定めております。また、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による盤石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付けるとともに、同体制の構築に取り組んでおります。

イ．内部統制規程

(執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第1条 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

(当社及び当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第2条 当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。

グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第3条 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。

(当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第4条 当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する行動原則、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。

当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないように、当社のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。

マネー・ローダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全体の基本方針としてSMFGマネー・ローダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。

上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。

当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。

グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。

当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

(監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項)

第6条 監査委員会の職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置する。

監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。

監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。

監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。

監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。

(当社及び当社のグループ会社の役職員が、監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項)

第7条 当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまたは監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。

当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

(監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査結果を報告する。

当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。

監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。

代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。

(監査委員の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項)

第9条 当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

ロ．コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する基本方針の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、グループCCO、グループ副CCO、当社の関連部署の部長、主要なグループ会社のコンプライアンス統括部署の部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、コンプライアンス部が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当社では、グループとしての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として内部通報制度を設け、当社グループの全従業員からの通報を受け付ける体制を整備しております。本制度は、当社グループの役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、当社グループ従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え監査委員会や外部弁護士も対応しております。また、当社及び当社連結子会社の会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正するため、「SMFG会計・監査ホットライン」を開設しております。

ハ．反社会的勢力との関係遮断に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。

また、当社では、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、コンプライアンス部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との関係遮断に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社に対して、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、主要グループ会社では、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

ニ．リスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理体制を整備しており、企画部と共にグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

ホ．サステナビリティへの取組み

当社は、2020年4月に公表した「S M B Cグループ サステナビリティ宣言」において、持続可能な社会の実現を目指す上での基本姿勢として以下のように宣言しております。

「我々、S M B Cグループは、三井、住友にルーツを持つ企業グループとして、先達が重んじたサステナビリティへの意思を受け継ぎ、社会において我々が重点的に取り組む課題を設定のうえ、サステナビリティの実現に向けて行動していきます。」

当社は、サステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し、金融事業を営むものとして、お客さまをはじめとするステークホルダーと対話し共に行動することにより、社会をより良いものへ変革することに貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を推進するため、当社では、グループCEOを委員長とした「サステナビリティ推進委員会」において、E S G / S D G sの推進を含む当社グループ全体のサステナビリティ活動に関する事項を協議しております。

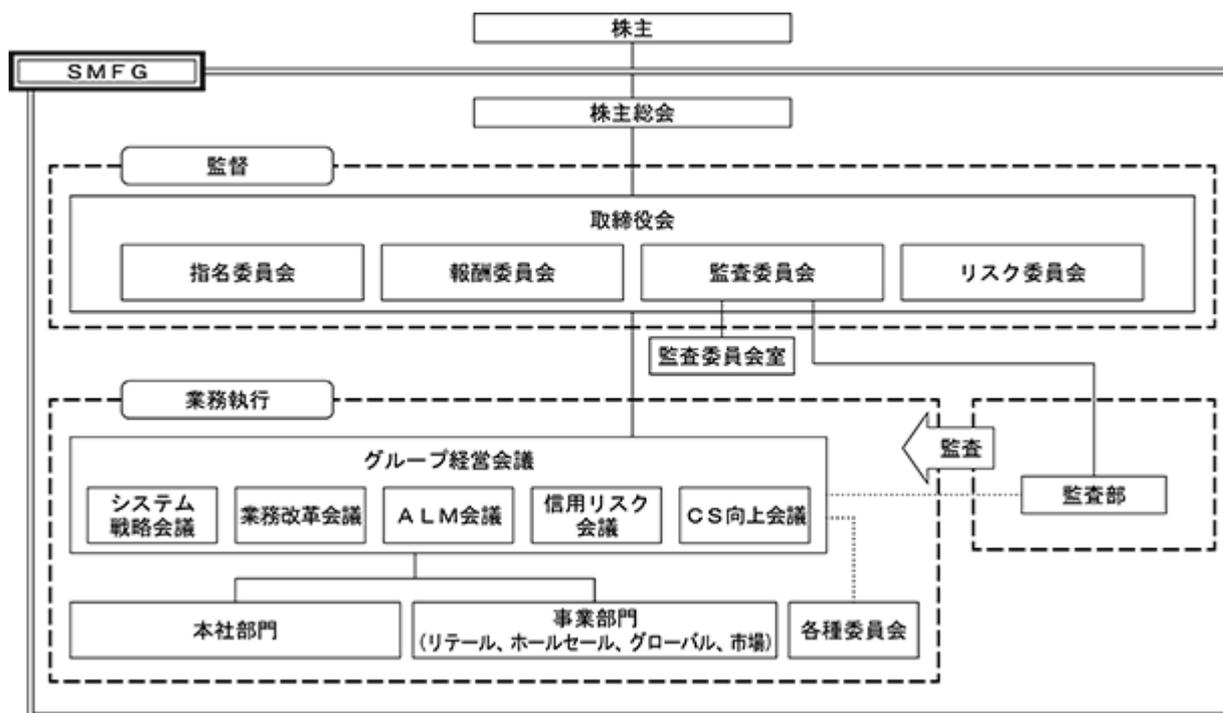
また、気候変動への対応として、気候変動にかかるリスクと機会を認識し、特定の事業への与信方針の定期的な見直しとともにグループ経営会議や取締役会への定期的な報告を実施しております。

このほか、当社グループ各社におけるCS推進体制やお客さまの声の分析状況及びお客さま本位の業務運営に関する取組状況を報告、審議することを目的に、グループ経営会議の一部を構成する会議として、「CS向上会議」を設置しております。

へ．情報開示

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、グループC F Oを委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

< 当社のコーポレート・ガバナンス体制(2020年6月26日現在) >



取締役の定数

当社は、取締役3名以上を置く旨定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的に自己株式の取得を行うため、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の差異

(株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め)

当社は、2009年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

(議決権の有無又はその内容の差異)

当社は、種類株式発行会社であり、普通株式及び複数の種類の優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

なお、有価証券報告書提出日現在、発行済の優先株式はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性24名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.0%)

イ. 取締役の状況

(2020年6月26日現在)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	國部 毅	1954年3月8日生	1976年4月 株式会社住友銀行入行 2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年10月 同常務執行役員 2007年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2007年6月 同取締役 2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2011年4月 同頭取兼最高執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役執行役社長 2019年4月 同取締役会長(現職)	(注)2	58,331
取締役	太田 純	1958年2月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2014年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2015年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役兼副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役執行役副社長 2018年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役執行役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注)2	25,715
取締役	高島 誠	1958年3月31日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 2016年12月 同取締役兼専務執行役員 2017年4月 同頭取(現職) 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)2	31,187
取締役	永田 晴之	1963年2月20日生	1985年4月 株式会社三井銀行入行 2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ財務部長 2013年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 同常務執行役員 2016年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2018年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2018年4月 同取締役兼専務執行役員(現職) 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 2019年6月 同取締役執行役専務(現職)	(注)2	19,492
取締役	中島 達	1963年9月14日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 2016年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2019年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職) 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役執行役専務(現職)	(注)2	15,914

名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	井上 篤彦	1957年7月3日生	1981年4月 2008年4月 2011年4月 2014年4月 2014年6月 2015年4月 2019年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	(注)2	20,907
取締役	三上 徹	1960年8月27日生	1984年4月 2006年4月 2013年4月 2015年4月 2015年6月 2017年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行法務部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部付部長 株式会社三井住友銀行本店上席推進役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役 同取締役(現職)	(注)2	1,800
取締役	清水 喜彦	1955年12月3日生	1978年4月 2004年4月 2008年4月 2010年4月 2012年4月 2014年4月 2015年5月 2015年6月 2015年9月 2016年4月 2020年4月 2020年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 同取締役兼副頭取執行役員 同取締役副会長 同取締役辞任 S M B C 日興証券株式会社顧問 同代表取締役副社長 同代表取締役社長 同代表取締役会長(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)2	12,799
取締役	松本 正之	1944年4月14日生	1967年4月 1987年4月 2004年6月 2010年4月 2011年1月 2011年1月 2014年1月 2014年4月 2015年6月 2017年6月	日本国有鉄道入社 東海旅客鉄道株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役副会長 同社取締役辞任 日本放送協会会長 同協会退職 東海旅客鉄道株式会社特別顧問(現職) 株式会社三井住友銀行取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役退任	(注)2	1,500
取締役	アーサー M . ミッチェル	1947年7月23日生	1976年7月 2003年1月 2007年9月 2008年1月 2015年6月	米国ニューヨーク州弁護士登録(現職) アジア開発銀行ジェネラルカウンセル ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所入所 外国法事務弁護士登録(現職) ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所外国法事務弁護士(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)2	700
取締役	山崎 彰三	1948年9月12日生	1970年11月 1974年9月 1991年7月 2010年6月 2010年7月 2013年7月 2014年4月 2017年6月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録(現職) 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 有限責任監査法人トーマツ退職 日本公認会計士協会会長 同協会相談役(現職) 東北大学会計大学院教授 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)2	700

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	河野雅治	1948年12月21日生	1973年4月 外務省入省 2005年8月 同省総合外交政策局長 2007年1月 同省外務審議官(経済担当) 2009年2月 ロシア駐箚特命全権大使 2009年5月 兼アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ駐箚特命全権大使 2011年3月 イタリア駐箚特命全権大使 2011年5月 兼アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚特命全権大使 2014年9月 退官 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注)2	
取締役	筒井義信	1954年1月30日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2004年7月 同社取締役 2007年1月 同社取締役執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2009年3月 同社取締役専務執行役員 2010年3月 同社代表取締役専務執行役員 2011年4月 同社代表取締役社長 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年4月 日本生命保険相互会社代表取締役会長(現職)	(注)2	
取締役	新保克芳	1955年4月8日生	1984年4月 弁護士登録(現職) 1999年11月 新保法律事務所(現新保・洞・赤司法律事務所)弁護士(現職) 2015年6月 株式会社三井住友銀行監査役 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役辞任	(注)2	1,500
取締役	桜井恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 Dow Corning Corporation入社 2008年5月 東レ・ダウコーニング株式会社取締役 2009年3月 同社代表取締役会長・CEO 2011年5月 Dow Corning Corporationリージョナルプレジデント-日本/韓国 2015年2月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社代表取締役社長 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 2018年5月 ダウ・シリコン・ホールディング・ジャパン合同会社代表社員ダウ・スウィツァーランド・ホールディング・ゲーエムベーハー職務執行者(現職) 2018年6月 ダウ・東レ株式会社代表取締役会長・CEO(現職)	(注)2	2,200
計					192,745

- (注) 1 取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会での選任後2020年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会の構成及び委員長については、以下のとおりであります。
指名委員会：筒井義信(委員長)、國部 毅、松本正之、アーサー M. ミッチェル、河野雅治、桜井恵理子
監査委員会：松本正之(委員長)、井上篤彦、三上 徹、山崎彰三、新保克芳
報酬委員会：新保克芳(委員長)、國部 毅、太田 純、アーサー M. ミッチェル、筒井義信、桜井恵理子

□．執行役の状況

(2020年6月26日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役社長 (代表執行役)	グループ CEO	太田 純	(注)1	(注)1	(注)2	(注)1
執行役副社長 (代表執行役)	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	道 廣 剛太郎	1959年3月 30日生	1983年4月 株式会社住友銀行入行 2012年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2013年4月 同常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2019年3月 同取締役兼専務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注)2	21,050
執行役副社長 (代表執行役)	グローバル 事業部門長	大 島 眞 彦	1960年9月 13日生	1984年4月 株式会社三井銀行入行 2012年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2014年4月 同常務執行役員 2017年3月 同取締役兼常務執行役員 2017年4月 同取締役兼専務執行役員 2018年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2019年3月 同取締役兼専務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注)2	20,757
執行役副社長 (代表執行役)	グループ CHRO	夜 久 敏 和	1962年3月 3日生	1984年4月 株式会社住友銀行入行 2012年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 人事部長 株式会社三井住友銀行執行役員 2014年4月 同常務執行役員 2016年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2017年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役執行役専務 2019年4月 同取締役執行役副社長 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職) 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職)	(注)2	20,119
執行役専務	グループ CDIO	谷 崎 勝 教	1957年4月 12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2010年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2013年4月 同常務執行役員 2015年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2017年4月 同取締役兼専務執行役員 2017年6月 同取締役執行役専務 2019年4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職) 2019年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職)	(注)2	19,045

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役専務	リテール 事業部門長	田村直樹	1961年7月 9日生	1984年4月 2012年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ リスク統括部付部長 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注)2	18,619
執行役専務	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	松浦公男	1960年2月 4日生	1984年4月 2012年4月 2014年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 同執行役専務(現職)	(注)2	19,954
執行役専務	グループ CRO	永田晴之	(注)1	(注)1		(注)2	(注)1
執行役専務	グループ CFO兼 グループ CSO	中島達	(注)1	(注)1		(注)2	(注)1
執行役専務	グループ CCO	今枝哲 郎	1962年5月 2日生	1986年4月 2014年4月 2016年9月 2017年4月 2020年4月 2020年5月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注)2	8,187
執行役専務	グループ CAE	小塚文 晴	1961年12月 8日生	1986年4月 2015年4月 2017年4月 2019年3月 2019年4月 2020年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注)2	20,404
執行役専務	市場事業 部門長	小池正 道	1963年10月 25日生	1987年4月 2015年4月 2017年7月 2018年4月 2020年4月	株式会社太陽神戸銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職)	(注)2	11,117

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役専務	グループ C I O	増 田 正 治	1963年7月 22日生	1987年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ IT企画部長 株式会社三井住友銀行システム統括部長 2016年4月 同執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 2018年4月 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2019年3月 同取締役兼常務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役常務 2020年4月 同執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注) 2	10,341
計(注) 3						169,593

(注) 1 「(2) 役員の状況 役員一覧 イ.取締役の状況」に記載されております。

2 執行役の任期は、2020年6月から2020年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

3 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

社外役員の状況

(当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要)

社外取締役は7名となっております(2020年6月26日現在)。

社外取締役である松本正之氏は東海旅客鉄道株式会社の特別顧問に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2019年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から東海旅客鉄道株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役であるアーサー M. ミッチェル氏はニューヨーク州弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である山崎彰三氏は公認会計士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である河野雅治氏は外交官経験者であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2019年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である新保克芳氏は弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である桜井恵理子氏はダウ・東レ株式会社の代表取締役会長・CEOに就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2019年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行からダウ・東レ株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有していないこと等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

(社外取締役の独立性に関する基準)

当社は、経営から独立した社外からの人材の視点を取り入れることは、経営の透明性を高めるうえで重要と考えており、様々な分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験と専門的知見を有する社外取締役が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行っております。

現在、社外取締役全員が、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。なお、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準は以下の通りです。

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（ 1 ）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 主要な取引先（ 2 ）

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行から、多額の金銭その他の財産（ 3 ）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

3. 寄付

当社・株式会社三井住友銀行から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者（ 4 ）

次に掲げるいずれかの者（重要（ 5 ）でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1.～4.に該当する者。
- (2) 当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

1. 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

2. 「主要な取引先」の定義

当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当社・株式会社三井住友銀行宛売上高の割合が2%を超える場合

当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先：当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合

3. 「多額の金銭その他の財産」の定義

当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産

4. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

5. 「重要」である者の例

各会社の役員・部長クラスの者

会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

以上

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役のうち3名は、監査委員会の委員長又は委員となっており、監査委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人から監査結果等の報告を受け、その内容を審議しております。また、監査委員以外の社外取締役は、取締役会を通じ、監査委員会より、当該審議の結果につき遅滞なく報告を受けております。また、社外取締役は、取締役会又は監査委員会若しくはそれらの双方を通じ、内部監査担当部署及びコンプライアンス、リスク管理部門等より、業務執行の状況について適時報告を受けております。以上の通り、社外取締役は、内部監査所管部、監査委員会及び会計監査人と相互に連携し、適切に業務執行を監督又は監査しております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会は、取締役会の内部委員会として、5名の監査委員で構成されており、法令及び定款に則り設置しております。そのうち山崎彰三氏は、公認会計士の資格を有しており、有限責任監査法人トーマツの代表社員、及び日本公認会計士協会会長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は監査委員会を原則月1回、乃至2回開催しており、当事業年度における個々の監査委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松本 正之	15回	15回
山崎 彰三	15回	15回
新保 克芳	15回	15回
寺本 敏之	3回	3回
井上 篤彦	12回	12回
三上 徹	15回	15回

寺本敏之は、2019年6月の定時株主総会までの回数であり、井上篤彦は2019年6月の定時株主総会以降の回数であります。

監査委員会における主な検討事項として、監査委員会規程に定めている6項目(財務報告、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、会計監査人、及び子会社の経営)について監視・監督を行っております。当事業年度において、各項目で議論された重要な事項は以下のとおりであります。

- () [財務報告] 財務報告に係る内部統制強化に向けた施策の履行状況、特別の検討を要する会計監査上の論点についての取り扱い
- () [リスク管理] サイバーセキュリティの態勢高度化、環境変化への与信管理上の対応状況、コンダクトリスク管理状況を含む内部管理体制の強化
- () [コンプライアンス] AML / CFT 態勢整備の状況、労務リスク管理状況
- () [内部監査] 実効的なグループ・グローバル監査態勢の構築
- () [会計監査人] 会計監査の相当性、KAM / CAMに係るコミュニケーション
- () [子会社の経営] グループ内連携態勢の高度化状況、内部通報制度の有効性・高度化の状況

監査委員会は、予め定めた監査方針・監査計画に基づき、各委員の分担を決めたうえで、重要な会議への出席、取締役及び執行役等からの職務執行状況の聴取、社内各部署からの報告聴取や営業拠点への往査等により、取締役及び執行役の職務執行状況を監査しております。また、内部統制システムに関する事項については、内部統制部署等から報告を受け、必要に応じて調査を求めているほか、主要なグループ会社に関しては、各社の監査等委員である取締役または監査役に就任している監査委員補佐から、各社の内部統制システムの構築・運用の状況等の報告を受けております。

また、監査委員会は、グループCAEの人事異動について同意権を有しており、グループCAEを通じて、内部監査体制の整備・運用状況や内部監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行っております。

更に、監査委員会は、会計監査人から監査計画、監査手続及び監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見・情報交換を行うなど連携の強化を図るとともに、会計監査人が独立の立場を保持して適切な監査を行っているかを監査しております。

監査委員会における審議結果の概要は、監査委員会より毎回取締役会へ報告し、必要に応じて執行役等に対し提言や意見表明を行っております。

内部監査の状況

当社は、監査委員会のもとで、業務ラインやコンプライアンス、リスク管理部門から独立した内部監査担当部署として監査部を設置しているほか、グループ各社においても、業務ライン等から独立した監査部を原則設置しております。グループ全体の監査活動については、グループC A Eが統括する体制としております。

監査部は、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、監査委員会・取締役会で決定した「グループ内部監査規程」及び「内部監査基本方針・基本計画」に基づき、当社各部及びグループ会社に対する内部監査を実施するとともに、グループ各社の内部監査実施状況を継続的にモニタリングすること等を通じ、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っております。主な監査結果については、監査委員会、グループ経営会議に定例的に報告を行っており、同委員会を通じて、取締役会にも報告を行っております。また、監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。

2020年3月末現在の監査部の人員は、275名(株式会社三井住友銀行との兼務者260名及びその他グループ各社との兼務者21名を含む)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究及び内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定が主要な活動。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称・継続監査期間

当社は、発足時の2002年に、有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日監査法人との間で監査契約を締結して以来、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。同監査法人の間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が定期的に情報交換を実施するなど、会計監査の実効性向上に努めております。

尚、当社の子会社である株式会社三井住友銀行においては、その前身の株式会社住友銀行と、有限責任 あずさ監査法人の前身である監査法人朝日会計社との間で、1976年から監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ロ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 大塚 敏弘、羽太 典明、仁木 一秀

なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

ハ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 98名、その他 165名

二．監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、グローバルに当社をサポートする規模・体制等を有することを理由に、監査公認会計士として、日本における最大手の監査法人事務所の一角を占め、また世界的監査法人ネットワークに所属する、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。また、監査委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には監査公認会計士の解任を検討するほか、会社法第337条第3項に定められる欠格事項に該当する場合、監査公認会計士が期初に表明した独立性に関する職業倫理規程等を遵守していない場合、職務遂行体制が適正に構築されていない場合、外部からの評価に問題がある場合、その他監査公認会計士が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第404条第2項に基づき監査公認会計士の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

ホ．監査委員会による監査法人の評価

当社では、監査委員会において、監査公認会計士を適切に評価するための基準を策定しております。そのうえで、監査公認会計士の解任または不再任を定時株主総会の議案の内容とすることの要否について検討する際に、監査公認会計士の独立性、専門性、体制整備状況、職務遂行状況、および外部評価等の項目を確認のうえ、監査公認会計士の評価を行っております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	1,804	13	1,810	0
連結子会社	2,187	37	2,105	35
計	3,991	50	3,915	35

当社における非監査業務の内容は、内部監査部員に対する一般的な研修業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、カストディ業務に係る保証業務等であります。

なお、連結子会社における監査証明業務に基づく報酬は、ファンド監査の報酬を含んでおります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（K P G）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				1
連結子会社	1,492	223	1,573	188
計	1,492	223	1,573	189

当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザー業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、内部管理体制の検証業務等でありませ

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当ありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得て決定しております。

ホ．監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、監査公認会計士の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、監査公認会計士としての報酬等につき、会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役、執行役及び執行役員(以下、「役員等」)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「本方針」)を定めております。

本方針は、当社グループの経営理念及び中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としております。

なお、当社の主な子会社の1社である株式会社三井住友銀行の役員等の報酬は、本方針を踏まえたうえで決定しております。

<基本コンセプト>

当社の役員等の報酬は、以下に掲げる考え方にに基づき決定する。

当社グループの経営理念及びビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。

当社グループの経営環境や短期・中長期の業績等を反映するとともに、株主価値の向上やお客さまへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。

各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。

第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。

過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのブルーデンスを確保する。

内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

<報酬体系>

当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の構成とする。

但し、社外取締役及び監査委員の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、「基本報酬」のみの構成とする。

業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度とする。

業績連動部分は、当社グループの業績及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。

株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式で支給する報酬の比率の目安を25%程度とし、役員等の株式保有を進める。

尚、業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安としつつ、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。

「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定する。

「賞与」は、当社グループの単年度業績と、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定する。決定した金額のうち、70%程度を現金にて支給し、30%程度を「株式報酬」として支給する。

「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬」、単年度業績等に基づき決定する「株式報酬」、役位等に応じて支給する「株式報酬」の3類型による構成とする。

- ・「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。
- ・「株式報酬」は、当社グループの中期経営計画の達成状況や当社株式のパフォーマンス、お客さま満足度の調査結果等をもとに決定する。
- ・「株式報酬」は、当社グループの単年度業績と個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定し、実質的に繰延報酬として機能させる。
- ・「株式報酬」は、役位等に応じて決定する。

財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、「株式報酬」について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。

上記にかかわらず、海外現地採用の役員等及び日本国外に在任・在勤する役員等については、＜基本コンセプト＞に加え、各国の報酬規制・税制、報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に報酬を設計する。

< 当社役員の報酬制度 >



なお、業績連動報酬に係る主な指標の目標及び実績につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

< 報酬の決定プロセス >

当社は、指名委員会等設置会社として、「報酬委員会」を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針、上記＜報酬体系＞を含む役員報酬制度及び関連する規程 ・当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の主な子会社の役員報酬制度 ・当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容
開催回数	6回(2019年4月1日～2020年3月31日)

< 方針の改廃 >

本方針の改廃は、当社報酬委員会決議による。

役員区分ごとの報酬等の総額(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

役員区分	支給人数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳		
			基本報酬	株式報酬	賞与
取締役(除く社外取締役)	6	239	179	23	35
執行役	11	542	324	79	138
社外役員	7	114	114		

- (注) 1 執行役の使用人としての報酬その他の職務執行の対価はありません。
 2 執行役を兼務する取締役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
 3 賞与の額には、譲渡制限付株式により支給される報酬に係る費用50百万円(取締役10百万円、執行役40百万円)が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	報酬等の内訳		
			基本報酬	株式報酬	賞与
國部 毅 (取締役)	138	当社	79	23	35
高島 誠 (取締役)	150	当社	14		
		株式会社 三井住友銀行	76	23	35
太田 純 (執行役)	137	当社	80	19	35
		株式会社 三井住友銀行		1	

- (注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。
 上記金額については各社の費用負担額を記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務としており、口、八及びについては、当社が保有する株式、及び当社の連結子会社のうち投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社である株式会社三井住友銀行の保有する株式について記載しております。なお、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社においては下記のように区分しております。

純投資目的 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的とするもの

純投資目的以外 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的としないものであり、いわゆる政策保有目的のほか、資本業務提携等で保有する株式が該当します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針

当社の上場株式における「政策保有に関する方針」は次の通りです。

(イ) 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。

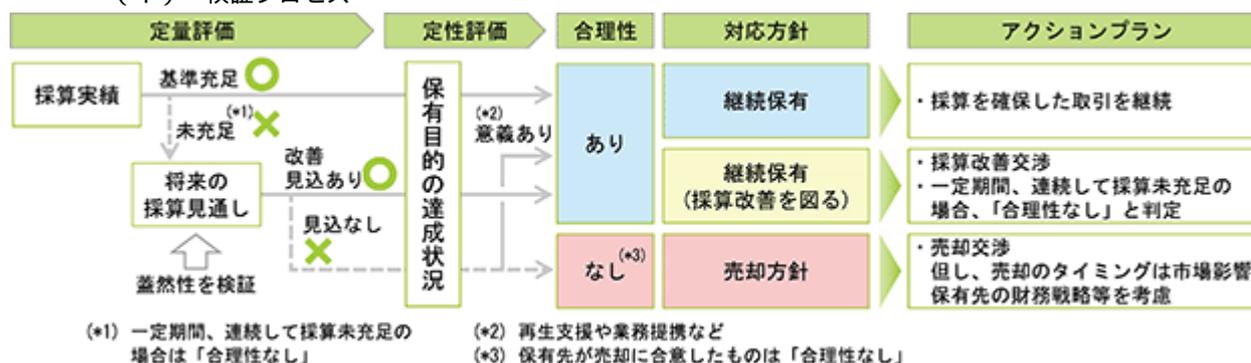
(ロ) 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。

(ハ) 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

保有の合理性を検証する方法

当社の政策保有株式に係る保有の合理性を検証するプロセス、検証に用いる採算指標は次の通りです。

(イ) 検証プロセス



(ロ) 採算指標

採算性は、RARORAを用いて検証しており、採算基準は当社の資本コストを上回る水準に設定しております。

RARORA(Risk Adjusted Return on Risk-weighted Asset)

RARORA = コスト控除後利益(1) ÷ (与信リスクアセット + 株式簿価リスクアセット(2))

- 1 株式保有や与信に伴う信用コスト、ファンディングコスト、経費を控除
- 2 規制強化に伴う株式のリスクアセット増加影響を勘案

また、リスク資本対比の収益性(RAROC)も計測しますが、株価の変動によってリスク資本が増減するなど、運用指標としての安定性に課題があるため、当面は参考値として使用いたします。

検証の内容

政策保有株式の保有の合理性については、当事業年度において、前事業年度末時点で保有していた国内上場株式の全てを、前事業年度に係る上記の採算指標等に基づき取締役会で検証した結果、簿価残高の2割弱が採算基準未充足となり、簿価残高の1割弱は保有の合理性がないと判断いたしました。保有の合理性がないと判断した株式は、政策保有に関する方針に従い、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

当社が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式		
非上場株式	1	645

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式			
非上場株式	1	645	(注)

(注) 当事業年度に保有株数が増加した1銘柄645百万円は、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に、株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当ございません。

株式会社三井住友銀行が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	1,081	2,612,828
非上場株式	933	113,616

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	41,344	(注)
非上場株式	12	4,996	(注)

(注) 当事業年度に保有株数が増加した13銘柄46,340百万円は、当該株式の発行体である顧客との取引関係の形成・維持・強化を図ることや、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に、または債務者支援の一環として株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	112	203,463
非上場株式	37	1,657

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社が保有する株式

当社は特定投資株式及びみなし保有株式を保有していません。

株式会社三井住友銀行が保有する株式

貸借対照表計上額(みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。)の大きい順の60銘柄は次の通りであります。銘柄を選定するにあたり、特定投資株式とみなし保有株式の合算は行っていません。

なお、「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車株式会社	37,611,495	37,611,495	取引関係の維持・強化 1	有
	247,875	248,899		
ダイキン工業株式会社	9,000,000	9,000,000	取引関係の維持・強化 1	有
	119,340	112,855		
Kotak Mahindra Bank Limited	32,800,000	32,800,000	戦略的関係の維持・強化 1	無
	66,288	68,347		
東日本旅客鉄道株式会社	7,507,000	8,169,000	取引関係の維持・強化 1	有
	60,929	87,204		
富士フィルムホールディングス株式会社	10,478,226	10,478,226	取引関係の維持・強化 1	有
	52,049	53,037		
日本ペイントホールディングス株式会社	9,999,661	9,999,661	取引関係の維持・強化 1	有
	52,048	43,146		
株式会社クボタ	36,006,000	36,006,000	取引関係の維持・強化 1	有
	48,090	56,179		
東海旅客鉄道株式会社	2,741,100	3,230,000	取引関係の維持・強化 1	有
	47,037	81,421		
西日本旅客鉄道株式会社	6,400,000	6,400,000	取引関係の維持・強化 1	有
	45,235	53,855		
第一三共株式会社	6,848,368	8,413,368	取引関係の維持・強化 1	有
	44,946	37,078		
大和ハウス工業株式会社	16,117,142	16,117,142	取引関係の維持・強化 1	有
	42,935	56,044		
三井物産株式会社	25,667,000	25,667,000	取引関係の維持・強化 1	有
	40,654	45,021		
Ares Management Corporation	12,130,540		戦略的関係の維持・強化 1 資本・業務提携目的の株式取得により増加	無
	39,980			
株式会社村田製作所	6,826,644	2,275,548	取引関係の維持・強化 1 株式分割により株式数増加	有
	36,254	38,604		
日本電産株式会社	3,005,446	3,005,446	取引関係の維持・強化 1	有
	35,225	40,612		
株式会社セブン & アイ・ホールディングス	9,825,476	9,825,476	取引関係の維持・強化 1	無 2
	34,875	44,308		
住友不動産株式会社	11,990,199	11,990,199	取引関係の維持・強化 1	有
	34,140	53,768		
株式会社小松製作所	17,835,711	17,835,711	取引関係の維持・強化 1	無
	33,256	47,244		
伊藤忠商事株式会社	14,533,600	14,533,600	取引関係の維持・強化 1	無 2
	32,362	29,307		
株式会社ブリヂストン	9,000,000	9,000,000	取引関係の維持・強化 1	有
	29,630	38,881		

アサヒグループホールディングス株式会社	8,028,000	9,028,000	取引関係の維持・強化 1	有
	28,786	43,183		
S Gホールディングス株式会社	12,600,000	12,600,000	取引関係の維持・強化 1	有
	28,585	40,738		
三井不動産株式会社	12,982,708	14,837,308	取引関係の維持・強化 1	有
	25,814	40,663		
株式会社ダイフク	4,080,454	4,080,454	取引関係の維持・強化 1	有
	24,453	22,687		
塩野義製薬株式会社	4,595,288	4,595,288	取引関係の維持・強化 1	有
	23,685	31,234		
旭化成株式会社	25,404,956	30,404,956	取引関係の維持・強化 1	有
	19,352	36,702		
株式会社小糸製作所	5,442,674	5,442,674	取引関係の維持・強化 1	有
	19,183	34,079		
株式会社マキタ	5,800,458	5,800,458	取引関係の維持・強化 1	有
	18,833	22,037		
大正製薬ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	取引関係の維持・強化 1	有
	18,738	32,892		
スタンレー電気株式会社	8,111,411	8,111,411	取引関係の維持・強化 1	有
	17,870	24,513		
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	2,501,600	2,501,600	戦略的関係の維持・強化 1	無
	17,717	18,604		
中部電力株式会社	11,954,862	14,943,462	取引関係の維持・強化 1	有
	16,911	26,353		
ミネベアミツミ株式会社	10,223,597	10,223,597	取引関係の維持・強化 1	有
	16,630	17,097		
オリンパス株式会社	9,697,392	*	取引関係の維持・強化 1	無
	16,232	*		
王子ホールディングス株式会社	31,668,430	31,668,430	取引関係の維持・強化 1	有
	15,929	21,445		
株式会社シマノ	1,000,000	1,000,000	取引関係の維持・強化 1	有
	14,897	17,068		
東邦瓦斬株式会社	3,304,233	3,304,233	取引関係の維持・強化 1	有
	13,638	16,663		
日清食品ホールディングス株式会社	1,620,000	*	取引関係の維持・強化 1	有
	13,425	*		
東京電力ホールディングス株式会社	35,927,588	35,927,588	取引関係の維持・強化 1	無
	13,322	25,003		
積水ハウス株式会社	7,192,906	*	取引関係の維持・強化 1	有
	13,264	*		
東レ株式会社	25,522,000	27,022,000	取引関係の維持・強化 1	有
	12,831	20,075		
出光興産株式会社	5,142,800	5,142,800	取引関係の維持・強化 1	有
	12,801	20,413		
阪急阪神ホールディングス株式会社	3,581,883	3,581,883	取引関係の維持・強化 1	有
	12,397	14,676		
関西電力株式会社	11,127,985	11,127,985	取引関係の維持・強化 1	有
	12,199	18,638		
オムロン株式会社	2,190,310	*	取引関係の維持・強化 1	有
	11,724	*		
豊田通商株式会社	4,249,589	4,249,589	取引関係の維持・強化 1	有
	11,472	15,281		
ブラザー工業株式会社	6,728,681	7,398,681	取引関係の維持・強化 1	有
	11,249	15,004		
相鉄ホールディングス株式会社	4,094,575	4,094,575	取引関係の維持・強化 1	有
	10,472	13,748		
小田急電鉄株式会社	4,708,516	*	取引関係の維持・強化 1	有
	10,146	*		
豊田合成株式会社	5,049,402	*	取引関係の維持・強化 1	有
	9,832	*		

日本製鉄株式会社	*	14,647,067	取引関係の維持・強化 1	有
	*	28,902		
ハウス食品グループ本社株式会社	*	3,668,027	取引関係の維持・強化 1	有
	*	16,406		
マツダ株式会社	*	12,857,500	取引関係の維持・強化 1	有
	*	16,135		
鹿島建設株式会社	*	9,508,831	取引関係の維持・強化 1	有
	*	15,606		
住友化学株式会社	*	29,225,000	取引関係の維持・強化 1	有
	*	15,576		
三和ホールディングス株式会社	*	11,244,218	取引関係の維持・強化 1	有
	*	14,486		
株式会社日清製粉グループ本社	*	5,585,376	取引関係の維持・強化 1	有
	*	13,730		
株式会社カネカ	*	3,091,683	取引関係の維持・強化 1	有
	*	13,234		
株式会社リクルートホールディングス		9,000,000	前事業年度末は取引関係の維持・強化を目的に保有	無
		27,929		

1 当社グループの経営方針・経営戦略等、事業の内容およびセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果は上記に記載の通り個別銘柄ごとに検証しておりますが、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

2 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
オリンパス株式会社	45,616,000	45,616,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	無
	71,252	54,830		
塩野義製薬株式会社	9,485,000	9,485,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	50,431	64,991		
第一三共株式会社	4,636,000	4,636,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	34,464	23,643		
シスメックス株式会社	2,040,000	2,040,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	16,005	13,647		
大東建託株式会社	1,474,800	1,474,800	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	無
	14,843	22,756		
総合警備保障株式会社	2,735,600	2,735,600	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	14,389	13,185		
イオン株式会社	5,844,200	5,844,200	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	14,020	13,538		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,468,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	13,423	*		
久光製薬株式会社	2,064,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	10,402	*		
アステラス製薬株式会社	6,000,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	無
	10,026	*		
大日本住友製薬株式会社	*	7,000,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの	有
	*	19,159		

株式会社三井住友銀行の退職給付信託として、株式会社三井住友銀行従業員の退職金の給付及び退職年金基金への掛金に充てるため、信託契約に基づき管理・保有されています。個別の保有効果については秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

保有目的が純投資目的である株式

当社が保有する株式

当社は純投資目的である株式を保有していません。

株式会社三井住友銀行が保有する株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
上場株式				
非上場株式	1	6	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式			
非上場株式			

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
3. 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
5. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加するなど、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更についての確に対応するための体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
資産の部				
現金預け金	8	57,411,276	8	61,768,573
コールローン及び買入手形		2,465,744		896,739
買現先勘定		6,429,365		8,753,816
債券貸借取引支払保証金		4,097,473		5,005,103
買入金銭債権	8	4,594,578		4,559,429
特定取引資産	8	5,328,778	8	7,361,253
金銭の信託		390		353
有価証券	1, 2, 8, 16	24,338,005	1, 8, 16	27,128,751
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	77,979,190	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	82,517,609
外国為替	7	1,719,402	7	2,063,284
リース債権及びリース投資資産		247,835		219,733
その他資産	8	7,307,305	8	8,298,393
有形固定資産	10, 11, 12	1,504,703	10, 11, 12	1,450,323
賃貸資産		573,292		506,755
建物		345,420		341,505
土地		427,484		423,346
リース資産		25,548		28,933
建設仮勘定		37,663		46,138
その他の有形固定資産		95,293		103,645
無形固定資産		769,231		753,579
ソフトウェア		431,135		440,407
のれん		193,127		194,289
リース資産		990		986
その他の無形固定資産		143,977		117,896
退職給付に係る資産		329,434		230,573
繰延税金資産		40,245		26,314
支払承諾見返		9,564,993		9,308,882
貸倒引当金		468,808		479,197
資産の部合計		203,659,146		219,863,518

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
預金	8 122,325,038	8 127,042,217
譲渡性預金	11,165,486	10,180,435
コールマネー及び売渡手形	1,307,778	3,740,539
売現先勘定	8 11,462,559	8 13,237,913
債券貸借取引受入担保金	8 1,812,820	8 2,385,607
コマーシャル・ペーパー	2,291,813	1,409,249
特定取引負債	4,219,293	6,084,528
借入金	8, 13 10,656,897	8, 13 15,210,894
外国為替	1,165,141	1,461,308
短期社債	84,500	379,000
社債	14 9,227,367	14 9,235,639
信託勘定借	8, 15 1,352,773	8, 15 1,811,355
その他負債	4,873,630	7,011,967
賞与引当金	70,351	73,868
役員賞与引当金	3,091	3,362
退職給付に係る負債	31,816	35,777
役員退職慰労引当金	1,374	1,270
ポイント引当金	23,948	26,576
睡眠預金払戻損失引当金	7,936	4,687
利息返還損失引当金	147,594	142,890
特別法上の引当金	2,847	3,145
繰延税金負債	378,220	257,384
再評価に係る繰延税金負債	10 30,259	10 30,111
支払承諾	8 9,564,993	8 9,308,882
負債の部合計	192,207,534	209,078,615
純資産の部		
資本金	2,339,443	2,339,964
資本剰余金	739,047	692,003
利益剰余金	5,992,247	6,336,311
自己株式	16,302	13,983
株主資本合計	9,054,436	9,354,296
その他有価証券評価差額金	1,688,852	1,371,407
繰延ヘッジ損益	54,650	82,257
土地再評価差額金	10 36,547	10 36,878
為替換算調整勘定	50,379	32,839
退職給付に係る調整累計額	7,244	92,030
その他の包括利益累計額合計	1,713,884	1,365,673
新株予約権	4,750	2,064
非支配株主持分	678,540	62,869
純資産の部合計	11,451,611	10,784,903
負債及び純資産の部合計	203,659,146	219,863,518

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
経常収益	5,735,312	5,314,313
資金運用収益	2,488,904	2,456,364
貸出金利息	1,666,283	1,693,016
有価証券利息配当金	364,685	346,822
コールローン利息及び買入手形利息	16,551	15,890
買現先利息	20,457	31,449
債券貸借取引受入利息	17,784	21,247
預け金利息	103,135	80,924
リース受入利息	47,573	7,307
その他の受入利息	252,433	259,705
信託報酬	4,656	4,701
役務取引等収益	1,240,917	1,287,538
特定取引収益	194,676	262,826
その他業務収益	1,578,159	1,050,065
賃貸料収入	233,675	39,123
割賦売上高	981,090	752,775
その他の業務収益	363,393	258,166
その他経常収益	227,997	252,816
貸倒引当金戻入益	5,729	-
償却債権取立益	11,047	12,414
その他の経常収益	¹ 211,220	¹ 240,401
経常費用	4,600,012	4,382,249
資金調達費用	1,157,482	1,179,770
預金利息	463,989	441,477
譲渡性預金利息	136,178	131,849
コールマネー利息及び売渡手形利息	14,270	10,284
売現先利息	119,733	131,320
債券貸借取引支払利息	1,272	1,111
コマーシャル・ペーパー利息	45,356	31,525
借入金利息	75,883	57,632
短期社債利息	60	29
社債利息	226,536	220,874
その他の支払利息	74,201	153,666
役務取引等費用	181,019	204,188
特定取引費用	3,305	-
その他業務費用	1,319,328	908,951
賃貸原価	120,097	26,514
割賦原価	930,884	722,440
その他の業務費用	268,347	159,997
営業経費	² 1,715,050	² 1,739,603
その他経常費用	223,825	349,734
貸倒引当金繰入額	-	70,571
その他の経常費用	³ 223,825	³ 279,163
経常利益	1,135,300	932,064

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
特別利益	2,826	23,896
固定資産処分益	541	1,855
その他の特別利益	4 2,285	4 22,040
特別損失	14,547	67,314
固定資産処分損	4,485	1,910
減損損失	5 9,610	5 65,106
金融商品取引責任準備金繰入額	450	297
税金等調整前当期純利益	1,123,579	888,646
法人税、住民税及び事業税	276,329	213,526
法人税等調整額	55,095	45,842
法人税等合計	331,424	167,684
当期純利益	792,155	720,962
非支配株主に帰属する当期純利益	65,474	17,078
親会社株主に帰属する当期純利益	726,681	703,883

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	792,155	720,962
その他の包括利益	1 3,035	1 347,990
その他有価証券評価差額金	31,157	314,792
繰延ヘッジ損益	29,981	166,177
土地再評価差額金	-	39
為替換算調整勘定	10,396	74,052
退職給付に係る調整額	65,530	84,420
持分法適用会社に対する持分相当額	2,970	40,864
包括利益	795,191	372,971
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	687,690	355,302
非支配株主に係る包括利益	107,500	17,669

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,338,743	758,215	5,552,573	12,493	8,637,039
当期変動額					
新株の発行	699	699			1,398
剰余金の配当			245,576		245,576
親会社株主に帰属する 当期純利益			726,681		726,681
自己株式の取得				70,094	70,094
自己株式の処分		68		363	294
自己株式の消却		65,922		65,922	-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		4,419			4,419
連結子会社の増加に伴う増加			0		0
連結子会社の減少に伴う増加			4		4
連結子会社の増加に伴う減少			11		11
連結子会社の減少に伴う減少			23		23
土地再評価差額金の取崩			302		302
利益剰余金から 資本剰余金への振替		41,704	41,704		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	699	19,167	439,673	3,809	417,396
当期末残高	2,339,443	739,047	5,992,247	16,302	9,054,436

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,688,842	68,543	37,097	36,906	59,121	1,753,424	2,823	1,219,604	11,612,892
当期変動額									
新株の発行									1,398
剰余金の配当									245,576
親会社株主に帰属する 当期純利益									726,681
自己株式の取得									70,094
自己株式の処分									294
自己株式の消却									-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									4,419
連結子会社の増加に伴う増加									0
連結子会社の減少に伴う増加									4
連結子会社の増加に伴う減少									11
連結子会社の減少に伴う減少									23
土地再評価差額金の取崩									302
利益剰余金から 資本剰余金への振替									-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	13,893	549	13,473	66,366	39,540	1,926	541,063	578,677
当期変動額合計	10	13,893	549	13,473	66,366	39,540	1,926	541,063	161,280
当期末残高	1,688,852	54,650	36,547	50,379	7,244	1,713,884	4,750	678,540	11,451,611

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,339,443	739,047	5,992,247	16,302	9,054,436
当期変動額					
新株の発行	521	521			1,043
剰余金の配当			255,834		255,834
親会社株主に帰属する当期純利益			703,883		703,883
自己株式の取得				100,088	100,088
自己株式の処分		250		733	483
自己株式の消却		101,673		101,673	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		47,565			47,565
連結子会社の減少に伴う減少			945		945
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少			679		679
土地再評価差額金の取崩			435		435
利益剰余金から資本剰余金への振替		101,923	101,923		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	521	47,044	344,064	2,318	299,860
当期末残高	2,339,964	692,003	6,336,311	13,983	9,354,296

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,688,852	54,650	36,547	50,379	7,244	1,713,884	4,750	678,540	11,451,611
当期変動額									
新株の発行									1,043
剰余金の配当									255,834
親会社株主に帰属する当期純利益									703,883
自己株式の取得									100,088
自己株式の処分									483
自己株式の消却									-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									47,565
連結子会社の減少に伴う減少									945
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少									679
土地再評価差額金の取崩									435
利益剰余金から資本剰余金への振替									-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	317,445	136,907	331	83,219	84,785	348,211	2,685	615,671	966,568
当期変動額合計	317,445	136,907	331	83,219	84,785	348,211	2,685	615,671	666,708
当期末残高	1,371,407	82,257	36,878	32,839	92,030	1,365,673	2,064	62,869	10,784,903

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,123,579	888,646
減価償却費	269,010	209,198
減損損失	9,610	65,106
のれん償却額	25,919	17,533
段階取得に係る差損益 (は益)	2,285	22,040
持分法による投資損益 (は益)	61,145	56,051
貸倒引当金の増減額 (は減少)	60,213	13,411
賞与引当金の増減額 (は減少)	16,467	3,103
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	757	201
退職給付に係る資産負債の増減額	25,570	101,532
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	196	84
ポイント引当金の増減額 (は減少)	1,704	2,627
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (は減少)	9,828	3,249
利息返還損失引当金の増減額 (は減少)	2,830	4,703
資金運用収益	2,488,904	2,456,364
資金調達費用	1,157,482	1,179,770
有価証券関係損益 ()	101,219	143,877
金銭の信託の運用損益 (は運用益)	0	0
為替差損益 (は益)	148,278	118,815
固定資産処分損益 (は益)	3,944	54
特定取引資産の純増 () 減	477,890	1,859,195
特定取引負債の純増減 ()	1,603,188	1,930,360
貸出金の純増 () 減	3,152,247	4,839,243
預金の純増減 ()	5,039,495	5,064,595
譲渡性預金の純増減 ()	73,017	982,400
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	1,418,493	4,844,384
有利息預け金の純増 () 減	1,520,423	1,455,747
コールローン等の純増 () 減	6,235,713	812,970
債券貸借取引支払保証金の純増 () 減	4,240,226	907,630
コールマネー等の純増減 ()	6,097,354	4,256,015
コマーシャル・ペーパーの純増減 ()	95,014	882,878
債券貸借取引受入担保金の純増減 ()	5,374,040	572,787
外国為替 (資産) の純増 () 減	446,136	346,503
外国為替 (負債) の純増減 ()	298,550	296,890
リース債権及びリース投資資産の純増 () 減	53,975	17,309
短期社債 (負債) の純増減 ()	51,200	294,500
普通社債発行及び償還による増減 ()	467,587	152,729
信託勘定借の純増減 ()	24,502	458,581
資金運用による収入	2,435,453	2,471,480
資金調達による支出	1,116,584	1,201,792
その他	489,142	386,091
小計	4,879,488	7,370,996
法人税等の支払額	283,245	283,536
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,596,242	7,087,460

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	26,615,239	35,544,708
有価証券の売却による収入	17,969,410	23,204,983
有価証券の償還による収入	10,078,569	9,550,000
金銭の信託の増加による支出	2	284
金銭の信託の減少による収入	1,094	321
有形固定資産の取得による支出	510,213	103,052
有形固定資産の売却による収入	104,451	19,206
無形固定資産の取得による支出	139,329	147,784
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 57,182	17,365
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	³ 174,702	27,021
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,006,260	3,011,660
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	8,000	8,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	-	139,405
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	27,539	113,000
配当金の支払額	245,594	255,771
非支配株主への払戻による支出	212,537	436,500
非支配株主への配当金の支払額	77,185	16,922
自己株式の取得による支出	70,094	100,088
自己株式の処分による収入	294	483
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	234,159
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	7,837	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	632,819	1,024,554
現金及び現金同等物に係る換算差額	166,646	74,480
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,136,329	2,976,764
現金及び現金同等物の期首残高	47,983,114	53,120,963
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	79
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,519	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 53,120,963	¹ 56,097,807

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 174社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

TT International Asset Management Ltd 他15社は株式の取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。

また、SMMオートファイナンス株式会社他14社は株式売却等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

SBCS Co.,Ltd.

非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 5社

主要な会社名

SBCS Co.,Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社 96社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

当連結会計年度より、3社を新規設立により持分法適用の関連会社としております。

また、大和住銀投信投資顧問株式会社他16社は合併等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

6月末日	4社
10月末日	2社
12月末日	82社
1月末日	1社
3月末日	85社

(2) 6月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社は1月末日現在、1月末日及び一部の12月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式(外国株式を含む)については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(賃貸資産及びリース資産を除く)

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(5年～10年)に基づいて償却しております。

賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

連結子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は142,834百万円(前連結会計年度末は139,981百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMB Cポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

- (15) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準
- ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。
- オペレーティング・リース取引の収益の計上基準
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
- (16) 重要なヘッジ会計の方法
- 金利リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。
- 為替変動リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づく繰延ヘッジを適用しております。
- これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
- また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 株価変動リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。
- 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
- なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。
- (17) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。
- (18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。
- (19) 消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (20) 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等(2018年3月30日、改正2020年3月31日)

(1) 概要

当該会計基準等は、国際的な動向を踏まえて定められた収益認識に関する包括的な会計基準等であり、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則としております。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号)等(2019年7月4日)

(1) 概要

当該会計基準等は、国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、時価の算定方法に関するガイドライン等を定めたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2020年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)(2020年3月31日)

(1) 概要

当該会計基準は、当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、連結財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準を2021年3月31日に終了する連結会計年度の年度末から適用する予定であります。

4. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)の改正(2020年3月31日)

(1) 概要

当該会計基準は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的に改正されたものです。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準を2021年3月31日に終了する連結会計年度の年度末から適用する予定であります。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る貸倒引当金の見積りについては、次の方法により連結財務諸表に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、新型コロナウイルス感染症等を起因とした原油価格等のマーケット指標の変動が及ぼす影響等、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）により、2022年4月1日以後開始する連結会計年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
株式	969,481百万円	943,980百万円
出資金	6,368百万円	661百万円

なお、関連会社の株式のうち共同支配企業に対する投資の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	340,821百万円	322,598百万円

2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
「有価証券」中の国債	902百万円	百万円

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券、再貸付けに供している有価証券及び当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
(再)担保に差し入れている有価証券	7,270,140百万円	11,030,067百万円
再貸付けに供している有価証券	140,772百万円	171,224百万円
当連結会計年度末(前連結会計年度末)に 当該処分をせずに所有している有価証券	2,232,706百万円	2,546,017百万円

3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
破綻先債権額	12,806百万円	13,978百万円
延滞債権額	456,802百万円	378,173百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
3カ月以上延滞債権額	13,444百万円	14,400百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
貸出条件緩和債権額	193,427百万円	221,288百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
合計額	676,481百万円	627,840百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	906,636百万円	850,324百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
担保に供している資産		担保に供している資産	
現金預け金	7,353百万円	現金預け金	78,112百万円
買入金銭債権	11,459百万円	特定取引資産	834,864百万円
特定取引資産	514,328百万円	有価証券	10,502,767百万円
有価証券	6,286,499百万円	貸出金	10,679,243百万円
貸出金	9,086,500百万円		
担保資産に対応する債務		担保資産に対応する債務	
預金	26,089百万円	預金	21,908百万円
売現先勘定	5,762,587百万円	売現先勘定	6,670,132百万円
債券貸借取引受入担保金	1,582,791百万円	債券貸借取引受入担保金	2,334,251百万円
借入金	7,922,955百万円	借入金	10,587,419百万円
信託勘定借	124,550百万円	信託勘定借	432,135百万円
支払承諾	167,027百万円	支払承諾	103,886百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
現金預け金	41,584百万円	現金預け金	12,543百万円
特定取引資産	1,591,280百万円	特定取引資産	1,179,599百万円
有価証券	4,812,271百万円	有価証券	3,570,617百万円
貸出金	853,603百万円	貸出金	10,350百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金、先物取引差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
金融商品等差入担保金	1,630,600百万円	金融商品等差入担保金	2,240,739百万円
保証金	92,281百万円	保証金	87,976百万円
先物取引差入証拠金	64,340百万円	先物取引差入証拠金	101,838百万円
その他の証拠金等	43,365百万円	その他の証拠金等	46,569百万円

- 9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
融資未実行残高	62,409,943百万円	61,881,806百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	44,048,947百万円	44,330,598百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 10 連結子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である株式会社三井住友銀行

1998年3月31日及び2002年3月31日

一部の持分法適用の関連会社

1999年3月31日、2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である株式会社三井住友銀行

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の持分法適用の関連会社

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

- 11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
減価償却累計額	741,648百万円	783,544百万円

- 12 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
圧縮記帳額	62,127百万円	62,099百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(百万円)	(百万円)

- 13 借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
劣後特約付借入金	257,000百万円	249,000百万円

- 14 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
劣後特約付社債	2,195,130百万円	2,216,743百万円

- 15 信託勘定借には、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
債権担保付社債（カバードボンド）に 関連した信託勘定からの借入金	124,550百万円	432,135百万円

- 16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	1,662,777百万円	1,603,941百万円

(連結損益計算書関係)

1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	134,748百万円	株式等売却益	154,735百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	641,844百万円	給料・手当	618,071百万円
研究開発費	167百万円	減価償却費	180,765百万円
		研究開発費	77百万円

3 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸出金償却	105,429百万円	貸出金償却	105,307百万円
		株式等償却	45,374百万円

4 その他の特別利益は、次のものであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
段階取得に係る差益	2,285百万円	段階取得に係る差益	22,040百万円

5 以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	営業用店舗 14カ店	土地、建物等	205
	遊休資産 64物件		2,335
近畿圏	営業用店舗 7カ店	土地、建物等	77
	遊休資産 40物件		2,139
その他	営業用店舗 2カ店	土地、建物等	258
	遊休資産 19物件		889
		無形固定資産	3,703

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	営業用店舗 21カ店	土地、建物等	2,180
	遊休資産 87物件		6,221
近畿圏	営業用店舗 7カ店	土地、建物等	769
	遊休資産 57物件		1,105
国内 その他	営業用店舗 5カ店	土地、建物等	456
	遊休資産 20物件		609
米州	貨車リース資産	賃貸資産	13,805
		のれん及び その他の無形固定資産	39,958

土地、建物等について、連結子会社である株式会社三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

賃貸資産については、貨車の種類ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度は、一部の貨車について投資額の回収が見込まれなくなったため、当該貨車の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。

のれん及びその他の無形固定資産については、主として連結子会社単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度は、株式会社S M B C信託銀行において、足許の市場環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの見直しの結果、プレスティア事業に係るのれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、当連結会計年度末におけるのれん及びその他の無形固定資産の未償却残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	67,769百万円	203,676百万円
組替調整額	142,464百万円	211,281百万円
税効果調整前	74,694百万円	414,958百万円
税効果額	105,852百万円	100,166百万円
その他有価証券評価差額金	31,157百万円	314,792百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	381百万円	128,887百万円
組替調整額	40,513百万円	110,070百万円
税効果調整前	40,895百万円	238,957百万円
税効果額	10,914百万円	72,779百万円
繰延ヘッジ損益	29,981百万円	166,177百万円
土地再評価差額金：		
当期発生額	百万円	百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	百万円	百万円
税効果額	百万円	39百万円
土地再評価差額金	百万円	39百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	13,212百万円	74,067百万円
組替調整額	2,815百万円	15百万円
税効果調整前	10,396百万円	74,052百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	10,396百万円	74,052百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	80,149百万円	125,218百万円
組替調整額	15,063百万円	5,429百万円
税効果調整前	95,212百万円	119,789百万円
税効果額	29,682百万円	35,369百万円
退職給付に係る調整額	65,530百万円	84,420百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額：		
当期発生額	22,857百万円	42,843百万円
組替調整額	19,886百万円	1,979百万円
税効果調整前	2,970百万円	40,864百万円
税効果額	百万円	百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	2,970百万円	40,864百万円
その他の包括利益合計	3,035百万円	347,990百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,414,443,390	326,330	15,368,300	1,399,401,420	(注) 1, 2
合計	1,414,443,390	326,330	15,368,300	1,399,401,420	
自己株式					
普通株式	3,884,968	15,390,528	15,474,578	3,800,918	(注) 3, 4
合計	3,884,968	15,390,528	15,474,578	3,800,918	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加326,330株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2 普通株式の発行済株式総数の減少15,368,300株は、自己株式の消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加15,390,528株は、単元未満株式の買取りによる増加22,228株及び自己株式の取得による増加15,368,300株であります。

4 普通株式の自己株式の減少15,474,578株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少106,278株並びに自己株式の消却による減少15,368,300株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権					2,539		
連結子会社						2,210		
合計						4,750		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	126,950	90	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月13日 取締役会	普通株式	118,626	85	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	132,582	利益剰余金	95	2019年 3月31日	2019年 6月28日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	(注) 1, 2
合 計	1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	
自己株式					
普通株式	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	(注) 3, 4
合 計	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加272,536株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2 普通株式の発行済株式総数の減少26,502,400株は、自己株式の消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加26,525,707株は、単元未満株式の買取りによる増加23,307株及び自己株式の取得による増加26,502,400株であります。

4 普通株式の自己株式の減少26,681,582株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少179,182株並びに自己株式の消却による減少26,502,400株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権						2,064	
	合 計						2,064	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	132,582	95	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	123,252	90	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	136,952	利益剰余金	100	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	57,411,276百万円	61,768,573百万円
日本銀行への預け金を除く有利息預け金	4,290,312百万円	5,670,766百万円
現金及び現金同等物	53,120,963百万円	56,097,807百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式会社三井住友銀行による株式取得により、新たにPT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk (以下、「BTPN」)他1社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	837,523
(うち貸出金)	522,918)
負債	643,346
(うち預金)	538,529)
為替換算調整勘定	5,049
新株予約権	2,141
非支配株主持分	12,402
のれん	4,707
上記2社株式の取得価額	189,390
上記2社現金及び現金同等物	54,182
企業結合直前に所有していたBTPNの普通株式の時価	78,025
差引：上記2社取得のための支出	57,182

3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社が、三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下、「SMFL」)の株式を一部売却したことに伴い、連結子会社でなくなったSMFL他184社の資産及び負債の主な内訳並びに株式の売却価額と売却による収入との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	6,154,253
(うちリース債権及びリース投資資産)	2,157,141)
(うち有形固定資産)	2,267,524)
負債	5,435,353
(うち借入金)	3,101,458)
非支配株主持分	258,602
株式売却後の投資勘定	301,028
株式売却損益	17,014
上記185社株式の売却価額	176,284
上記185社現金及び現金同等物	1,582
差引：上記185社売却による収入	174,702

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 借手側

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、店舗及び事務システム機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 貸手側

リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
リース料債権部分	269,214	258,052
見積残存価額部分	65,094	47,285
受取利息相当額	86,474	85,604
合計	247,835	219,733

リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
1年以内	43,411	26,938
1年超2年以内	24,003	26,318
2年超3年以内	21,214	23,880
3年超4年以内	20,682	16,453
4年超5年以内	13,813	13,612
5年超	146,089	150,848
合計	269,214	258,052

リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、2007年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の2008年連結会計年度期首の価額として計上しております。

また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益が前連結会計年度において1,332百万円多く計上されております。

2 オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
1年内	44,385	42,384
1年超	271,612	247,206
合 計	315,997	289,591

(2) 貸手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
1年内	35,936	31,498
1年超	85,242	72,655
合 計	121,178	104,154

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的(以下、「トレーディング目的」)で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部及び市場運用部、トレーディング目的の取引は市場営業部(アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、東アジア地域においてはALM目的・トレーディング目的共に東アジアトレジャリー部)が行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (16)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。

また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

業務部門においては、各部門内の所管審査部が中心となって、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「信用リスク資本極度」を設定しております。その極度に基づき、事業部門別にガイドラインを設定し、定期的にその遵守状況をモニタリングしております。

・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産(裏付資産)のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットリング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で、「VaR(バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額)」や損失額の上限值を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、VaRの計測にはヒストリカル・シミュレーション法(過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法)を採用しております。バンキング業務(貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務)及びトレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式(上場銘柄等)の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV(ベシス・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結子会社のVaRの合計値は、バンキング業務で505億円、トレーディング業務で162億円、政策投資株式(上場銘柄等)の保有で9,424億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアペタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアペタイト指標とは、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告系統やアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品((3)参照)や子会社株式及び関連会社株式は含めておりません。

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金預け金 (注) 1	57,404,619	57,414,384	9,765
コールローン及び買入手形 (注) 1	2,463,660	2,466,418	2,757
買現先勘定	6,429,365	6,429,231	133
債券貸借取引支払保証金 (注) 1	4,097,238	4,097,502	263
買入金銭債権 (注) 1	4,591,920	4,609,409	17,489
特定取引資産			
売買目的有価証券	2,755,519	2,755,519	
金銭の信託	390	390	
有価証券			
満期保有目的の債券	280,247	281,136	888
その他有価証券	22,696,091	22,696,091	
貸出金	77,979,190		
貸倒引当金 (注) 1	301,809		
	77,677,380	79,713,860	2,036,479
外国為替 (注) 1	1,717,469	1,720,319	2,850
リース債権及びリース投資資産 (注) 1	247,550	242,941	4,609
資産計	180,361,453	182,427,205	2,065,752
預金	122,325,038	122,320,963	4,074
譲渡性預金	11,165,486	11,170,627	5,140
コールマネー及び売渡手形	1,307,778	1,307,710	68
売現先勘定	11,462,559	11,462,559	
債券貸借取引受入担保金	1,812,820	1,812,820	
コマーシャル・ペーパー	2,291,813	2,291,785	27
特定取引負債			
売付商品債券	1,992,314	1,992,314	
借入金	10,656,897	10,706,117	49,219
外国為替	1,165,141	1,165,141	
短期社債	84,500	84,500	
社債	9,227,367	9,387,562	160,195
信託勘定借	1,352,773	1,354,823	2,050
負債計	174,844,490	175,056,926	212,435
デリバティブ取引 (注) 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	391,707	391,707	
ヘッジ会計が適用されているもの	(45,676)	(45,676)	
デリバティブ取引計	346,030	346,030	

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金預け金 (注) 1	61,763,910	61,765,323	1,412
コールローン及び買入手形 (注) 1	894,743	896,463	1,720
買現先勘定	8,753,816	8,753,505	311
債券貸借取引支払保証金 (注) 1	5,005,089	5,005,125	36
買入金銭債権 (注) 1	4,556,779	4,588,270	31,490
特定取引資産			
売買目的有価証券	2,752,881	2,752,881	
金銭の信託	353	353	
有価証券			
満期保有目的の債券	282,379	282,519	140
その他有価証券	25,484,707	25,484,707	
貸出金	82,517,609		
貸倒引当金 (注) 1	301,752		
	82,215,856	84,118,833	1,902,976
外国為替 (注) 1	2,060,975	2,063,721	2,745
リース債権及びリース投資資産 (注) 1	219,548	218,858	690
資産計	193,991,042	195,930,563	1,939,520
預金	127,042,217	127,049,743	7,526
譲渡性預金	10,180,435	10,187,496	7,060
コールマネー及び売渡手形	3,740,539	3,740,628	88
売現先勘定	13,237,913	13,237,913	
債券貸借取引受入担保金	2,385,607	2,385,607	
コマーシャル・ペーパー	1,409,249	1,409,249	
特定取引負債			
売付商品債券	2,012,475	2,012,475	
借入金	15,210,894	15,254,734	43,839
外国為替	1,461,308	1,461,308	
短期社債	379,000	379,000	
社債	9,235,639	9,360,807	125,167
信託勘定借	1,811,355	1,824,319	12,964
負債計	188,106,637	188,303,284	196,647
デリバティブ取引 (注) 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	517,570	517,570	
ヘッジ会計が適用されているもの	294,816	294,816	
デリバティブ取引計	812,386	812,386	

(注) 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、貸出金、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が6カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結子会社においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、当該流動化に伴う信託における住宅ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則として貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

有価証券

原則として、株式(外国株式を含む)につきましては当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号)を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティ(変動性)が主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等につきましては、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託につきましては公表されている基準価格、私募投資信託等につきましては証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

預金、 譲渡性預金及び 信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としております。

コールマネー及び売渡手形、 売現先勘定、 債券貸借取引受入担保金、 コマーシャル・ペーパー、 借入金、 短期社債並びに 社債

残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としておりますが、一部商品につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額、または公表されている利回り情報等から算出した割引率によって割り引いた現在価値のいずれかをもって時価としております。

特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。

また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブにつきましては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した価額をもって時価としております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
有価証券		
非上場株式等 (注) 1, 3	170,572	174,347
組合出資金等 (注) 2, 3	215,245	242,674
合計	385,817	417,022

(注) 1 非上場株式等につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

2 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。

3 非上場株式及び組合出資金等について、前連結会計年度において9,669百万円、当連結会計年度において22,903百万円減損処理を行っております。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	56,196,163	142,027	8,980	1,125
コールローン及び買入手形	2,416,537	49,206		
買現先勘定	6,169,917	72,150		
債券貸借取引支払保証金	4,097,473			
買入金銭債権	3,587,450	514,675	161,745	286,006
有価証券(注)1	3,857,187	8,960,637	3,667,235	2,116,326
満期保有目的の債券	20,000	260,000		
うち国債	20,000	260,000		
地方債				
社債				
その他				
その他有価証券のうち満期があるもの	3,837,187	8,700,637	3,667,235	2,116,326
うち国債	1,217,500	4,080,400	520,900	335,700
地方債		11,072	87,188	7
社債	292,202	1,200,987	840,586	273,372
その他	2,327,484	3,408,177	2,218,560	1,507,246
貸出金(注)1,2	19,029,803	32,387,618	13,497,696	6,642,339
外国為替(注)1	1,703,142	15,882		
リース債権及びリース投資資産	38,813	55,765	23,295	64,866
合計	97,096,488	42,197,963	17,358,954	9,110,664

(注) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、有価証券12,958百万円、貸出金417,829百万円、外国為替378百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金6,000,359百万円であります。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	60,891,144	26,083	5,413	906
コールローン及び買入手形	853,031	43,708		
買現先勘定	8,427,511	65,286		
債券貸借取引支払保証金	5,000,653	4,450		
買入金銭債権(注)1	3,310,435	735,646	163,273	295,468
有価証券	6,702,393	7,787,784	3,250,285	4,241,524
満期保有目的の債券	260,000		22,300	
うち国債	260,000			
地方債			22,300	
社債				
その他				
その他有価証券のうち満期があるもの	6,442,393	7,787,784	3,227,985	4,241,524
うち国債	3,388,590	2,780,300	450,200	413,700
地方債	2,912	45,000	179,449	12,775
社債	316,475	1,123,144	814,564	449,623
その他	2,734,414	3,839,340	1,783,771	3,365,426
貸出金(注)1,2	20,530,820	34,431,806	13,516,514	6,514,499
外国為替(注)1	2,057,021	2,911		
リース債権及びリース投資資産	21,006	58,938	26,716	65,787
合計	107,794,017	43,156,614	16,962,203	11,118,187

(注) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権292百万円、貸出金339,003百万円、外国為替3,351百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金7,182,191百万円であります。

(5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金(注)	118,166,614	3,495,841	182,195	480,387
譲渡性預金	10,605,811	559,675		
コールマネー及び売渡手形	1,307,778			
売現先勘定	11,443,460			
債券貸借取引受入担保金	1,812,820			
コマーシャル・ペーパー	2,291,813			
借入金	8,430,682	1,086,996	765,268	373,949
外国為替	1,165,141			
短期社債	84,500			
社債	1,087,139	4,240,236	2,833,135	1,067,400
信託勘定借	1,228,223	124,550		
合計	157,623,985	9,507,299	3,780,600	1,921,736

(注) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金(注)	123,191,393	3,269,858	158,359	422,607
譲渡性預金	9,488,288	692,146		
コールマネー及び売渡手形	3,740,539			
売現先勘定	13,219,904			
債券貸借取引受入担保金	2,385,607			
コマーシャル・ペーパー	1,409,249			
借入金	10,116,503	4,185,181	637,820	271,389
外国為替	1,461,308			
短期社債	379,000			
社債	1,311,716	3,876,955	3,016,822	1,030,816
信託勘定借	1,379,220	282,735	149,400	
合計	168,082,732	12,306,877	3,962,402	1,724,812

(注) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

(有価証券関係)

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	20,551	27,480

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	280,247	281,136	888
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	280,247	281,136	888
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計			
合計		280,247	281,136	888

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	260,079	260,286	206
	地方債	2,000	2,001	1
	社債			
	その他			
	小計	262,079	262,287	208
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	地方債	20,300	20,232	67
	社債			
	その他			
	小計	20,300	20,232	67
合計		282,379	282,519	140

3 その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,175,611	1,242,178	1,933,433
	債券	8,094,287	8,031,868	62,419
	国債	5,547,344	5,523,497	23,847
	地方債	89,608	88,868	740
	社債	2,457,334	2,419,502	37,831
	その他	5,885,370	5,398,325	487,045
	小計	17,155,270	14,672,372	2,482,898
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	171,965	202,460	30,495
	債券	889,443	891,497	2,053
	国債	686,982	687,573	591
	地方債	9,555	9,560	4
	社債	192,906	194,363	1,457
	その他	5,198,045	5,327,052	129,007
	小計	6,259,454	6,421,010	161,555
合計		23,414,725	21,093,383	2,321,342

(注) 1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は12,277百万円(費用)であります。

2 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表 計上額(百万円)
株式	139,051
その他	246,765
合計	385,817

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,372,608	1,038,349	1,334,258
	債券	5,197,614	5,159,687	37,927
	国債	2,871,225	2,865,395	5,829
	地方債	76,337	75,981	356
	社債	2,250,052	2,218,310	31,741
	その他	10,655,671	9,934,324	721,347
	小計	18,225,894	16,132,361	2,093,533
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	222,431	287,126	64,694
	債券	4,869,781	4,886,191	16,410
	国債	4,216,709	4,229,667	12,957
	地方債	164,044	164,575	530
	社債	489,027	491,949	2,921
	その他	2,914,076	3,034,175	120,098
	小計	8,006,289	8,207,493	201,204
合計	26,232,183	24,339,854	1,892,329	

(注) 1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は26,403百万円(費用)であります。

2 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表 計上額(百万円)
株式	141,767
その他	275,254
合計	417,022

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

5 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	206,738	96,067	1,139
債券	8,071,326	11,418	2,154
国債	7,797,751	10,798	2,065
地方債	80,253	67	71
社債	193,321	551	17
その他	9,588,573	48,653	36,968
合計	17,866,638	156,140	40,262

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	205,299	115,228	11,013
債券	8,380,330	26,478	4,384
国債	8,036,803	25,415	4,349
地方債	92,994	295	34
社債	250,532	766	0
その他	14,797,180	120,696	33,219
合計	23,382,810	262,403	48,617

6 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

7 減損処理を行った有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は9,013百万円であります。また、当連結会計年度におけるこの減損処理額は23,000百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	390	390	

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	353	353	

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,333,619
その他有価証券	2,333,619
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	553,246
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,780,372
()非支配株主持分相当額	102,611
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	11,090
その他有価証券評価差額金	1,688,852

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額12,277百万円(費用)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 その他有価証券の評価差額は時価を把握することが極めて困難な外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,918,660
その他有価証券	1,918,660
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	453,080
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,465,580
()非支配株主持分相当額	103,969
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	9,795
その他有価証券評価差額金	1,371,407

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額26,403百万円(費用)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 その他有価証券の評価差額は時価を把握することが極めて困難な外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

3 非支配株主持分相当額には、非支配株主から取得した持分を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	30,533,013	3,061,730	16,015	16,015
	買建	28,898,271	5,902,494	16,633	16,633
	金利オプション				
	売建	3,452,722	3,286,192	1,929	1,929
	買建	130,788,808	65,425,283	24,009	24,009
店頭	金利先渡契約				
	売建	26,319,818	1,420,320	12,029	12,029
	買建	28,150,897	1,305,595	12,572	12,572
	金利スワップ	444,871,798	354,014,671	294,408	294,408
	受取固定・支払変動	197,044,427	156,309,066	2,831,588	2,831,588
	受取変動・支払固定	189,646,811	153,321,990	2,545,878	2,545,878
	受取変動・支払変動	58,102,014	44,309,569	156	156
	金利スワップション				
	売建	6,329,197	3,871,862	39,722	39,722
	買建	5,706,918	3,485,353	39,242	39,242
	キャップ				
	売建	48,034,687	31,841,749	57,898	57,898
	買建	11,030,207	7,991,304	6,571	6,571
	フロアー				
	売建	939,796	767,715	3,380	3,380
	買建	1,253,804	776,639	4,160	4,160
	その他				
売建	1,519,045	772,769	3,053	3,053	
買建	7,769,837	6,281,874	31,891	31,891	
	合 計			294,374	294,374

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格により算定しております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	21,076,337	4,765,699	27,290	27,290
	買建	14,737,369	2,199,856	27,550	27,550
	金利オプション				
	売建	6,750,245	4,521,273	11,465	11,465
	買建	158,524,331	67,831,291	48,263	48,263
店頭	金利先渡契約				
	売建	62,823,188	4,805,635	132,247	132,247
	買建	61,810,031	3,914,222	132,242	132,242
	金利スワップ	466,801,624	363,010,583	571,893	571,893
	受取固定・支払変動	204,935,762	162,453,955	9,871,580	9,871,580
	受取変動・支払固定	199,732,233	157,519,483	9,312,725	9,312,725
	受取変動・支払変動	62,049,122	42,972,238	4,408	4,408
	金利スワップション				
	売建	7,216,094	3,744,854	5,054	5,054
	買建	6,612,746	3,503,884	22,405	22,405
	キャップ				
	売建	58,316,271	35,057,852	27,575	27,575
	買建	13,991,264	9,813,927	689	689
	フロアー				
	売建	3,427,268	3,271,036	34,570	34,570
	買建	2,001,857	1,816,324	21,728	21,728
	その他				
売建	1,723,114	1,045,482	2,327	2,327	
買建	6,906,532	4,948,922	74,235	74,235	
	合 計			623,785	623,785

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	2,833		21	21
	買建	1,109		0	0
店頭	通貨スワップ	46,383,650	34,753,013	82,884	76,881
	通貨スワップション				
	売建	341,280	256,973	628	628
	買建	817,560	708,288	1,484	1,484
	為替予約	81,510,434	11,113,122	24,012	24,012
	通貨オプション				
	売建	3,031,324	1,496,970	62,269	62,269
買建	2,676,865	1,186,165	67,564	67,564	
合計				113,069	107,066

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	4,500		7	7
	買建				
店頭	通貨スワップ	55,227,153	41,204,948	116,557	97,022
	通貨スワップション				
	売建	229,152	45,273	429	429
	買建	789,974	577,080	1,766	1,766
	為替予約	80,636,837	10,126,712	1,771	1,771
	通貨オプション				
	売建	3,622,112	1,493,867	115,008	115,008
買建	3,258,083	1,206,448	120,743	120,743	
合計				111,265	91,729

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	635,249	28,221	3,170	3,170
	買建	295,976	15,021	1,081	1,081
	株式指数オプション				
	売建	682,846	350,760	56,853	56,853
	買建	576,496	317,636	29,383	29,383
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	401,236	290,126	25,905	25,905
	買建	320,518	242,408	24,375	24,375
	有価証券店頭指数等先渡 取引				
	売建				
	買建	8,094	115	554	554
	有価証券店頭指数等ス ワップ				
株価指数変化率受取・ 金利支払	67,491	43,666	8,214	8,214	
金利受取・ 株価指数変化率支払	254,937	177,164	21,736	21,736	
合 計				12,835	12,835

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	683,868	3,250	7,234	7,234
	買建	470,636	30,247	1,286	1,286
	株式指数オプション				
	売建	625,316	253,364	69,629	69,629
	買建	476,035	197,739	31,351	31,351
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	342,896	52,544	30,674	30,674
	買建	312,867	38,253	32,382	32,382
	有価証券店頭指数等先渡 取引				
	売建				
	買建	2,614	28	448	448
	有価証券店頭指数等ス ワップ				
株価指数変化率受取・ 金利支払	58,774	31,271	18,606	18,606	
金利受取・ 株価指数変化率支払	268,608	151,227	51,513	51,513	
	合 計			9,162	9,162

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	2,145,140		28,956	28,956
	買建	1,755,892		26,722	26,722
	債券先物オプション				
	売建	446,325		662	662
	買建	45,285		120	120
店頭	債券先渡契約				
	売建	1,328		2	2
	買建				
	債券店頭オプション				
	売建	505,303		1,887	1,887
	買建	595,039	83,476	853	853
合 計				3,805	3,805

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,098,669		15,128	15,128
	買建	1,137,437		16,168	16,168
	債券先物オプション				
	売建	3,000		2	2
	買建	2,992		10	10
店頭	債券先渡契約				
	売建	499		0	0
	買建				
	債券店頭オプション				
	売建	298,310		119	119
	買建	371,168	71,357	8,240	8,240
合 計				9,174	9,174

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	14,158		326	326
	買建	14,664		296	296
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	91,437	42,874	1,163	1,163
	変動価格受取・ 固定価格支払	89,660	41,086	3,089	3,089
	変動価格受取・ 変動価格支払	2,018	1,461	10	10
	商品オプション				
	売建	7,918	2,678	401	401
	買建	5,796	778	12	12
合 計				1,556	1,556

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	3,090		171	171
	買建	4,044		379	379
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	80,464	47,610	18,209	18,209
	変動価格受取・ 固定価格支払	76,311	44,804	15,201	15,201
	変動価格受取・ 変動価格支払	1,363	1,347	0	0
	商品オプション				
	売建	3,153	2,199	529	529
	買建	1,307	532	89	89
合 計				2,181	2,181

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	692,851	639,636	6,303	6,303
	買建	811,914	713,858	6,955	6,955
合 計				651	651

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,010,046	871,799	10,922	10,922
	買建	1,173,724	1,012,367	13,779	13,779
合 計				2,856	2,856

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債	2,220,000	2,220,000	149
	売建				
	買建				
	金利スワップ		33,822,621	30,249,753	252,739
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	金利スワップション		157,065	157,065	3,441
売建					
買建					
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	貸出金	301,178	291,450	3,274
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金、社債	68,690	66,690	(注) 3
	受取変動・支払固定				
	合 計				29,620

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定してしております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係) 2 金融商品の時価等に関する事項」の当該借入金等の時価に含めて記載してあります。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の 有利利息の金融資産・負債			
	売建		435,240		43
	買建		1,142,505		269
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		36,700,930	28,992,026	697,034
	受取変動・支払固定		14,785,349	13,677,981	507,233
	金利スワップション				
	売建	151,789	151,789	26,130	
	買建				
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	貸出金			
	受取変動・支払固定		409,908	390,290	13,781
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取変動・支払固定		71,880	55,700	
	合 計				202,463

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定してしております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係) 2 金融商品の時価等に関する事項」の当該借入金の時価に含めて記載してあります。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、その他 有価証券、預金、外国為 替等	7,828,136	5,000,432	22,720
			2,772		218
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	貸出金、其他有価証券	186,032	131,640	5,056
合 計					17,882

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、その他 有価証券、預金、外国為 替等	9,966,619	5,490,043	64,752
			39,426		723
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	貸出金、其他有価証券	254,494	208,359	18,015
合 計					83,491

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	48,510	48,510	1,826
合 計					1,826

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	41,556	41,556	8,861
合 計					8,861

(注) 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度並びに確定拠出制度を設けております。

積立型の確定給付制度は、主に確定給付企業年金制度及び退職給付信託を設定している退職一時金制度であります。

非積立型の確定給付制度は、退職給付信託を設定していない退職一時金制度であります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に対して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,125,746	1,123,760
勤務費用	38,597	37,323
利息費用	5,946	4,098
数理計算上の差異の発生額	31,582	13,225
退職給付の支払額	55,656	55,337
過去勤務費用の発生額	96	
企業結合の影響による増減額	22,529	1,227
その他	22	318
退職給付債務の期末残高	1,123,760	1,123,979

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
年金資産の期首残高	1,469,182	1,421,378
期待運用収益	43,473	42,510
数理計算上の差異の発生額	48,332	112,013
事業主からの拠出額	15,746	13,108
退職給付の支払額	42,816	43,656
企業結合の影響による増減額	14,348	
その他	1,525	2,551
年金資産の期末残高	1,421,378	1,318,775

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の調整表

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	1,099,416	1,096,602
年金資産	1,421,378	1,318,775
	321,961	222,172
非積立型制度の退職給付債務	24,343	27,376
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	297,617	194,795

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付に係る資産	329,434	230,573
退職給付に係る負債	31,816	35,777
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	297,617	194,795

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	38,597	37,323
利息費用	5,946	4,098
期待運用収益	43,473	42,510
数理計算上の差異の費用処理額	15,100	5,569
過去勤務費用の費用処理額	131	140
その他(臨時に支払った割増退職金等)	6,300	7,521
確定給付制度に係る退職給付費用	7,861	11,861

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
過去勤務費用	227	140
数理計算上の差異	94,984	119,648
合計	95,212	119,789

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	300	159
未認識数理計算上の差異	8,596	128,245
合計	8,295	128,085

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
株式	58.7%	56.3%
債券	17.8%	15.1%
生保一般勘定	2.8%	3.0%
その他	20.7%	25.6%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度36.3%、当連結会計年度35.5%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の構成と、年金資産を構成する各資産の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
国内連結子会社 0.1% ~ 0.8%	国内連結子会社 0.3% ~ 0.8%
在外連結子会社 2.4% ~ 9.0%	在外連結子会社 2.3% ~ 8.3%

長期期待運用収益率

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
国内連結子会社 0% ~ 4.0%	国内連結子会社 0% ~ 4.0%
在外連結子会社 2.4% ~ 9.0%	在外連結子会社 2.3% ~ 8.3%

3 確定拠出制度

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,500百万円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,122百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業経費	29百万円	7百万円

2 スtock・オプションの権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他の経常収益		1,610百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 67
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2010年6月29日から 2010年度に関する定時 株主総会終結時まで	2011年6月29日から 2011年度に関する定時 株主総会終結時まで	2012年6月28日から 2012年度に関する定時 株主総会終結時まで	2013年6月27日から 2013年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から 2040年8月12日まで	2011年8月16日から 2041年8月15日まで	2012年8月15日から 2042年8月14日まで	2013年8月14日から 2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 73
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2014年6月27日から 2014年度に関する定時 株主総会終結時まで	2015年6月26日から 2015年度に関する定時 株主総会終結時まで	2016年6月29日から 2016年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から 2044年8月14日まで	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	2016年8月15日から 2046年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	7,200	13,600	65,400	42,700
付与				
失効				
権利確定	2,000	7,200	7,100	3,500
未確定残	5,200	6,400	58,300	39,200
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	59,700	173,600	161,000	33,300
権利確定	2,000	7,200	7,100	3,500
権利行使	17,000	47,800	38,500	9,900
失効				
未行使残	44,700	133,000	129,600	26,900

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	59,400	91,200	121,300
付与			
失効			
権利確定	17,300	13,500	18,500
未確定残	42,100	77,700	102,800
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	32,000	14,400	24,600
権利確定	17,300	13,500	18,500
権利行使	21,500	14,800	27,400
失効			
未行使残	27,800	13,100	15,700

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,263	3,452	3,601	3,318
付与日における公正な評価単価(円)	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,856	4,002	3,739
付与日における公正な評価単価(円)	3,661	4,904	2,811

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結子会社であるPT Bank BTPN Tbk

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2015年3月26日	2015年3月26日	2016年4月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	同社役員 16 同社使用人 309	同社役員 1 同社使用人 4	同社使用人 332
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 141,575,000	普通株式 10,500,000	普通株式 56,645,000
付与日	2015年4月15日	2016年10月10日	2016年9月21日
権利確定条件	権利行使時に勤続	権利行使時に勤続	権利行使時に勤続
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	2017年5月1日から30日間 2017年11月6日から30日間 2018年5月7日から30日間 2018年11月5日から30日間 2019年5月6日から30日間 2019年12月2日から30日間	2017年5月1日から30日間 2017年11月6日から30日間 2018年5月7日から30日間 2018年11月5日から30日間 2019年5月6日から30日間 2019年12月2日から30日間	2018年5月28日から30日間 2018年12月17日から30日間 2019年5月28日から30日間 2019年12月19日から30日間 2020年6月1日から30日間 2020年12月17日から30日間

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	2015年3月26日	2015年3月26日	2016年4月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	83,240,000	9,600,000	37,896,500
付与			
失効	83,240,000	9,600,000	37,896,500
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2015年3月26日	2015年3月26日	2016年4月29日
権利行使価格(IDR)	4,000.00	4,000.00	2,617.00
行使時平均株価(IDR)			
付与日における公正な評価単価(IDR)	1,408.90	1,408.90	712.81

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却	181,930百万円	貸倒引当金及び貸出金償却	209,156百万円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	210,814百万円	税務上の繰越欠損金 (注) 2	177,351百万円
有価証券	147,466百万円	有価証券	146,854百万円
利息返還損失引当金	45,195百万円	利息返還損失引当金	43,753百万円
退職給付に係る調整累計額	2,785百万円	退職給付に係る調整累計額	39,818百万円
その他	185,582百万円	その他	164,543百万円
繰延税金資産小計	773,774百万円	繰延税金資産小計	781,478百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注) 2	166,296百万円	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注) 2	116,002百万円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	200,111百万円	将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	192,146百万円
評価性引当額小計	366,407百万円	評価性引当額小計 (注) 1	308,148百万円
繰延税金資産合計	407,367百万円	繰延税金資産合計	473,329百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	551,785百万円	その他有価証券評価差額金	445,574百万円
繰延ヘッジ損益	百万円	繰延ヘッジ損益	57,250百万円
減価償却費	44,994百万円	減価償却費	52,125百万円
その他	148,562百万円	その他	149,449百万円
繰延税金負債合計	745,341百万円	繰延税金負債合計	704,399百万円
繰延税金資産(負債)の純額	337,974百万円	繰延税金資産(負債)の純額	231,070百万円

(注) 1 評価性引当額の主な変動は、S M B C コンシューマーファイナンス株式会社における繰越欠損金の使用によるもの及び将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額が減少したことによるものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 ()	41,259	105,321	23,043	41,190	210,814
評価性引当額	40,810	102,113	22,063	1,308	166,296
繰延税金資産	448	3,207	979	39,881	44,517

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 ()	68,777	37,998	20,754	49,821	177,351
評価性引当額	58,733	37,271	18,714	1,282	116,002
繰延税金資産	10,044	727	2,040	48,538	61,349

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)		当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	
当社の法定実効税率	30.62%	当社の法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
受取配当金益金不算入	3.57%	評価性引当額	8.36%
持分法による投資損益	1.67%	持分法による投資損益	1.93%
当社と在外連結子会社との法定実効税率差異	1.62%	受取配当金益金不算入	1.05%
繰越欠損金の期限切れ	4.27%	事業税所得差額	1.00%
評価性引当額	2.39%	その他	0.59%
その他	0.92%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.50%		

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会やグループ経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人及び中小企業のお客さまに対応した業務

国際事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数の事業部門の協働により取引を獲得した際には、社内管理会計の取扱いに照り、実際の収益額に基づき算定した金額を協働した事業部門に計上しております。

なお、資産につきましては、事業セグメント別の管理を行っておりません。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	784,886	1,281,574	689,603	333,572	243,457	2,846,178
経費	345,133	1,021,383	333,382	54,239	39,087	1,715,050
その他	45,109	14,445	38,911	19,127	56,447	61,145
連結業務純益	484,862	274,637	395,131	298,460	260,818	1,192,273

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

4 2019年1月1日から2019年3月31日までの三井住友ファイナンス&リース株式会社に係る損益は、ホールセール事業部門及び国際事業部門の、主として連結粗利益及び経費に計上し、本社管理等で当該計数を控除すると共に、その他に計上しております。なお、連結損益計算書上、当該損益は、持分法による投資損益として計上しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	641,542	1,257,678	667,083	421,629	219,345	2,768,587
経費	284,353	1,025,179	350,579	56,235	23,256	1,739,603
その他	52,059	1,974	54,736	33,376	86,094	56,051
連結業務純益	409,247	234,473	371,240	398,770	328,696	1,085,034

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

4 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
連結業務純益	1,192,273
その他経常収益(除く持分法による投資利益)	166,851
その他経常費用	223,825
連結損益計算書の経常利益	1,135,300

(注) 損失の場合には、金額頭部に を付しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
連結業務純益	1,085,034
その他経常収益(除く持分法による投資利益)	196,764
その他経常費用	349,734
連結損益計算書の経常利益	932,064

(注) 損失の場合には、金額頭部に を付しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
3,847,287	734,495	524,807	628,721	5,735,312

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
880,935	574,502	23,413	25,851	1,504,703

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
3,496,033	764,766	395,209	658,303	5,314,313

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
881,203	511,264	26,941	30,914	1,450,323

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。

前連結会計年度における減損損失は、9,610百万円であります。

当連結会計年度における減損損失は、65,106百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額	309	4,019	5,494		16,095	25,919
当期末残高		50,100			143,027	193,127

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	国際事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額		4,019			13,513	17,533
当期末残高		46,080			148,209	194,289

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

取得による企業結合

三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合併

当社の連結子会社である三井住友アセットマネジメント株式会社(以下、「SMAM」)は、当社の持分法適用の関連会社である大和住銀投信投資顧問株式会社(以下、「大和住銀」)との間で2018年9月28日に締結した合併契約に基づき、2019年4月1日に合併いたしました。なお、合併会社の商号は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社であります。

合併の概要は、次のとおりであります。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務

(2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

2019年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

SMAMを存続会社、大和住銀を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	48.96%
企業結合日に増加した議決権比率	1.16%
合併後の議決権比率	50.12%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が三井住友DSアセットマネジメント株式会社の議決権の過半数を所有しているため。

2 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた大和住銀の普通株式の企業結合時における時価	40,111百万円
企業結合日に追加取得した大和住銀の普通株式の対価(SMAM株式)	958百万円
被取得企業の取得原価	41,070百万円

4 株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類及び合併比率

普通株式 S M A M 1 : 大和住銀 4.2156

(2) 合併比率の算定方法

S M A MはE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3) 交付株式数

S M A Mの普通株式 16,230,060株

5 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 9百万円

6 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

被取得企業の取得原価	41,070百万円
取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額	19,072百万円
差額（段階取得に係る差益）	21,997百万円

7 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

17,022百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

14年間で均等償却

8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産の部合計 61,319百万円
うち現金預け金 22,798百万円

(2) 負債の額

負債の部合計 14,178百万円

9 取得原価のうちののれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額 19,898百万円 償却期間 13年
うち顧客関連資産 19,898百万円 償却期間 13年

10 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

企業結合日が当連結会計年度の開始日（2019年4月1日）であるため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	円	7,715.91	7,827.50
1株当たり当期純利益	円	519.95	511.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	519.59	511.57

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	726,681	703,883
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	726,681	703,883
普通株式の期中平均株式数	千株	1,397,599	1,375,118
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	21	6
(うち連結子会社及び 持分法適用の関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	21	6
普通株式増加数	千株	923	801
(うち新株予約権)	千株	923	801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要			

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	11,451,611	10,784,903
純資産の部の合計額から控除する金 額	百万円	683,290	64,933
(うち新株予約権)	百万円	4,750	2,064
(うち非支配株主持分)	百万円	678,540	62,869
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	10,768,320	10,719,969
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	千株	1,395,600	1,369,526

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものはありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%) (注)1	担保	償還期限
当 社	2021年3月9日～2048年2月9日満期 米ドル建社債 (注)3,4	2016年3月～ 2020年1月	3,219,528 (29,004,761千\$) []	4,098,762 (37,668,982千\$) [270,983]	2.058～ 4.306	なし	2021年3月～ 2048年2月
	2022年1月18日～2033年2月7日満期 ユーロ建社債 (注)3	2016年6月～ 2019年10月	555,064 (4,456,556千ユーロ)	754,586 (6,313,473千ユーロ)	0～ 1.716	なし	2022年1月～ 2033年2月
	2022年3月29日～2028年7月10日満期 豪ドル建社債 (注)3	2016年9月～ 2019年10月	183,344 (2,331,738千豪\$)	195,744 (2,956,426千豪\$)	1.6617～ 4.13	なし	2022年3月～ 2028年7月
	2028年4月26日満期 香港ドル建社債 (注)3	2018年 4月26日	4,242 (300,000千香港\$)	4,212 (300,000千香港\$)	3.54	なし	2028年 4月26日
	第1回、第3回、第4回、第7回、 第9回、第10回、第13回無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2014年9月～ 2016年9月	370,669	371,891	0.469～ 1.328	なし	2024年9月～ 2030年5月
	第2回、第5回、第6回、第8回、 第11回、第12回、第14回 期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2014年9月～ 2018年3月	386,312	352,794	0.3～ 0.59	なし	2025年5月～ 2028年3月
	第1回～第6回任意償還条項付無担保永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2015年7月～ 2019年6月	598,974	684,797	1.07～ 2.88	なし	定めず
	2024年4月2日～2029年9月17日満期 米ドル建社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (注)3	2014年4月～ 2019年9月	191,741 (1,727,400千\$)	244,822 (2,250,000千\$)	3.202～ 4.436	なし	2024年4月～ 2029年9月
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	第59回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注)4	2014年4月23日	50,000 [50,000]				
	2019年6月11日～2030年3月5日満期 米ドル建社債 (注)3,4	2012年1月～ 2018年12月	1,591,494 (14,337,789千\$) [814,740]	761,633 (6,999,664千\$) [283,994]	2.00413 ～4.13	なし	2020年5月～ 2030年3月
	2045年5月30日満期 期限前償還条項付米ドル建社債 (注)3	2015年 5月28日	72,705 (655,000千\$)	71,270 (655,000千\$)	4.3	なし	2045年 5月30日
	2020年4月16日～2023年7月24日満期 ユーロ建社債 (注)3,4	2013年7月～ 2018年7月	429,901 (3,451,637千ユーロ) []	412,108 (3,448,026千ユーロ) [262,944]	0.085～ 2.75	なし	2020年4月～ 2023年7月
	2020年9月7日満期 英ポンド建社債 (注)3,4	2018年9月	36,257 (250,017千英\$) []	33,338 (250,005千英\$) [33,337]	0.82188	なし	2020年 9月7日
	2019年9月16日～2025年3月5日満期 豪ドル建社債 (注)3,4	2014年9月～ 2018年12月	41,134 (523,137千豪\$) [17,298]	20,074 (303,193千豪\$) [11,255]	2.9～ 3.67	なし	2020年8月～ 2025年3月
	2020年4月20日～2025年4月30日満期 香港ドル建社債 (注)3,4	2015年3月～ 2015年7月	33,426 (2,364,000千香港\$) []	33,190 (2,364,000千香港\$) [10,459]	2.09～ 2.92	なし	2020年4月～ 2025年4月
	2019年11月4日～2021年11月8日満期 タイバツ建社債 (注)3,4	2016年11月～ 2018年11月	33,155 (9,500,000千タイバツ) [12,215]	19,980 (6,000,000千タイバツ) [13,320]	2～ 2.66	なし	2020年8月～ 2021年11月
	第20回、第22回～第25回、 第27回、第28回 無担保社債(劣後特約付) (注)4	2009年7月～ 2011年12月	362,786 [73,000]	289,899 [150,000]	1.43～ 2.21	なし	2020年9月～ 2026年12月
	2022年3月1日満期 米ドル建永久社債(劣後特約付) (注)3	2012年 3月1日	166,395 (1,499,060千\$)	163,019 (1,498,199千\$)	4.85	なし	2022年 3月1日
	2020年11月9日満期 ユーロ建社債(劣後特約付) (注)3,4	2010年 11月9日	93,250 (748,695千ユーロ) []	89,517 (748,976千ユーロ) [89,565]	4	なし	2020年 11月9日
	* 1	連結子会社普通社債 (注)2,4	2011年2月～ 2020年3月	706,988 [108,921]	536,998 [156,953]	0.01～ 20	なし
* 2	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2015年8月～ 2020年3月	48,142 (433,516千\$) [3,506]	43,609 (400,785千\$) [6,578]	0.01～ 11.4	なし	2020年4月～ 2037年11月
* 3	連結子会社普通社債 (注)2,3	2018年 12月18日	124 (1,000千ユーロ)	95 (800千ユーロ)	0.1	なし	2023年 12月18日
* 4	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2016年3月～ 2018年12月	2,074 (26,388千豪\$) []	1,290 (19,483千豪\$) [39]	0.01～ 3	なし	2020年6月～ 2031年8月
* 5	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2017年7月～ 2018年12月	5,164 (259,660千TRY) [117]	4,080 (246,110千TRY) [863]	0.01～ 15	なし	2020年7月～ 2023年10月
* 6	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2017年6月～ 2019年11月	19,487 (2,498,374,855千 インドネシアルピア) [2,340]	21,066 (3,191,941,480千 インドネシアルピア) [14,531]	7.50～ 8.25	なし	2020年6月～ 2024年11月
* 7	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2020年3月		6,855 (447,756千CNY) [6,889]	0	なし	2020年6月～ 2020年9月
* 8	連結子会社社債(劣後特約付) (注)2,4	1997年12月～ 1999年8月	25,000 [5,000]	20,000 []	4～ 4.15	なし	2028年 1月28日
* 9	連結子会社短期社債 (注)2,4	2019年1月～ 2020年3月	84,500 [84,500]	379,000 [379,000]	0～ 0.01	なし	2020年4月～ 2020年9月
	合計		9,311,867	9,614,639			

- (注) 1 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。
- 2 * 1 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、円建てで発行しているものを記載しております。
- * 2 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、米ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 3 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、ユーロ建てで発行しているものを記載しております。
- * 4 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、豪ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 5 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、トルコリラ建てで発行しているものを記載しております。
- * 6 は、在外連結子会社PT Bank BTPN Tbkの発行したインドネシアルピア建ての普通社債であります。
- * 7 は、在外連結子会社三井住友銀行（中国）有限公司の発行した中国元建ての普通社債であります。
- * 8 は、在外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した円建ての期限付劣後社債であります。
- * 9 は、国内連結子会社S M B C日興証券株式会社及び三井住友カード株式会社の発行した円建ての短期社債であります。
- 3 「当期首残高」、「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
- 4 「当期首残高」、「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 5 連結会社の各決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,690,716	1,173,258	1,014,148	663,631	1,025,916

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	10,656,897	15,210,894	0.28	
借入金	10,656,897	15,210,894	0.28	2020年1月～ 定めず
リース債務	30,379	29,103	3.06	2020年4月～ 2032年7月

(注) 1 「平均利率」は、連結会社の各決算日現在の利率及び当期末残高により算出(加重平均)しております。

2 連結会社の各決算日後5年内における借入金及びリース債務の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	10,116,503	542,906	1,838,978	1,581,809	221,487
リース債務 (百万円)	7,338	6,006	4,773	4,550	2,816

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	2,291,813	1,409,249	1.35	2020年4月～ 2020年8月

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益(百万円)	1,334,510	2,707,673	4,021,547	5,314,313
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	282,383	578,978	831,431	888,646
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	215,727	431,955	610,830	703,883
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	155.24	312.84	443.60	511.87

	第1四半期 連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	155.24	157.61	130.62	67.95

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 434,005	1 174,641
前払費用	1 365	1 413
未収収益	1 42,124	1 45,660
未収還付法人税等	118,877	127,541
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	1, 2 272,025
その他	1 37,124	1 59,769
流動資産合計	632,497	680,051
固定資産		
有形固定資産		
建物	85	80
工具、器具及び備品	5	12
建設仮勘定	13,718	29,464
有形固定資産合計	13,809	29,557
無形固定資産		
ソフトウェア	276	270
無形固定資産合計	276	270
投資その他の資産		
投資有価証券	-	645
関係会社株式	6,085,818	6,341,210
関係会社長期貸付金	1, 2 6,258,343	1, 2 7,173,150
長期前払費用	226	104
繰延税金資産	414	476
その他	0	3
投資その他の資産合計	12,344,803	13,515,590
固定資産合計	12,358,889	13,545,418
資産合計	12,991,386	14,225,470

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 1,228,030	1 1,228,030
未払金	1 8,924	1 39,682
未払費用	1 42,571	1 44,409
未払法人税等	9	12
未払事業所税	35	39
賞与引当金	722	769
役員賞与引当金	389	410
1年内償還予定の社債	-	272,025
その他	649	673
流動負債合計	1,281,332	1,586,051
固定負債		
社債	1, 3 5,790,820	3 6,441,874
長期借入金	4 234,223	4 231,275
固定負債合計	6,025,043	6,673,150
負債合計	7,306,375	8,259,202
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,339,443	2,339,964
資本剰余金		
資本準備金	1,560,921	1,561,442
資本剰余金合計	1,560,921	1,561,442
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	30,420	30,420
繰越利益剰余金	1,767,989	2,046,360
利益剰余金合計	1,798,409	2,076,780
自己株式	16,302	13,983
株主資本合計	5,682,471	5,964,203
新株予約権	2,539	2,064
純資産合計	5,685,011	5,966,267
負債純資産合計	12,991,386	14,225,470

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1 371,805	1 659,428
関係会社受入手数料	1 5,665	1 9,087
関係会社貸付金利息	1 145,072	1 165,319
営業収益合計	522,543	833,835
営業費用		
販売費及び一般管理費	1, 2 24,332	1, 2 26,146
社債利息	1 143,809	1 161,535
長期借入金利息	6,449	6,843
営業費用合計	174,591	194,525
営業利益	347,952	639,310
営業外収益		
受取利息	1 32	1 70
受取手数料	1	1
その他	178	130
営業外収益合計	212	202
営業外費用		
短期借入金利息	1 4,298	1 4,312
支払手数料	1 254	1 120
社債発行費償却	1 2,407	1 5,816
営業外費用合計	6,960	10,249
経常利益	341,203	629,263
特別利益		
関係会社株式売却益	1 106,273	-
特別利益合計	106,273	-
特別損失		
関係会社株式売却損	1 1,414	-
特別損失合計	1,414	-
税引前当期純利益	446,062	629,263
法人税、住民税及び事業税	27,998	6,803
法人税等調整額	136	62
法人税等合計	28,134	6,865
当期純利益	474,196	636,128

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,338,743	1,560,221	24,286	1,584,508	30,420	1,581,073	1,611,493
当期変動額							
新株の発行	699	699		699			
剰余金の配当						245,576	245,576
当期純利益						474,196	474,196
自己株式の取得							
自己株式の処分			68	68			
自己株式の消却			65,922	65,922			
利益剰余金から資本剰余金への振替			41,704	41,704		41,704	41,704
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	699	699	24,286	23,587	-	186,916	186,916
当期末残高	2,339,443	1,560,921	-	1,560,921	30,420	1,767,989	1,798,409

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	12,493	5,522,252	2,823	5,525,075
当期変動額				
新株の発行		1,398		1,398
剰余金の配当		245,576		245,576
当期純利益		474,196		474,196
自己株式の取得	70,094	70,094		70,094
自己株式の処分	363	294		294
自己株式の消却	65,922	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			283	283
当期変動額合計	3,809	160,219	283	159,935
当期末残高	16,302	5,682,471	2,539	5,685,011

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,339,443	1,560,921	-	1,560,921	30,420	1,767,989	1,798,409
当期変動額							
新株の発行	521	521		521			
剰余金の配当						255,834	255,834
当期純利益						636,128	636,128
自己株式の取得							
自己株式の処分			250	250			
自己株式の消却			101,673	101,673			
利益剰余金から資本剰余金への振替			101,923	101,923		101,923	101,923
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	521	521	-	521	-	278,370	278,370
当期末残高	2,339,964	1,561,442	-	1,561,442	30,420	2,046,360	2,076,780

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	16,302	5,682,471	2,539	5,685,011
当期変動額				
新株の発行		1,043		1,043
剰余金の配当		255,834		255,834
当期純利益		636,128		636,128
自己株式の取得	100,088	100,088		100,088
自己株式の処分	733	483		483
自己株式の消却	101,673	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			475	475
当期変動額合計	2,318	281,732	475	281,256
当期末残高	13,983	5,964,203	2,064	5,966,267

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価を把握することが極めて困難と認められる株式であるため、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社は、当事業年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
短期金銭債権	512,294百万円	短期金銭債権 550,770百万円
長期金銭債権	6,258,343百万円	長期金銭債権 7,173,150百万円
短期金銭債務	1,238,451百万円	短期金銭債務 1,266,968百万円
長期金銭債務	266,700百万円	

2 1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。

3 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
劣後特約付社債	1,820,950百万円	1,654,822百万円

4 長期借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
劣後特約付借入金	49,000百万円	41,000百万円

5 保証債務

株式会社三井住友銀行及びSMBC Bank EU AGのドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
	234,089百万円	254,007百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	522,543百万円	営業収益 833,835百万円
営業費用	14,426百万円	営業費用 12,646百万円
営業取引以外の取引高	109,268百万円	営業取引以外の取引高 6,468百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	12,841百万円	給料・手当 14,094百万円
		土地建物機械賃借料 2,620百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはなく、全て時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2020年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはなく、全て時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
子会社株式	928,980百万円	子会社株式	928,980百万円
その他	15,720百万円	その他	16,507百万円
繰延税金資産小計	944,700百万円	繰延税金資産小計	945,488百万円
評価性引当額	943,582百万円	評価性引当額	944,428百万円
繰延税金資産合計	1,118百万円	繰延税金資産合計	1,059百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他	704百万円	その他	583百万円
繰延税金負債合計	704百万円	繰延税金負債合計	583百万円
繰延税金資産の純額	414百万円	繰延税金資産の純額	476百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
受取配当金益金不算入	38.26%	受取配当金益金不算入	32.05%
評価性引当額	1.11%	評価性引当額	0.22%
その他	0.22%	その他	0.12%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	6.31%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	1.09%

(企業結合等関係)

該当ありません。

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものはありません。

【附属明細表】

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	85			4	80	16
	工具、器具及び備品	5	13		6	12	32
	建設仮勘定	13,718	15,745			29,464	
	計	13,809	15,759		10	29,557	48
無形固定資産	ソフトウェア	276	84		90	270	243
	計	276	84		90	270	243

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	722	769	722	769
役員賞与引当金	389	410	389	410

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	普通株式100株 優先株式につきましては、単元株式数を定めておりません。
単元未満株式の買取り、買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取、買増手数料	以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当りの買取、買増金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.smfg.co.jp/
株主に対する特典	該当ありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|----------------|--------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第17期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の訂正
報告書及び確認書 | | | 2019年8月14日
関東財務局長に提出。
2019年6月27日提出上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 |
| (3) 内部統制報告書 | 事業年度
(第17期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書
及び確認書 | (第18期第1四半期) | 自 2019年4月1日
至 2019年6月30日) | 2019年8月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第18期第2四半期) | 自 2019年7月1日
至 2019年9月30日) | 2019年11月29日
関東財務局長に提出。 |
| | (第18期第3四半期) | 自 2019年10月1日
至 2019年12月31日) | 2020年2月14日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 発行登録追補書類 | | | 2019年6月14日
関東財務局長に提出
2018年8月1日提出の発行登録書(社債の募集)に係る発行登録追補書類であります。 |
| (6) 自己株券買付状況報告書 | | | 2019年7月5日
2019年8月13日
及び 2019年9月10日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | | | 2019年7月2日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。 |
| (8) 訂正発行登録書 | | | 2019年7月2日
及び 2019年8月14日
関東財務局長に提出。
2018年8月1日提出の発行登録書(社債の募集)に係る訂正発行登録書であります。 |
| (9) 有価証券届出書
及びその添付書類
株式報酬制度の導入に伴う普通株式の発行に係る有価証券届出書であります。 | | | 2019年7月12日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 有価証券届出書の訂正届出書 | | | 2019年7月23日
関東財務局長に提出。
2019年7月12日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚敏弘
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽太典明
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仁木一秀
--------------------	-------	------

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社三井住友フィナンシャルグループの当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金82兆5,176億円（総資産の約37.5%）が計上されており、これに対応する貸倒引当金は3,017億円である。これらは主に連結子会社である株式会社三井住友銀行（以下「SMB C」と	当監査法人は、SMB Cの法人顧客に対する貸倒引当金の評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 （1）内部統制の評価 貸倒引当金の計上プロセスに関連する内部統制の整備・

<p>いう。)の法人顧客に関するものである。</p> <p>S M B Cにおいては、貸出金を含む全ての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定する。この債務者区分ごとに、貸倒実績率又は倒産確率を基礎とする予想損失額、キャッシュ・フロー見積り法(以下「DCF法」という。)等、償却・引当基準において定められた方法により、貸倒引当金の計上、若しくは直接償却を行う。また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失等については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に反映する。</p> <p>S M B Cの法人顧客に対する貸倒引当金の評価は、主に下記の領域において見積りの不確実性が高く、従って経営者による高度な判断が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別債務者の実態に即して、将来予測情報を含む定性的要因を勘案した債務者区分判定 ・直近の経済環境やリスク要因、特に新型コロナウイルス感染症の影響拡大、及びそれらを起因とした原油価格等のマーケット指標の変動が及ぼす影響等について、債務者区分の見直しや特定のポートフォリオに対する追加引当等を通じた貸倒引当金への反映要否の判断、及びその手法の決定 ・主として要管理先及び破綻懸念先の大口債務者に対して適用されるDCF法における将来キャッシュ・フローの見積り <p>以上から、当監査法人は、S M B Cの法人顧客に対する貸倒引当金の評価、その中でも特に定性的要因を勘案した債務者区分判定、直近の経済環境やリスク要因の貸倒引当金への反映、並びにDCF法における将来キャッシュ・フローの見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>運用状況の有効性について主に下記の点に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己査定基準、償却・引当基準等を含む貸倒引当金の計上方法の承認 ・内部格付制度の検証 ・定性的要因を勘案した債務者区分判定 ・直近の経済環境やリスク要因の貸倒引当金への反映 ・DCF法における将来キャッシュ・フローの見積り <p>(2) 貸倒引当金の計上基準、並びに内部格付制度の妥当性の評価</p> <p>貸倒引当金の計上基準が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを検討した。また、債務者区分判定の基礎となる内部格付制度の妥当性について、業界特有の知識と経験を有した信用リスク評価の専門家が関与して手続を行った。この手続には、外部格付との整合性の分析、並びに主要な内部格付制度のデフォルト判別力の評価が含まれる。</p> <p>(3) 定性的要因を勘案した債務者区分の妥当性の評価</p> <p>S M B Cの法人顧客のうち、一定の基準に基づいて選定した債務者について、定性的要因を勘案した債務者区分の妥当性を評価した。この手続には、経営計画の実現可能性の分析、並びに資金繰りの検討が含まれる。</p> <p>(4) 直近の経済環境やリスク要因の貸倒引当金への反映の合理性の評価</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響拡大、及びそれらを起因とした原油価格等のマーケット指標の変動が及ぼす影響等を勘案した債務者区分の見直し、並びに特定のポートフォリオに対する追加引当等の合理性について、主に下記の手続を実施して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該感染症等の影響を受ける債務者の直近の業況把握、貸出条件の変更要請等を含む資金繰りの分析、及びそれらを踏まえた債務者区分の検討 ・原油価格等のマーケット指標に係る外部機関のレポートの閲覧による影響範囲の分析及び仮定の検討、並びに特定のポートフォリオにおける予想損失の測定手法の評価 <p>(5) DCF法における将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>DCF法の適用対象先のうち、一定の基準に基づいて選定した債務者について、再建計画とその進捗状況の分析等により、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価した。</p>
--	--

S M B C 信託銀行のリテールバンク事業に関連するのれん及びその他の無形固定資産の使用価値の評価

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社三井住友フィナンシャルグループの当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん1,942億円、その他の無形固定資産1,178億円が計上されている。また、子会社である株式会社S M B C信託銀行（以下「S M B C信託」という。）が、シティバンク銀行株式会社から同社のリテールバンク事業（以下「プレスティア事業」という。）を吸収分割により承継した際に発生した、のれん並びに顧客基盤及びコア預金からなる無形固定資産（以下「のれん等」という。）について、当連結会計年度において、その全額が減損され、399億円の減損損失が計上されている。</p> <p>これらののれん等は、定期的に償却処理されるが、減損の兆候が認められる場合には、のれん等が帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、減損損失は当該減少額として測定される。なお、回収可能価額とは、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。</p> <p>当連結会計年度において、S M B C信託のプレスティア事業について、市場環境の悪化により減損の兆候が認められ、減損損失の認識要否の判定の結果、減損損失の認識が必要になった。S M B C信託のプレスティア事業に係るのれん等の減損損失の測定にあたっては、回収可能価額として使用価値が用いられ、当該使用価値の算定においては、経営者により承認された将来計画を基礎とする将来キャッシュ・フロー及び割引率が用いられる。</p> <p>当該将来キャッシュ・フローの見積りには、経営者による高度な判断が求められ、割引率の決定は、市場金利やその他の市場環境により重要な影響を受ける。また、直近の市場環境を考慮し、S M B C信託は将来キャッシュ・フローの見直しを行っており、使用価値の算定に係る見積りの不確実性が高まっている。</p> <p>以上から、当監査法人は、S M B C信託のプレスティア事業について見積もられた使用価値の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、S M B C信託のプレスティア事業について見積もられた使用価値の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>S M B C信託のプレスティア事業に係る使用価値の算定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、以下の点に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 ・割引率の合理性の評価 <p>（２）使用価値算定における評価手法の妥当性の検討</p> <p>評価手法について、企業価値評価の専門家を利用した上で、銀行業の使用価値評価にあたって一般的に採用される評価手法との比較により妥当性を検証した。</p> <p>（３）使用価値算定における将来キャッシュ・フローの合理性の検討</p> <p>過年度における将来キャッシュ・フローと実績値との比較により過年度の見積りの精度を評価した。また、過去実績、S M B C信託のプレスティア事業を取り巻く現在の市場環境及び景気動向並びにその予測、規制環境を考慮し、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を検証した。</p> <p>（４）使用価値算定における割引率の合理性の検討</p> <p>割引率について、企業価値評価の専門家が関与して、過去の市場データ及び現在の市場環境を考慮し、その評価手法及び決定された水準の合理性を検証した。</p>

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三井住友フィナンシャルグループが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚敏弘
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽太典明
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仁木一秀
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。